

令和元年第 4 回定例会

# 九十九里町議会会議録

令和元年 12 月 3 日 開会

令和元年 12 月 5 日 閉会

九十九里町議会

# 令和元年第4回九十九里町議会定例会会議録

## 目 次

○招集告示	1
-------	---

### 第 1 号 (12月3日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期決定の件	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○一般質問	11
古川 徹 君	11
谷川 優子 君	27
荒木 かすみ 君	41
鐘田 貴俊 君	56
西村 みほ 君	70
○散会の宣告	75

### 第 2 号 (12月4日)

○議事日程	77
○出席議員	77
○欠席議員	77

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	77
○職務のため出席した者の職氏名	78
○開議の宣告	79
○議事日程の報告	79
○一般質問	79
原田教光君	79
細田一男君	87
善塔道代君	98
小川浩安君	112
浅岡厚君	118
○散会の宣告	127

### 第 3 号 (12月5日)

○議事日程	129
○出席議員	130
○欠席議員	130
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	130
○職務のため出席した者の職氏名	130
○開議の宣告	131
○議事日程の報告	131
○諸般の報告	131
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	131
・議案第1号 専決処分の承認を求めることについて	
○議案第2号から議案第7号までの上程、説明、質疑、討論、採決	132
・議案第2号 令和元年度九十九里町一般会計補正予算(第6号)	
・議案第3号 令和元年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	
・議案第4号 令和元年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	
・議案第5号 令和元年度九十九里町介護保険特別会計補正予算(第2号)	
・議案第6号 令和元年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	
・議案第7号 令和元年度九十九里町ガス事業会計補正予算(第1号)	

○議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 1
・議案第 8 号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について	
○議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 7
・議案第 9 号 九十九里町地域産業活性化基金条例の制定について	
○議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 8
・議案第 1 0 号 九十九里町森林環境整備基金条例の制定について	
○議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5 8
・議案第 1 1 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例の制定について	
○議案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 0
・議案第 1 2 号 九十九里町都市公園設置管理条例の一部を改正する条例の制定に ついて	
○議案第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 2
・議案第 1 3 号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	
○議案第 1 4 号及び議案第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 3
・議案第 1 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めるこ とについて	
・議案第 1 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めるこ とについて	
○議案第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 5
・議案第 1 6 号 山武郡市広域行政組合規約の変更に関する協議について	
○諮問第 1 号の上程、説明、採決	1 6 6
・諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて	
○陳情第 3 号の上程、報告、質疑、討論、採決	1 6 7
・陳情第 3 号 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」 の採択を求める陳情書	
○閉会の宣告	1 6 9
○署名議員	1 7 1

令和元年第4回九十九里町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年11月18日

九十九里町長 大 矢 吉 明

1 期 日 令和元年12月3日

2 場 所 九十九里町議会議場

令和元年第4回九十九里町議会定例会会議録（第1号）

令和元年12月3日（火曜日）

## 令和元年第4回九十九里町議会定例会

### 議事日程（第1号）

令和元年12月3日（火）午前9時45分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

---

### 出席議員（14名）

1番	西村みほ君	2番	小川浩安君
3番	原田教光君	4番	鎗田貴俊君
5番	中村義則君	6番	古川徹君
7番	浅岡厚君	8番	荒木かすみ君
9番	内山菊敏君	10番	善塔道代君
11番	細田一男君	12番	佐久間一夫君
13番	谷川優子君	14番	古川明君

### 欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	副町長	佐々木悟君
教育長	藤代賢司君	総務課長	秋原充君
企画財政課長	戸村俊之君	税務課長	中川チエリ君
住民課長	戸田佳子君	健康福祉課長	作田延保君
社会福祉課長	山口義則君	産業振興課長	篠崎英行君

まちづくり 課長	古川 富康 君	会計管理者	南部 雄一 君
ガス課長	中村 吉徳 君	教育委員会 事務局 局長	篠崎 肇 君
農業委員会 事務局 会長	吉田 洋一 君	教育委員会 事務局 主幹	内山 茂樹 君

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 局長	木原 正幸 君	書 記	伊藤 さやか 君
--------	---------	-----	----------



---

◎開会及び開議の宣告

開 会 午前 9時45分

○議 長（内山菊敏君） ただいまの出席議員数は全員です。

ただいまから、令和元年第4回九十九里町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議 長（内山菊敏君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長（内山菊敏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

2番 小 川 浩 安 君

10番 善 塔 道 代 君

を指名いたします。

---

◎日程第2 会期決定の件

○議 長（内山菊敏君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6日までの4日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6日までの4日間に決定いたしました。

---

◎日程第3 諸般の報告

○議 長（内山菊敏君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本定例会の議案として、町長より議案第1号から議案第16号、諮問第1号の送付があり、これを受理いたしました。

また、本日まで受理した陳情は、お手元に配付いたしました陳情文書表のとおり、所管

の常任委員会に付託します。

本定例会の説明者として、本職から地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、町長、大矢吉明君であります。また、町長より本定例会の説明者として委任した旨通知のあった者は、お手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

次に、令和元年度第2回定期監査が、11月11日、12日の2日間にわたり実施され、監査委員から定期監査結果の報告がありました。お手元に配付の印刷物によって御了承願います。

---

#### ◎日程第4 行政報告

○議長（内山菊敏君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長の承認をいただきましたので、これより令和元年第4回九十九里町議会定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方全員の御出席を賜り、本定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

台風15号による爪跡が残る中、台風19号に続き、予想をはるかに超えた10月25日の大雨によって、千葉県内各地で甚大な被害が発生いたしました。

本町におきましても、家屋や農業用施設などの損壊、道路の冠水や住宅への浸水などが生じたことにより、町民の皆様の生活に大きな影響が出る事態となりました。復旧作業や今後の生活への不安から、心身ともに疲労こんぱいのことと拝察いたすとともに、改めまして、被害を受けられた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

今後も、町として最大限の対応を図りながら、災害復旧に全力を注いでまいります。また、今回の風水害を教訓として、災害時における万全な体制を整えながら、防災・減災対策に取り組み、関係機関との連携のもと、安全で安心なまちづくりにより一層傾注してまいります。

議員の皆様を初め、町民の皆様におかれましても、家庭でできる災害時の蓄えなど、みずからの安全はみずから守る自助の意識と、地域住民で協力して助け合う共助の体制の必要性を再確認していただき、公助を担う行政機関と適切に連携をすることによって、災害に対する強固な体制を町が一体となって構築できますよう、御理解、御協力を賜りたくお願い申し上げます。

それでは、9月議会定例会以降に予定しておりました事業につきまして御報告させていただくところでございますが、このたびの風水害の影響により、町内一斉清掃及び町民文化祭、産業まつりなどが中止となりました。これらの開催に当たり御尽力いただきました各団体の関係者の皆様、また、参加を予定・準備していただきました町民の皆様に心から感謝申し上げます。開催の中止につきましては、何とぞ御理解の上、今後も町政運営に御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

これからの予定になりますが、12月28日からは、町消防団により歳末特別警戒を実施いたします。

年明け1月1日には、片貝中央海岸で、多くの来場者とともに初日の出を迎える元旦祭が開催されます。

12日には成人式、13日には消防出初式を予定しております。

また、2月24日には、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を記念し、東金市との共同による2020東金・九十九里波乗りハーフマラソンを開催いたします。雄大な九十九里浜を眺めながら、ふだん走ることのできない波乗り道路でのマラソンが走者にとって格別な思い出となり、九十九里町の魅力が参加者に届くことを期待いたします。

今後の各事業の実施に当たりましても、議員の皆様方の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会において御審議いただく議案及びその他の概要について御説明申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、このたびの台風15号及び19号に伴う災害の応急・復旧対策を迅速かつ円滑に実施するため、既定の一般会計予算総額に歳入歳出それぞれ1,421万1,000円追加し、予算の総額を53億8,200万6,000円とする令和元年度九十九里町一般会計補正予算（第5号）を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、その承認をお願いするものでございます。

議案第2号 令和元年度九十九里町一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ10億9,222万3,000円を追加し、予算の総額を64億7,422万9,000円とするものでございます。

歳出の補正につきましては、総務費の企画費でふるさと納税寄附額が増加したため、いわしの町「九十九里」応援基金積立金1,651万円。ふるさと納税業務委託料727万6,000円。民生費の社会福祉総務費で訓練等給付費1,368万8,000円。農林水産業費の農業振興費で、台風

第15号などにより被害を受けた農業施設、機械の再建・修繕にかかる費用を補助する強い農業・担い手づくり総合支援交付金 6 億2,710万5,000円。土木費の住宅管理費で、台風15号により被災した住宅の修繕の支援として住宅応急修理業務委託料600万円、被災住宅修繕緊急支援事業補助金 1 億6,300万円。橋りょう災害復旧費で、災害廃棄物进行处理するため災害廃棄物収集運搬処理業務委託料 1 億484万1,000円。諸支出金の財政調整基金費で財政調整基金積立金 1 億4,300万円などを増額いたします。

また、災害復旧費の農林水産施設災害復旧費で、農業集落排水事業特別会計において農業集落排水事業債の借り入れが可能となったことから、農業集落排水事業特別会計繰出金を 1,160万円減額いたします。

歳入の補正につきましては、歳出増額に伴う負担金・補助金の増、並びに前年度事業の精算に伴う繰越金の増でございます。国庫支出金の民生費国庫負担金で障害者自立支援給付費等負担金684万3,000円、衛生費国庫補助金で災害等廃棄物処理事業費補助金5,314万8,000円、土木費国庫補助金で被災住宅修繕緊急支援事業補助金7,500万円、県支出金の民生費県負担金で、障害者自立支援給付費等負担金342万1,000円、土木費県負担金で災害救助費負担金600万円、農林水産業費県補助金で強い農業・担い手づくり総合支援交付金 4 億9,055万7,000円、土木費県補助金で被災住宅修繕緊急支援事業補助金5,540万円、寄附金の総務費寄附金でいわしの町「九十九里」応援寄附金1,651万円、繰入金の他会計繰入金で、介護保険特別会計繰入金1,181万円などを増額いたします。

また、前年度繰越金の確定により、繰越金 2 億2,418万8,000円を増額いたします。

これら歳入から歳出を差し引きますと、財源不足となりますので、財政調整基金繰入金 1 億4,554万6,000円を増額いたします。

次に、繰越明許費につきましては、龍宮橋補修に伴う橋りょう補修事業6,450万4,000円を、令和元年度内に事業の完了が見込めないことから、翌年度に予算を繰り越しいたします。

次に、債務負担行為の補正につきましては、環境作業用ダンプ車の整備に係る工期が1年以上を要すること、農業振興地域整備計画の策定業務の委託期間を延長すること、被災住宅再建支援事業における災害復興住宅資金利子補給事業補助金の利子補給対象期間が複数年にわたることから、債務負担行為を設定いたします。

議案第3号 令和元年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5,986万7,000円を追加し、予算の総額を22億5,686万7,000円とするものでございます。

歳出の補正につきましては、総務費の一般管理費で、国保情報集約システムとの連携に係るシステム改修委託料367万4,000円などを増額いたします。また、前年度事業の精算などにより、基金積立金の国民健康保険会計基金積立金を5,444万1,000円増額いたします。

歳入の補正につきましては、国庫支出金の国民健康保険事業費補助金でシステム改修費用の財源として、社会保障・税番号制度システム整備費補助金320万1,000円、前年度繰越金の確定により、その他繰越金5,937万5,000円などを増額いたします。

議案第4号 令和元年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ247万円を追加し、予算の総額を2億147万円とするものでございます。

これは、前年度事業の精算によるもので、歳出の補正につきましては、一般会計繰出金154万2,000円などを増額します。

歳入の補正につきましては、前年度繰越金247万円を増額いたします。

議案第5号 令和元年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ8,805万4,000円を追加し、予算の総額を16億3,818万3,000円とするものでございます。

歳出の補正につきましては、保険給付費の地域密着型介護予防サービス費でサービス給付費348万8,000円、また、前年度事業の精算により、基金積立金の介護給付費準備基金積立金で3,863万4,000円、諸支出金の償還金で国及び県への償還金3,399万7,000円、他会計繰出金で一般会計繰出金1,181万円などを増額いたします。

歳入の補正につきましては、介護給付費準備基金繰入金101万3,000円、前年度繰越金8,444万1,000円などを増額いたします。

議案第6号 令和元年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額1億5,171万8,000円の増減はございませんが、まがめ丘水クリーンセンター汚水処理自動制御装置交換工事に係る財源として、農業集落排水事業債の借り入れが可能となったことから、財源を更正するため、農業集落排水事業債1,160万円を増額し、一般会計繰入金1,160万円を減額いたします。

議案第7号 令和元年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、既定のガス事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額に、収入・支出それぞれ21万5,000円を追加するものでございます。

補正の主な内容は、4月1日の人事異動に伴い、人件費を増額するものでございます。

議案第8号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についてでございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度が創設され、会計年度任用職員の給与の支給等に関し必要な事項を定めるため、会計年度任用職員の給与等に関する条例を制定するものでございます。

議案第9号 九十九里町地域産業活性化基金条例の制定についてでございますが、本町の農漁業、商工業及び観光の活性化に必要な経費の財源に充てるための基金を創設するに当たり、九十九里町地域産業活性化基金条例を制定するものでございます。

議案第10号 九十九里町森林環境整備基金条例の制定についてでございますが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林環境譲与税を活用し、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及・啓発などの森林整備及びその促進に必要な経費の財源に充てるための基金を創設するに当たり、九十九里町森林環境整備基金条例を制定するものでございます。

議案第11号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備が必要となることから、本条例を制定し、それぞれの条例の一部を改正するものでございます。

議案第12号 九十九里町都市公園設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、真亀川総合公園トレーニングルーム、通称フィットネスつくもの利用者へのサービスの維持・向上を図るため、その利用料を改正することに伴い、九十九里町都市公園設置管理条例の一部を改正するものでございます。

議案第13号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてでございますが、教育委員会委員の作田光代氏が令和元年12月21日をもって任期満了となりますので、新たに石田米子氏を教育委員会委員として任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第14号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてでございますが、固定資産評価審査委員会委員の齊藤重晴氏が令和2年1月30日をもって任期満了となりますので、齊藤重晴氏の再任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第15号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてでございますが、固定資産評価審査委員会委員の大池久男氏が令和2年1月30日をもって任

期満了となりますので、大池久男氏の再任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第16号 山武郡市広域行政組合規約の変更に関する協議についてでございますが、山武郡市広域行政組合における事務事業の見直しにより、老人デイサービスセンター事業を令和2年3月31日で廃止するため、同組合規約の一部を改正するもので、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてでございますが、人権擁護委員の鈴木知恵子氏が令和2年3月31日で任期満了となりますので、鈴木知恵子氏の再任について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上が議案及びその他の概要についてでございます。

詳細につきましては担当者から説明いたさせますので、何とぞ慎重に御審議いただき、原案のとおり御賛同いただけますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

---

## ◎日程第5 一般質問

○議長（内山菊敏君） 日程第5、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、6番、古川徹君。

（6番 古川 徹君 登壇）

○6番（古川 徹君） 6番、古川徹です。

おはようございます。議長の承認をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に、台風15号、19号、また房総豪雨により、とうとい命を亡くされた犠牲者の方々に謹んで哀悼の意を表し上げます。また、一家の宝物である住宅や、なりわいとなる物的被害等を受けた被災者の方々へ、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、さきに行われた町長選挙にて2期目の当選を果たされました大矢町長、まことにおめでとうでございます。託された大矢丸2期目のかじ取りで、いかに町の発展と住民サービスの向上を達成していただけるかの手腕を問われる船出です。見事大漁旗を上げた大漁船大矢

丸で、町民の繁栄、弥栄をあわせまして、心から御期待をしております。

それでは質問に入りますが、町の重点施策としての1点目に、町長が今期の選挙戦で公約に掲げた2期目に向けたビジョンは、この4年間でどう進めるのか、お伺いしたいと思います。

2点目に、地方創生総合戦略重要業績評価指標K P Iと、重要目標達成指標K G Iの成果は、国の進めるこの地方創生総合戦略最終年度でございますが、この5年間にかけて、どう本町の地方創生につながる戦略をし、また、どう達成できたのかをお聞きします。そして、今後の地方創生総合戦略はどう考えていくのか、お聞かせください。

次に、防災対策ですが、台風15号・19号により被害を受けた被災者へ、国、県、町での支援はどのような支援で補助されていくのか。

2点目に、災害対策本部の設置のあり方については、設置の判断はどう判断されているのか、お聞きします。

3点目に、今後も温暖化や海水温が上昇して異常気象等が危ぶまれておりますが、大型台風、また自然災害など予測もされております。それに対する対策と備えはどうされていくのか、お聞きしたいと思います。

4点目に、産業道路排水付近の冠水対策、また、不動堂丘地区の一部地域の冠水対策の進捗状況についてもお伺いいたします。

次に、町の資源である海を活用した洋上風力発電の設置については、1点目、この洋上風力発電の設置により、企業だけのメリットではなく、町や町民にとってもメリットがあり、また、デメリットがあるのかお聞きしたいのと、2点目に、自然災害による停電時などに、洋上風力発電からの送電は受けられる可能性があるのでしょうか。また、そのような要望も考えているのか、お聞きしたいと思います。

なお、再質問につきましては自席にて行いますので、簡潔明瞭な答弁を求めます。

○議 長（内山菊敏君） 古川徹議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 古川徹議員の御質問にお答えいたします。

初めに、町の重点施策についての御質問にお答えします。

1点目の町長の2期目に向けたビジョンと、その進め方についての御質問ですが、近年の地方行政を取り巻く社会情勢は、急速な少子高齢化の進展に加え、経済活動の停滞が懸念さ



れる人口減少が見込まれるなど、急激な社会動向の変化が生じており、行政の取り組むべき課題は山積しております。

本町においても、このような社会の変化に対応していくため、町が直面している問題や今後の課題に真摯に向き合い、職員一丸となって取り組んでまいり所存でございます。

それでは、これからの町政運営について申し述べさせていただきます。

1つ目は、九十九里浜を最大限活用した交流人口の増大でございます。海の駅九十九里を拠点とした町の魅力を発信していくことはもとより、これまで以上にビーチスポーツに力を入れていきたいと考えております。

2つ目は、地域の宝である子供たちの教育環境の充実でございます。町の将来を担う人材である小中学生の学力の向上を図っていききたいと考えております。

3つ目は、本町に住み続けたいと思う町民を大切にすることでございます。特に、高齢者の買い物や見守りなどの支援を初め、介護予防拠点の機能強化を図り、高齢者が安心して生活できるよう取り組んでまいります。

このほか、農業の担い手の育成や水産資源のブランド化、ひとり親家庭への支援などにも取り組んでいきたいと考えております。また、避難道路の整備や自主防災組織の育成、消防団の機能強化など、安心して安全なまちづくりを推進してまいります。

東千葉メディカルセンターの経営健全化につきましては、開院当初の財政負担の枠組みの範囲で、引き続き支援していききたいと考えております。

今後も、「海浜文化都市九十九里」の実現に向け、九十九里浜の豊かな自然を生かし、交流人口の増大を図るとともに、本町に住み続けたいと思う町民の皆様を大切に、地域の力で持続可能なまちづくりを目指してまいりますので、御協力のほどよろしく願いいたします。

2点目の地方創生総合戦略、K P I 重要業績評価指標と、K G I 重要目標達成指標の成果を伺うとの御質問ですが、御承知のとおり、本町の人口減少対策の計画である総合戦略は、令和元年度をもって計画期間を終了いたします。

本計画では、3つの基本目標を掲げ、42の事業を展開しているところであり、計画期間終了後の令和2年度に、総合戦略審議会においてK P I 及びK G I とも、それぞれ評価いただくこととなります。

次に、防災対策についての質問にお答えします。

1点目の台風15号・19号により被害を受けた被災者へ、国、県、町の支援はどのようにな

るのかについての御質問ですが、一部損壊した住宅を修繕する被災者に対して、国、県、町では、損害割合が10%以上20%未満の場合は、災害救助法対象事業として支援いたします。同様に損害割合が10%未満の場合は、防災・安全交付金対象事業として支援をすることとし、準備を進めております。

また、台風15号により住宅に損害を受けた方が、住宅の補修等のために必要な資金を金融機関から借り入れた場合の支援としましては、災害復興住宅資金利子補給事業補助金の準備を進めております。

2点目の災害対策本部設置のあり方についての御質問ですが、災害対策本部は、被災状況や各部局が直面している課題を共有し、円滑に災害応急対策を図るための体制でございます。

災害対策本部の設置については、地域防災計画における設置基準により設置いたしますが、大規模災害の発生が想定され、町長の私が必要と認めた場合なども設置が可能となっております。

また、災害状況に応じて、4段階の配備体制基準を定めており、災害対策本部設置前においても、同様の体制で災害対策に当たっております。

今後とも、災害対策本部につきましては、設置基準等に基づき、適時適切に設置してまいります。

3点目の今後も温暖化や異常気象による大型台風が予測されるが、対策と備えはどの御質問ですが、今後も、本年のように大型の台風が強い勢力を維持したまま、関東地方に直接接近することが考えられます。

町の対策や備えといたしましては、台風発生時には、千葉県及び気象庁ほか関係機関から情報を収集し、台風の進路や想定される被害状況などを考慮し、災害対策に当たってまいります。

引き続き、いち早い気象情報の収集に努め、必要となる対策を検討し、その対応や体制づくりに取り組んでまいります。また、今回の災害対策の検証を行い、地域防災計画及び災害対策マニュアルの見直しに役立ててまいりたいと考えております。

4点目の産業道路排水付近及び不動堂丘地区一部地域の冠水対策の進捗状況についての御質問ですが、産業道路排水付近の冠水対策につきましては、産業道路を所管する千葉県山武土木事務所が平成30年度において、29年度に実施した概略検討をもとに排水検討を行い、強制排水施設整備（案）としての具体的な整備形態が定まったところでございます。

今後は、基本設計及び詳細設計の実施について検討するとともに、整備に向けての補助制

度など、財源の確保についてもあわせて検討してまいります。

また、不動堂丘地区一部地域の冠水対策につきましては、平成元年度に排水流末部に当たる不動堂丘地区に排水機場を設置し、台風等の大雨による冠水対策に対応してまいりました。しかしながら、ここ数年の気象状況の変化による降水量の増加から、さらなる対策として、平成26年、30年度に、仮設ポンプを新設・増設し対応を図っております。

今後、流量調査を行い、排水機場のポンプ機能強化を検討し、被害軽減に努めてまいります。

次に、町の資源である海を活用した洋上風力発電の設置についての御質問にお答えいたします。

1点目の洋上風力発電の設置に向け、企業による事業試験が行われているが、町にとってのメリット・デメリットはどの御質問ですが、九十九里沖に洋上風力発電事業が実施された場合の町へのメリットでございますが、固定資産税の収入や、洋上風力発電設備の設置・維持管理での漁港の活用による地元産業への好影響が期待できます。

一方、デメリットにつきましては、一般的には景観や騒音などの問題が挙げられておりますが、沿岸から相当程度沖合での設置が想定されていることから、この点に関しては支障ないものと考えております。

2点目の自然災害による停電時などに、洋上風力発電からの送電は受けられる可能性と要望の考えはどの御質問ですが、停電時に洋上風力発電から送電を受けられる可能性はあると思いますが、電力需給の調整役となっている電源が稼働していることや、電力系統に被害がないことが前提となりますので、簡単なことではないと思います。

また、町といたしましては、国や県、事業者とも協議し、災害時の復旧にも貢献できるような洋上風力発電事業とするべく、関係各所に働きかけてまいりたいと考えております。

以上で、古川徹議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。それでは再質問をいたします。

町長の考える若者の起業への積極的な支援とは、具体的な支援は何なのか、再度お聞きしたいと思います。

それと、水産資源のブランド化で市場を拡大するには、いろいろな水産資源があると思います。その中で、何の種類をブランド化して市場を拡大させる狙いなのか、お聞かせください。

い。

また、ビーチサッカーの全国大会の誘致や、ビーチバレーまたはサーフィングクラブを育成し、定住人口や交流人口を増やすとありますけれども、具体的にいつごろからこれは取り組むのか、教えていただきたいと思えます。

また、定住人口・移住人口を増やすには、リゾート開発のようなものも進めて、魅力あるまちづくりが必要だとは思いますが、そのようなお考えがないのか。

以上、4点について御答弁を求めます。

○議 長（内山菊敏君） 古川徹議員に対しての答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

○町 長（大矢吉明君） 古川議員の御質問4点について、お答えいたします。

まず1点目、若者の起業への積極的な支援についての御質問ですが、豊かな自然環境に恵まれた九十九里町のよさ、すばらしさに魅力を抱く町内外の若い世代が、当町で起業していただきたいと考えています。具体的には、空き公共施設の利用活動などが考えられますが、町としてどのような支援が可能か検討するよう、指示したところでございます。

次に2点目、水産資源のブランド化についての御質問ですが、今年度、旧豊海保育所を6次産業化の拠点として、九十九里町地域ブランドを創出する事業が始まりました。この事業の中でブランド化が可能な水産資源を選別し、ブランド化を進めてもらいたいと考えております。

次に3点目、ビーチスポーツについての御質問ですが、九十九里浜を最大限に生かした取り組みとしてサーフィンはもとより、ビーチサッカーなどのビーチスポーツを促進していきたいと考えています。具体的に取り組む前に、まずは町の事業として対応が可能か検討するよう、指示したところでございます。

次に4点目、魅力あるまちづくりについての御質問ですが、議員御指摘のとおり、魅力あるまちづくりは大変重要だと考えておりますので、九十九里浜を最大限に生かした取り組みを進めてまいりたいと考えております。民間業者によるリゾート開発などは、町の魅力向上につながるものと考えております。

私からの答弁は以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。町長、ありがとうございます。

若者の起業については、町内外で起業をしていただきたいと。空き施設を使って、活用し

ながら、そういったことを進めていきたいという考えでいるそうでございます。ぜひとも、それを成功させていただきたいと思います。

また、今2点目に挙げたブランドのこれから何か選別をしていくというお話がありましたけれども、やはり何をブランド化にしてということはやっぱり、定めながらやっていかなければ、これからというともた時間がかかってしまいますので。例えば、九十九里のハマグリなんかは結構ブランド化になっておりますけれども、そういったものを中心に考えていきたいとか、そういったお話があるのかなと思いましたがけれども、これから選別していくということでございますので、これもちょっと何をするのかわかりませんが、期待をしたいと思えます。

また、ビーチサッカー、ビーチバレー、またサーフィングクラブの育成で定住人口を増やすということでございますけれども、これは町だけではなく、やはり体育協会等の御協力がなければできないと思えますけれども、その辺の連携もとって、こういったことを進めていかれるのか、いかれてほしいと思えます。

時間もないので、これ先に進みます。町長はそのような考えで進めていきたいということでございますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、お年寄りの買い物、見守り、介護予防拠点づくり、みんなが幸せな九十九里福祉の充実を目指しますとあります。町長の優しいお人柄がにじみ出ていると思えます。まさに政治は思いやりで、お年寄りの皆様方は交通手段で困っています。

そこでお聞きしたいのは、福祉を充実しますの1点は、再三にわたりお願いしておりますデマンド乗り合いタクシーの取り組みをやっと進めていただけるのかなと期待しておりますが、そのことなのかお聞きしたいのと、また、小中学生の学力の向上を目指すと先ほど町長も答弁いただきましたけれども、何の学力を向上させるのか。これは教育長を初め、教育委員会にどのような取り組みを推進されているのかお聞きしたいのと、避難道路の縦道整備については、今までも再三質問しておりますが、いつまでに整備するとの時期を定めた計画で進められるのか、以上3点について御見解をお聞きします。

○議 長（内山菊敏君） 町長、大矢吉明君。

○町 長（大矢吉明君） 古川徹議員の御質問、3点についてお答えさせていただきます。

まず1点目、お年寄りへの買い物支援についての御質問ですが、近親者や近隣者などの支援が受けられない高齢者に対しては、公的な支援が必要と考えています。このため、現在、社会福祉協議会が実施している高齢者外出支援サービス事業を踏まえ、デマンド乗り合いタ

クシーなど、公共交通全体のあり方を整理するよう指示したところでございます。

次に2点目、小中学生の学力向上についての御質問ですが、町の将来、日本の将来を担う人材である小中学生の学力向上は大変重要であると考えております。例えば、特色のある英語教育などの取り組みが考えられますが、教育委員会としてどのような取り組みが可能か検討するよう、指示したところでございます。

次に3点目、避難道路の縦道整備についての御質問ですが、津波避難計画において、避難道路として指定した町内7路線の機能の確保はもとより、縦道を含めた町道については、計画的に機能の維持・確保など、必要な整備をするよう指示したところでございます。

私からの答弁は以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

まず最初に、お年寄りにつきましては公的支援を行い、デマンド等のあり方、この辺を含めて考えていただけたらということ、やはり今の現状ではちょっと大変厳しいものもあると思いますので、財政的にも大変でしょうけれども、ぜひともデマンド乗り合いタクシー、取り組んでいただきたいと思います。

そして、小中学生の学力の向上ということで、特色のある英語教育を中心に考えていきたいということ、今言われたと思います。まさに、これも小学校低学年から英語教育が始まって、今、世界的にもこういった教育が必要だということ、進められておりますので、英語教育につきましては今議会、西村議員のほうから質問もあるということ、でございますので、細かい質問は西村議員にお任せして、ぜひとも学力の向上につなげていただきたいと思います。

そして避難道路でございますけれども、7路線の整備を進めたいということ、でございますけれども、もうこれ前から私質問していますけれども、決して避難道路の指定は7路線じゃなくてもいいと思うんです。10路線あっても、11路線あってもいいと思うんですよ、町民の安全を考えるためには。今現在ある7路線というものは、道が細い部分もあります。特に栗生地区、あそこを何で避難道路の指定にしたのか、不思議でしょうがありません。栗生地区にはもっと広い道路があります。そこを見直すべきだと私は思います。

また、今言ったように、もう一本路線を増やして整備のほうも進めていただきたいと思えます。

それでは次に、地方創生総合戦略の重要業績指標と重要目標達成指標のいわゆるKPI・KGIについてですが、先ほども町長のほうから、KPI・KGIは3点、42事業を行って

きているという御答弁をいただきましたが、この5カ年で進められてきたまち・ひと・しごと総合戦略の中で、移住・定住人口増や仕事などの魅力的なまちづくり戦略とは、具体的にどのようなものが評価され、またその戦略は幾つ目標を達成できたのか、その成果についてお聞きいたします。

○議長（内山菊敏君） 古川徹議員に対する答弁を求めます。

企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

町長答弁にもありましたが、KGIについては計画期間が終了後に検証を行うこととなりますので、今はまだ検証をいただいておりませんが、現時点での3つの達成数値について御説明をさせていただきます。

まず、住み続けたいなるまちづくりにおきましては、観光入り込み客数を目標値91万3,043人としているところ、平成29年度時点におきましては78万9,843人となっております。達成率は86.5%でございます。

次に、生まれ育ち地域を育む人づくりにおきましては、九十九里町の合計特殊出生率を目標値1.13としているところ、平成29年度時点におきまして0.92となり、達成率は81.4%となっております。

最後に、働きたくなる環境づくりにおきましては、新規農業者数を目標値20人としているところ、平成29年度時点におきましては5名となり、達成率は25%にとどまっているところでございます。

続きまして、KPIについての事業評価を終えている平成29年度末の達成状況について触れさせていただきます。

まちづくりの分野でございますが、12のKPIのうち2つの目標を達成し、10について未達成となっているところでございます。

人づくりの分野でございますが、7つのKPIのうち5つで目標を達成し、1つが未達成となっているところでございます。

最後に仕事づくりでございますが、10のKPIのうち4つで目標を達成し、6つについて未達成となっているところでございます。

達成率につきましては、まちづくり部門が16.7%、人づくりにつきましては71.4%、仕事づくりにつきましては40%、全体で39.3%と29年度時点では評価をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

それぞれの話がありましたけれども、総合戦略案なので、ほかの自治体に負けないような戦略を、これからも練っていただきたいと思います。

2点目に、今後の地方創生総合戦略を進めるに当たり、新たな戦略などを考えているのかということもお聞きしようと思いましたが、積極的に今取り組んでいただいている最中だということで、今後もその御期待をしたいと思いますので、その答弁は結構でございます。

時間がないもので先に進みます。

次に防災対策ですが、台風被害を受けた被災者に支援金・補助金などの支給率、漁業・農業関係者及び工場・事務所関係については、県の災害緊急支援事業補助金やセーフティネット補助資金貸付金を、広報やネットまたは説明会や防災無線などで周知をされておりましたが、住宅被害に対しては、一部損壊も含め周知がされておりました。どのような支援をされるのか。

また、一部損壊の中でも支援・補助金の対象外となる場合があるのかお聞きしたいのと、先日の全員協議会でやっと示された被災住宅修繕緊急支援事業費補助金や、災害救助法に基づいた支援で応急修理を行うと先ほど町長からも御答弁ありましたけれども、全壊・半壊の場合は上限額が59万5,000円。また一部損壊については上限額が50万までの補助支援金だと、この間いただいた資料だとそう思います。

全壊についてはわかりますけれども、大規模半壊・半壊と、また一部損壊とは、どういった被害が対象になるのか、具体的にお聞かせください。

○議 長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） 私からは支援についてお答えをさせていただきます。

一部損壊で、損害割合が10%以上20%未満の住宅を修繕する被災者に対し、災害救助法対象事業の住宅の応急修理として支援をいたします。応急修理は、千葉県から事務委任を受けて町が実施し、日常生活に欠くことのできない部分、屋根、床、外壁などを応急的な修理を実施することで、もとの被災した住宅に引き続き住むことを目的とした制度でございます。

応急修理は、1世帯当たり30万円までとなっておりますが、県単上乗せ事業の20万円をプラスして上限が50万円までとなります。

また、損害割合が10%未満の場合は、防災安全交付金対象事業の被災住宅修繕緊急支援事



業補助金として支援することとし、準備を進めております。この補助金は防災安全交付金及び県単上乗せ事業を活用し、被災者の生活の安定と住宅の安全確保を目的とした制度でございます。1世帯当たり上限が50万円までとなります。

また、一部損壊の中でも、支援・補助対象金以外の部分があるのかという御質問ですが、屋根、外壁、窓等の基本部分以外の修理、例えば内装、壁紙、ふすま、障子等、ベランダ、物置部屋、家電製品は対象外となります。また、自分で修理した場合も対象外となります。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

では、町での被害状況は一部損壊が多いと思いますが、今課長が言われたように、例えば200万円の被害には40万円、最大でね。100万円の被害については20万円、50万円の被害については10万円がいただけるということによろしいんですかね。

ほかの住宅・建物関係の支援については、社会福祉協議会が取り組む緊急小口資金、緊急かつ一時的な生活費を必要とする世帯として、貸付限度額が10万円以内、また、特に必要と認められる場合には20万円までとの貸付支援があると思います。

この災害後には、国は被災者の不安を払拭し、早急に復旧につなげるため、修理費の公費負担10割に対し、9割を交付金や特別交付税として支給されるということで、その中の1割を町が被災者への公費負担になるという内容の記事を最初に見ました。

しかし、実際には最大上限額として、被害修理額の20%未満までの補助金しかいただけないということになるのでしょうか。あとは住宅資金、先ほど町長も言われていましたけれども、利子補給事業補助金として金融機関などから借り入れた場合には、500万円までの上限額の借入金に対し2%の利息を、5年間で50万円の上限額の利子補給支援となるのでしょうか。その辺を再度お聞きしたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 古川徹君に対する答弁を求めます。

まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えいたします。

住宅資金利子補給事業補助金は、台風15号により居住する住宅に損害を受けた方が、住宅の補修等のために必要な資金を金融機関から借り入れた場合、その利子の一部を補助することで、住宅の復興を促進することを目的としております。

借入金の使途としましては、被災住宅にかわる住宅の新築または購入、被災住宅の補修、被災住宅にかわる住宅の新築または購入に必要な土地資金が対象となります。

また、利子補給の対象限度額は10万円以上500万円以下とし、利子補給補助金の額は年利2%に相当する金額となります。

補助負担の内訳ですけれども、県が1%に相当する金額、残りが町となります。利子補給期間は、支払い開始日から5年となります。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

今の内容で間違いないと、私が今言っていたことの形でいいということですね。わかりました。

次に、災害対策本部の設置のあり方なんですけど、台風15号のときに設置の判断がおくれた理由で、災害救助法の適用がどうか前にも言われていたんですが、予報ではあれだけ警戒するように報道されていたわけですから、国から、県からの情報の指示を待つのではなく、その時々での設置の判断は町独自の判断でできると思います。先ほど町長からも、私が認めたときには設置ができるというような答弁もいただいておりますが、できないというならその理由をお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 古川徹君の質問に対する答弁を求めます。

総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） お答えをさせていただきます。

先ほど町長が答弁申しましたとおり、災害対策本部の設置につきましては地域防災計画、これにおける設置基準により設置をすることとなっておりますが、大規模災害の発生が想定されたり、町長が必要と認めた場合などは、やはり設置が可能となっております。これはルールにおいても可能となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

設置ができるということでございますよね。町長が認めたときには設置ができるということでございますので、ぜひ今後は、あのような情報がテレビから流れたときには、すぐに町長の独自の判断で、災害対策本部の設置というものはなるべく早くしていただいたほうがいいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、温暖化や異常気象により海水面温度も上がり、今後は大型台風などの自然災害が発生しやすくなってしまのおそれがあるのですが、その対策と備えについてお聞きしたいのは、まずライフラインの確保策、電気・水道、そして病院や介護施設及び独居老人や高齢者世帯の支援策、そして非常用食飲料やブルーシートの確保策、または避難所も開設だけではなく、障がい者専用の福祉避難所や段ボールベッドの確保、さらには乳幼児世帯の専用場所の確保や液体ミルク、紙おむつ等の支給確保策といろいろな対策と備えが必要になりますが、今後どう備えていくのか、答弁をお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 古川徹君に対する答弁を求めます。

総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 御質問にお答えさせていただきます。

今後も、それこそ本年のように、大型の台風が強い勢力を維持したまま関東地方に直接接近する、こういうことなども考えられると思っております。

町の総合的な対策といたしましては、まず九十九里町地域防災計画、この中におきまして議員がおっしゃられたライフライン、電気・水道関係、それから病院、もろもろの外部機関との連携もこの中で示されておるところでございます。

今回のように、台風本体の被害も大きかったところですが、二次的な電気・水道等の被害を受けたということがございます。今後の計画につきましては、特にこういう状況等を踏まえた中で計画を検討するとともに、対応を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川徹です。

今後の備え大変でしょうけれども、おくれるようなことがなく、全住民が安心して送れるように、取り組みのほうをよろしくお願いします。

先ほども申しましたが、異常気象により自然災害はいつ起きてもおかしくない状況でありますので、せめて今申し上げた電気・水道の確保は町からの要望を出すのではなく、県・国からのプッシュ型の支援を受けられる体制づくりや、ほかの団体とさらなる災害協定を結ぶなど、また、病院・介護施設については電源車を迅速に配備ができるよう、町民が安心してできる強靱なまちづくりを進めていただきたいと思います。

台風15号のときには、県には非常用発電機が468台備えがあるうち、要請のあった2自治体、鋸南町・神崎町への6台だけ、また信号機用などとして210台の貸し出しのみで、残り

の256台が提供可能だったということでございます。このようなことがあるのであれば、このことは町が把握していたのかどうかわかりませんが、これまた答弁を求めたかったんですが、このようなことをちゃんと把握して、住民が困らないようにしていただきたいと思っております。

次に、産業道路排水や不動堂丘地区一部地域の冠水対策ですが、以前からの質問で、産業道路排水付近の冠水対策は大型強制排水ポンプの設置を求めておりましたが、先ほど町長から、平成30年度に具体的な整備形態が定まり、今後は基本設計・詳細設計を検討しているということでございました。

それでは、不動堂地区の一部地域の冠水被害が生じておりますが、その対策にも強制排水ポンプの設置などを考えているのか、お聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 古川徹君に対する答弁を求めます。

産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） それでは答弁させていただきます。

不動堂排水機場付近の住宅の冠水につきましては、平成元年度に機場を設置し対応してきましたが、ここ数年の降水量の増加から、さらに冠水が発生しており、平成26年度に仮設ポンプの設置。それでも追いつかない状況でございますので、水の流れてくる流量、それからポンプ能力の調査を令和2年度、来年度の当初予算に予算要求をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川徹です。

来年度の予算請求をしたいということでございますので、ぜひとも進めていただいて、住民が安心してもらえるようによろしくお願ひしたいと思います。

産業道路排水付近の冠水については、2機の強制排水ポンプの設置を進めているとのことでした。設置費、維持管理費が多額になりますので、まずは北側の漁港付近に1機と、基本設計・詳細設計補助金の確保の模索とのことでしたが、御相談に上がったときにね。いつになったらできるのか。冠水被害に遭っている周辺の住民の方々、特に粟生納屋地区の一部の地域については前々から言うように、豪雨時には毎回玄関先まで水が浸水している家屋がある状況です。不動堂丘地区の地域にも先日発生した房総豪雨のときもそうですが、まとまった雨が降ると、住宅の周りが田園に囲まれているため、道路と田んぼの境がわからなくなる

ほどの状況です。

今後は、強制排水ポンプなどの設置の要望については、いつまでにとの協議を進めるべきだと思いますが、この対策も迅速に進めていかないと、繰り返しになりますが、自然災害はいつ起きるかわからない。避難するのも道が見えず避難すらできない。まことに残念ですが、ほかの地域では道路の冠水で人的被害、死者が出ている状況です。

これからは、町、県のレベルではなく、対応・対策ではなく、国レベルでの支援対策が必要だと思いますので、このようなことは早急に国、県への要望書の提出や陳情を進めていただきたいと思いますが、どう考えますか。これは町長が御答弁願います。

○議長（内山菊敏君） 古川徹君に対する答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

○町長（大矢吉明君） それでは、古川徹議員の御質問にお答えいたします。

国や県に対する要望等についての御質問ですが、当町にとっては、冠水対策は取り組むべき喫緊の課題と認識しております。このため、国や県に対し、あらゆる機会を捉えて、強く要望等をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川徹君） 6番、古川です。

ぜひとも町長、これ今言ったように要望書等も出してもらったほうがいいと思います。早急にそのようなことができるように、取り組みのほうをよろしく願いたいと思います。町の財源、県の財源だけではやりきれない部分があると思いますので、ぜひともよろしく願いたいと思います。

では次に、洋上風力発電の設置についてですが、設置については洋上風力ということで、一番の問題は漁業関係者の理解が得られるかとのことだと思います。幸いにも、漁業関係者の皆様方からは、設置については協力的に考えてくれていると、これに間違いのないのかお聞きしたいのと、また、この洋上風力発電の設置については、洋上風力発電の普及法に基づく促進区域の指定を受けての取り組みだと思いますが、その辺も進めているのか。

そして、町民に対しての悪影響を及ぼすことはなく、例えば電気料金が安くなると、そのようなメリットもあるのか。そういう点があるのか、お答えください。

○議長（内山菊敏君） 古川徹君に対する答弁を求めます。

産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） それでは、この事業につきまして地元貢献、それから共生策

によって本町の地域活性化につながることから、導入に対しまして、九十九里漁業協同組合からも興味を持っており、町に対しても積極的に取り組むよう要望を受けておりますので、漁業関係者からは理解が得られているものと認識しております。

それから、取り組みでございますが、現在、国は有望な区域選定のための情報収集を、公平・公正・透明性の観点から、一定の期間のもとで促進区域の候補地や地元関係者との調整状況など、県が保有する基地情報の収集を行っておるところでございます。

次に、町民に対しての悪影響、それからメリット等でございますが、この事業により電気料金が安くなるなど、町民に対して直接メリットがあるというものではございません。

また、悪影響につきましては、一般的な風力発電ですと、景観の問題や騒音などが挙げられておりますが、沿岸から相当程度沖合となることから、そういった影響は最小限にとまるものと認識しております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

町民への悪影響はないということでしょうか。国も、洋上風力発電は地形の影響を受けずに、洋上では安定した風が吹き、発電効率の向上の期待ができると。政府も改定したエネルギー基本計画で、太陽光発電を含めた再生可能エネルギーの主力電力化として、メリットが多いことだと思います。

国土交通省から洋上風力発電普及法の促進の指定を受けるには、時間はどの程度かかるのか。千葉県内では、銚子沖が洋上風力促進の指定を受け、方針を固めたということですが、運用開始には2030年を目指すとの内容で、設置までは約10年くらいかかる。そのくらい同じくかかるということでしょうか。じゃ、答弁は結構です。

今進めている洋上風力発電の設置に取り組むとしたら、同じく時間がかかるのか。今言ったように10年くらいかかる。それとも、設置が可能なのかお聞きしたかったところですけども、それに備えて進めてくれているということでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○6番（古川 徹君） では、これは答弁は結構でございます。

あと次に、自然災害による停電時に、この洋上風力発電からの送電が受けられる可能性があるのか。あるのなら、どのような条件や形で受けられる可能性を見込んでいるのか、答弁を求めます。

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） それでは、お答えさせていただきます。

先ほど町長答弁にもありましたように、自然災害による停電時に洋上風力から送電を受けられる可能性はありますけれども、災害時に電力供給の調整役となる電源が稼働していること。それから、電力系統に被害がないことが前提となりますので、なかなか簡単なことではないと思われまます。

例で挙げますと、北海道胆振東部地震の際ですけれども、風力発電は損傷はありませんでした。しかしながら、電力供給の調整役となる火力発電所が復旧していないために、送電できない状況であったと伺っております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川徹です。

○議 長（内山菊敏君） 終わりにします。

○6番（古川 徹君） 議長裁量でしょう。

○議 長（内山菊敏君） 時間が、もう60分経過しましたので。

○6番（古川 徹君） いいです。

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩いたします。

再開は11時25分といたします。

(午前 11時 11分)

---

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時 21分)

---

○議 長（内山菊敏君） 順次発言を許します。

通告順により、13番、谷川優子君。

(13番 谷川優子君 登壇)

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

2019年12月定例議会の一般質問を行います。その前に、9月9日、台風15号、10月12日、19号、10月25日、21号と、大きな甚大な被害に見舞われた皆様に心からの御見舞いを申し上げ

げます。

では、一般質問を行います。1点目は、交通弱者対策についてお伺いいたします。

交通政策基本法の第1条では、交通に対する施策について、基本理念及び実現を図る事項を定め、地方公共団体の責務を明らかにすることにより、交通安全対策基本法と相まって、施策を総合的かつ計画的に推進し、住民生活の安定・向上や経済の健全な発展を図ることを目的としているとなっております。つまり公共交通対策は、その基本理念と実現のための事柄を決め、町の責任でその交通安全対策と一緒に政策を総合的に、また計画的に進め、住民の生活の安定や向上、あるいは経済の発展を目的としていると書かれております。

そして第2条では、交通に関する施策の推進は、住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、また活発な地域間交流及び国民生活の安定・向上や、国民生活の健全な発展を図るために欠くことができないものである。そして、その機能が十分に発揮されることにより、住民の交通に対する基本的な、重要な、適切、また充足されることが基本的認識の下に行われなければならない、これが最も大切なことだと書かれてあります。

つまり公共交通の推進は、住民の自立した日常生活と社会生活の確保、あるいは住民同士の交流や生活の安定、健全な発展のために欠くことができないものであると。住民が公共交通に対して基本的に、適切に本当に充足されていると住民自身が認識されるように行われなければならないと、このようになっております。

そこで、お伺いいたします。今、九十九里町の住民にとって、地域の交通は適切に充足されている状態なのでしょうか。9月議会の私の一般質問の中で町長は、本町の実情を踏まえた持続可能な交通弱者対策に取り組んでいく、このように回答がありました。

そこでお伺いしたいんですけれども、実情を踏まえた持続可能な交通弱者対策ということは、具体的にどういった対策をお考えになっているのか、お答えください。

第2に、町長は、千葉フラワーバス株式会社の運行ルートの見直しにより、作田岡地域周辺の交通の利便性が向上するのではないかと、9月議会のときにそういう回答がりましたが、実際、私が作田岡の住民にお伺いしたら、バス停まで歩いて30分から40分かかるとお聞きしました。とても利便性が図れたとは言えないと思いますけれども、それほどのようにお考えなんでしょうか。

そしてまた、今、住民が置かれている実情をどのように把握されているのでしょうか。例えば、アンケート調査をするなり何なり、そういった具体的な行動が今まであったのか、お答えいただきたいと思います。



2点目は、災害対策についてお伺いいたします。

9月9日、台風15号、そして10月12日、台風19号、続いて10月25日には台風21号による県内各地で浸水、土砂崩れが発生し、かつてない規模と回数災害が繰り返し襲ってまいりました。また、台風による屋根のブルーシートが無残にも剥がされた状態になっている、そういった住宅が大変目立ちました。

千葉県は10月17日、台風被害の本格的な復旧・復興に向け、国支援の枠を超えた独自の支援対策を発表しました。対象は台風15号被災者ですが、県は19号被害と一緒に対応する意向でした。また、台風15号の停電に伴う災害救助法が、千葉県25市15町1村で適用されました。

そこで、お伺いいたします。支援制度の活用が、国や県によっていろいろ範囲が変わってきていますけれども、住民にどのように周知し、また、被災者支援がどのようにされたのか、お答えください。

次に、避難所の空調設備を含む環境について質問をいたします。

地域避難を考える場合、アレルギーを持った人、乳幼児、高齢者また障がいを負った方など、要配慮者に考慮した避難環境を整えることは、欠くことはできません。また、安全に避難できることは最低の要件です。住民にとって悪天候の中の避難は、遠方の避難所まで危険が伴うなどします。指定緊急避難所でない自主避難も、指定緊急避難場所として後追い指定をし、同等に支援すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

また、避難所には要配慮者に考慮した空調設備の設置は必要だと思いますが、いかがでしょうか。

3点目、避難所での自家発電機の充足はどのようになっている、ふだんどのように管理されているのか、お答えください。

3点目は、国民健康保険についてお伺いいたします。

現在、九十九里町の国民健康保険加入者は4,715人、2,991世帯です。国民皆保険は、国民が人間らしく生きる権利、生存権と、国は生存権を等しく保障する義務があると定めた憲法第25条に基づくものです。自治体国民健康保険は、自営業者や無職者ら、他の法的医療保険に加入できない人たちを対象にしており、国民皆保険を支える重要な柱となっています。

しかし、2018年度から、これまでの計算方式とは全く異なる国民健康保険制度となりました。国民健康保険の県単位の広域化です。都道府県単位の1年分の医療費を試算し、そこから公費など収入を差し引いた保険者数、あるいは医療費水準、所得水準を加味して、市町村の事業費納付金として計算をされ、さらに市町村標準保険料率を計算し、市町村に示されま

す。

お伺いいたします。毎年度の県から示される市町村標準保険料率はどのようになっているのでしょうか。

国民の4人に1人が加入する国保税です。高過ぎる国保税に悲鳴の声が上がっています。国保加入者の所得が減っているのに、保険税の負担は重くなっています。九十九里町の国民健康保険加入者の所得階層はどのようになっているのか、お答えください。

東京清瀬市では、2018年度から第2子以降の子供の国保税の均等割を半額にする減免制度を始めました。8歳未満の子供が2人以上いる家庭で、前年度の所得が300万円以下の世帯には、第2子以降の均等割を5割減額するなど、制度を22年度から、とりあえず5年間としつつも導入しました。均等割に減免制度を設けるなどしています。

九十九里町には、ゼロ歳から18歳までの被保険者数は345人です。所得のない子供まで重い国保税をかけるべきではありません。せめて子供の均等割の減免を求めますが、いかがでしょうか。

再質問は自席で行います。

○議 長（内山菊敏君） 谷川優子議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 谷川優子議員の御質問にお答えします。

初めに、交通弱者対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の実情に合った交通弱者対策、デマンドタクシー・循環バスについての御質問ですが、デマンドタクシーや循環バスなど、全国にはさまざまな交通弱者対策事例がございますが、本町の実情把握も含め検討を進めるため、まずは国や県、有識者などを交え、本町における地域公共交通のあり方について検討していく機会を設けたいと考えております。

一方で、既存の路線バスやタクシーの民間交通機関は、当町にとって必要不可欠であり、その経営を圧迫することは避けなければならないため、慎重に検討を進める必要があると考えております。

2点目のバス路線の変更で利便性が図れたのかとの御質問ですが、バス事業者からは新たな利用者が増えたとの報告を受けていることから、作田岡地域周辺の交通の利便性が向上したものと考えております。

3点目の住民の実情をどのように把握しているのかとの御質問ですが、直接来庁される方

からの御意見や転入・転出者に対するアンケートにより、公共交通機関への要望の把握に努めております。

また、今年度においては、次期総合計画のアンケートの中で、公共交通機関の使用目的などについて意見を求めるとともに、公共交通事業者からも、その利用状況について情報提供をいただき、住民ニーズの把握に努めたところでございます。

住民ニーズの実情を把握することは大変重要なことから、さらに、きめ細やかな住民ニーズの把握に努めてまいります。

次に、防災対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の制度の活用で被災者支援をしているのかと御質問ですが、生活の支援といたしまして、国では、被災者生活再建支援法に基づき、全壊及び大規模半壊世帯を対象に、被災者の生活再建を支援するための見舞金の支給制度がございます。また県では、千葉県災害見舞金支給基準に基づき、全壊世帯を対象に災害見舞金の支給制度がございます。

被災住宅の修繕に対する支援といたしまして、国、県、町では、一部損壊した住宅を修繕する被災者に対して、損害割合が10%以上20%未満の場合は、災害救助法対象事業として支援いたします。同様に損害割合が10%未満の場合は、防災・安全交付金対象事業として支援することとし、準備を進めております。

その他、住宅の補修等のために必要な資金を金融機関から借り入れた場合の支援として、災害復興住宅資金利子補給事業補助金の準備を進めております。

農業者への支援といたしまして、国、県、町では、農業用施設・機械の再建、修繕、撤去及び当該施設の補強の取り組みに対し、強い農業・担い手づくり交付金がございます。

農業者及び漁業者への支援といたしまして、県、町では、千葉県農業・漁業災害対策資金により、農業協同組合や千葉県信用漁業組合連合会などの融資機関が再生産に必要な資金または施設の復旧に対し、低利な金利による融資がございます。

その他、被災者への支援といたしまして、町では、町税及び介護保険料、国民健康保険加入者の医療費の一部負担金などについて、減免となる場合がございます。

なお、これらの各支援につきましては、担当課において対象者の把握を進めているとともに、町ホームページへ掲載し、周知を図っておるところでございます。

2点目の避難所のエアコン設置についての御質問ですが、町で避難所として指定しております小・中学校及び県立九十九里高校の体育館に、エアコンは設置されておられません。避難所での生活が長期化した場合などは、空調設備が設置されている教室棟を利用するなどして、

対応を図ってまいりたいと考えております。

3点目の避難所での自家発電機の利用についての御質問ですが、町では避難所用として、ガソリンエンジン発電機を6台備えております。発電機は避難所の開設にあわせて設置し、停電した場合に、照明器具などを利用するための非常電源としていただいております。

次に、国民健康保険制度についての御質問にお答えいたします。

1点目の来年度標準保険料の試算についての御質問ですが、現時点における県の試算では、県平均1人当たりの標準保険料が10万7,381円に対し、本町は9万3,978円となっております。1人当たりの医療費が、高齢化や医療の高度化等の影響により増加傾向にあることから、前年度比8.3%の増となっております。

2点目の国保加入者の所得状況についての御質問ですが、国民健康保険税の算出の基礎となる課税標準所得額は年々減少しております。要因といたしましては、加入者の減少に加え、年齢が60歳から75歳までの方の占める割合が年々増加しており、本年度においては、加入者全体の約6割を占めていることが考えられます。

3点の均等割の負担軽減についての御質問ですが、国民健康保険税の均等割の軽減については、低所得者に対する措置として、所得に応じた7割、5割、2割の法定軽減が設けられております。この軽減制度は、加入者が増えることに応じて、軽減を判定する所得額が拡大する制度となっており、本年度、地方税法施行令の改正により、5割及び2割の軽減を判定する所得が引き上げられております。

以上で、谷川優子議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。再質問を行います。

先ほど来、町長は、実情を踏まえた持続可能な交通弱者対策と。私はもう9年前から、この交通弱者対策を議会で取り上げているんですけども、いつも回答は同じなんです。全然進展していないんです。

国土交通省のこの解決の方向性というのがあって、民間事業者を中心とした従来の枠組みから脱却して、地域の総合行政を担う地方公共団体が中心となって、地域の戦略の一環として取り組む必要があると、国はこう言っているんですよ。いつまでもそういう路線バスに頼ってはいけないと、それは今どんどん少子化になっていると。

町長は実情に合った、合ったというお話をしていますけれども、近隣自治体では、もう既

に地域の実情に合わせた地域交通対策が行われているんですよ。例えば、東金市では市内循環バス300円、乗り合いデマンドタクシー400円。山武市では山武基幹バス200円、空港シャトルバス300円、また山武市では乗り合いタクシー300円。茂原市では市民バスが200円、そしてデマンド交通ふれあいが400円。横芝光町では、町内循環バスが100円、のりあいよこび一号というデマンド交通が300円で行かれる。芝山町は、芝山ふれあいバス200円、空港シャトルバスが300円、芝山あいあいタクシーが200円。この芝山町では、隣接する多古町の病院に行くには、もう100円出して300円で行くと。そして、大網白里市ではコミュニティバス、増穂地区100円、はまバス200円と。南のほうに行くと一宮町、長生村、当然乗り合いタクシーもデマンドタクシーもやっています。

いつまで九十九里町は、何十年かけてその研究をしているのかというところですよ。もう10年も前に、私が何度も要求したときに真剣に取り上げてくれれば、今のこの高齢化の前に少しでも解決したんじゃないかなと、私は本当に残念ではないです。というのは、例えば小関の準県の近くの方がこの間、83歳の方が私に言いました。役場に行くのに、もう車を返納したので老人カーを押していきました。役場まで2時間かかりました。その間に20回休み休み行ったんですよ。こういう声をあなた方はどういうふうに聞くんですかね。いつまで検討・協議ってやっているのか。

国では、もう路線バスではないと、民間事業者を中心とした従来の枠組みから脱却しなきゃいけませんよと、このように言っているんですよ。現に、近隣自治体でもこういうふうに今現にやっているんです。この地域公共交通の維持や改善は、地域活性化のために不可欠な社会インフラと今位置づけられていると。住みやすく活力ある地域社会づくりのために、地域公共交通が必要だというふうに言っているわけです。町長も、選挙公約の中でデマンド乗り合いタクシーの導入を掲げていますが、実施について、いつごろ実施をする予定でいらっしゃるのか、お答えください。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

具体的なデマンドタクシー事業につきましては、9月定例議会の中でも御答弁させていただきましたけれども、国、県、地元のバス・タクシー事業者、あるいは有識者の方々を招いて先進地事例、さまざまな事情につきまして鑑みまして検討していく予定でございますので、今しばらくお時間をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

9月の課長の答弁では、地域交通対策について、平成22年ごろ、公共交通庁内検討会議が始まったころです、前回そういうお答えをいただいていると思いますよね。その検討会議、どのように精査されて、今どのような結論に至っているのか、お答えいただきたいと思います。

○議 長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それでは、公共交通庁内検討会議についての経緯について、御説明をさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、平成22年、いろいろなさまざまな交通弱者についての議論がございました。そして平成23年に、本町の交通弱者対策に向けまして、現状と対策について庁内で話し合うことを決め、公共交通庁内検討会議を設置し、議論を始めたところでございます。

現在、先ほどもお話をさせていただきましたが、県交通計画課に御相談をさせていただき、今後の協議の場を、いろいろな方々を招いて進めていくことにしたところでございます。

そして、その平成23年に設置された庁内検討会議の中で、交通弱者である高齢者・障がい者に対する対策が急務であることを判断し、デマンドタクシー等について導入した場合の経費について話し合った経過がございます。その中で、大変大きな赤字が見込まれること、それで持続可能な事業展開を図る上で困難であるという結論に至ったところでございます。

また一方で、平成24年に消費者購買動向調査報告によりますと、住民の多くが食料品について町外で購買している結果等を踏まえまして、行政区を超えた訪問サービスについて課題となる等々、話し合われた経緯がございます。こういったことを踏まえまして、地域の実情に合った具体的な施策を今進めているところでございます。

その中で、まず方向性について取りまとめたものについて、お話をさせていただきます。

ほかの自治体が行っている事業を検証し、町の実情に合ったものを具現化していくこと。そして、人口が減少する中、財政も逼迫することが想定されます。事業の持続性について検討が必要なこと。ほかの自治体が行っている公助によるサービスだけではなく、地域の支え、すなわち共助による取り組み支援策について、検討の範囲を広げ協議すること。

そして最後になりますが、先ほど来お話をさせていただいている先進的な事例を把握・分析するのは、町職員だけでは限界がございますので、国、県など専門的で広い知識を持つ方々に助言をいただきながら、これから具体的に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 大きな赤字というような回答がありました。でも、住民にとって必要なものにお金を使うことが赤字なんですか。住民が、例えば先ほど言ったように、もし循環バスがあったら、役場まで2時間もかけて歩く必要ない、そういうことですね。そういう住民のために使うお金を赤字だ、そういうのは大変失礼な話だと思います。

ほかの自治体でもやっているの、ほかの自治体も全部じゃ黒字でやっているのか。そうじゃない、必要な経費として税金を使っていると。あなた方には、そういう必要な住民のためにお金を使うという、そういう観点が欠けているんじゃないですかね。赤字だなんて平気でそういうことを、今住民が困っているというのに、大きな赤字が見込まれる。当然でしょう、新しい事業始めれば、新しくお金がかかるのは当たり前のこと。でも、住民にとって、今高齢化だ、高齢化だって言っているながら、その高齢化対策を何もしていないということですよ。

ですから、デマンドタクシー、いつまでも検討・協議ではなくて、きちんと住民の動向を図りながら、そして具体的に数字で示していただきたいんですよ。赤字だ、赤字だと、大きな赤字だってどのくらいの赤字なのか。そういうのも全然示されないで、ただ、新しい事業をやる。これはまたお金がかかっちゃうよ、それではだめだと思うんです。もう一度よく考えていただきたいと思います。

住民にとって利便性の向上が、先ほど言ったように図られていると。路線バスがちょっと変更になると。だけど、本当に図られているのかどうなのかって、そういった調査は今までしているのか。住民の、例えば先ほど言ったように、地域交通対策に対してのアンケート調査や何かを具体的に今までされたんでしょうか。お答えください。

○議 長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、今後、本町ではどのような手法が適切かというところを、国、県、そういった方々の助言をいただきながら、アンケート調査を速やかに実施していく計画でございます。

過去についてでございますが、まず住民アンケートということで、住民課窓口を設置をし、転入・転出する方々へ、九十九里町の住みやすさ、そういった内容について質問させていただいているところでございます。

また、町総合計画について、今、令和2年度策定に向けまして準備を進めておりますけれども、今年度8月にそのアンケート調査を実施し、その中に交通利便性についての質問をさ

せていただいたところでございます。そういったことを総括しながら、今後の方向性について具体的に進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 再々質問させていただきます。

この人口減少社会の中で、バス路線についての変更について、利便性については再々質問なんですけれども、人口減少社会の中で民間交通事業任せでは、地域公共交通の維持や活性化が困難になってきていると。他の自治体でも実施しているデマンド乗り合いタクシー、あるいは小型マイクロバスの一日も早い交通対策が求められています。具体的にいつまで検討して、そしてその協議会をいつ設置するのか。具体的な、わかっているだけで今お答えいただきたいと思うんです。またこのままになると、そのままになっちゃうので。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

今、準備をしている新しい町の公共交通の検討のあり方について話し合いをする場を、来年度に向けて今準備を進めているところでございます。その中で、具体的な方向性について見出していきたいと考えております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） いや、それじゃ今の高齢者は間に合わないですね。免許返納しても、買い物も行かれないし、大変ですよ。

2点目、災害対策についてお伺いいたします。

やはり私が一番気になるのは、まず支援制度の活用が住民にどのように周知されたのかということと、それと同時に住民の質問ね。いろいろ役場にこれはどうなんだとか、いろいろ電話がかかってきたり、相談があると思うんですけれども。そういった相談、いや、それはその課です、あそこの課ですということではなくて、総合窓口の一本化みたいなのはされたんでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 今回の災害に対する国、県、町の支援に関しての総合窓口について設けたかという御質問でございますけれども、これについては設けてはございません。先ほど町長が申しましたとおり、各課連携して対応に当たるということで。



ただ、電話で来た場合については、総務課で支援の内容を全て一応踏まえておりますので、ここでこういうものはこの課でこういうものを作っておりますという説明をつけて、各課のほうに委ねております。

これはなぜかといいますと、それぞれの支援に対する申請は、あくまでもその課で行わなければいけないことになっておりますので、その辺には御協力をいただいておりますので、御理解をお願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） いや、私のところに相談の電話がかかってきて、役場に電話をしても、あっち行け、こっち行けという話でという、そういった住民の苦情があるので、今後こういった被災者支援に対して丁寧な窓口を設けていただきたいと思います。

それと、避難所の空調設備、各教室にエアコンが設置されているから、各教室に長引くようだったら、そこにいるというような先ほど町長からの回答だったと思うんですけども。

今、避難所の環境整備、清潔もそうだし、プライバシーの問題も今かなり言われています。国のほうも避難所で1人何㎡必要だと、それからプライバシーを守るために必要だと。そういった観点で今は避難所を、ただ避難して、そこに雑魚寝をするだけではないと、そういった状況の中で今地域避難を考えられていると思うんです。

何度も私がお願い、要望しているのは、指定緊急避難でも、自主避難も同じように対応してほしいと。本来だったら、住民が一番近くのところに避難できるようにしておくのが行政の責任ですね。だけど、それができないから、自主避難は中央公民館にということでも放送されていて、毛布を持ってくるように、あるいは食料を持ってこいと、そういったことが一緒に放送されていますけれども。実際、作田あるいは真亀の人が、この中央公民館に自主避難するということは大変困難なことだと思うんです。本来だったら、一番近くのところに避難できるのが一番、避難場所があるというのが本来一番いいことだと思うんですね。

だから、やっぱり指定緊急避難所も、自主避難も同じように同等に支援をしていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○議 長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 災害が発生した場合の指定避難に関して、まず1つ御説明をさせていただきます。

まず、なぜ指定避難所へ避難をお願いしておるかということですが、原則、大きな災害が起きた場合には、避難所としても、それなりのサービスを提供する必要があるござい

す。それから、避難されてきた住民の安否確認をするという使命も持っております。

それで、私どもは指定している避難所、ここに持っていく設備としてパソコンを持っていくんですけれども、この中にその日の住民基本台帳のデータを落として持っていくようにしております。一番新しいデータで避難された方々を確認できるよう、安否確認ができるよう用意を整えて対応に当たっております。このような形で、的確な住民サービスと安否確認を行う必要から原則、これはあくまでも原則です。指定された避難所へ避難してくださいとお願いしております。

ただし、今大きな災害、緊急を要する場合等においては、議員おっしゃられたとおり、指定された避難所まで行くことが不可能でございます。そのときは一時避難として、最寄りに身を寄せる場所があれば、それを御利用いただく。例えば避難ビルですとか、そういう場所があるかと思えます。決して避難所じゃなくても友達の家でも構わないかもしれません。ただ、一段落したら、お家のほうが難しいということであれば、指定された避難所への避難をお願いしたいということが1点でございます。

それから、自主避難につきましては、これはあくまでも避難命令等の長の権限による避難誘導ではございませんので、申しわけございませんけれども、今までどおり自助ということで、御自分で御用意できるものは御用意をいただきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 私は災害のときに経験したんですけれども、最後の10月25日の台風21号のときに、朝、九十九里中から避難が終わって帰ってくるときに、実は風が吹いて家の前に倒れていたと、そういった事例があったんです。朝、私が門を出たら家の前に倒れていて、どうしたんですかって聞いたら、九十九里中に避難に行って、行くときはタクシーで行ったんですけども、帰りはタクシーがつかまらないから歩いて帰ってきて、風に吹かれてそのまま倒れた、脳梗塞をやったと、いわゆる災害弱者ですよね。

そういう方も現実的にいるということなので、もう少し避難するときの住民に対しての配慮というのは必要だと思うので、要支援者・要配慮者に対してもう少し対応していただきたいと思えます。

3点目は、国民健康保険税についてお伺いいたします。

来年からの市町村の標準保険料率はわかりました。しかし、九十九里町のゼロ歳から18歳までの被保険者数は345人で、所得のない子供にまで均等割という税金がかけられている、

これが国保税の今実態なんですけれども。

基金がありますよね、国保基金。今お幾らあるんですか。

○議 長（内山菊敏君） 谷川優子君に対する答弁を求めます。

住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） 平成30年度末の基金の保有額は、5億3,549万4,000円でございます。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 5億3,000万円、この近隣自治体の中では一番基金を九十九里町は持っていると思うんです。少しでも住民の負担軽減のために、この基金というのは住民の皆さんから多く取り過ぎた、余った金を基金に積み立てているということだと思っただけです。

ぜひね、今少子化なので、少子化の中で多子、いわゆる2人、3人の家庭の子供の負担軽減を考える、幾らでもないと思うんですよね、基金から出してやっても。そういったことの、そういう低所得者あるいは少子化対策として、そういった考えは税務課長、どうなんですか。税務課長、住民課長か。

○議 長（内山菊敏君） 住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） 議員おっしゃるとおり、少子化の観点から、所得のない子供を課税対象とすることの問題点、今注目されているところでございます。しかしながら、先ほど議員からのお話、説明の中にもありましたとおり、今現在、平成30年度からの標準保険税率の設定におきましては、医療費水準、所得水準、そして被保険者数に応じて納付金がシェアされているということでございます。ですので、子供さんの軽減をもし図るとすると、その分の負担は、ほかの被保険者の方に回るという原則がまずございます。

その財源を基金に求めているかどうかという御意見でございますが、基金について確かに多額にはなっておりますが、限りがございます。といいますのは、この新しい制度のもとでは、今後繰越金はどんどん減っていくというふうな形になっておりますので、今後積み立てを余り期待できないというところがございます。

また、現実の課税につきましては、標準よりも少し下げて賦課をさせていただいておりますので、その差額分を、基金を使うシミュレーションとして考えた上で税額を設定しているというところがございますので、多子の御家庭への援助を末永くやるためには、やはり国保制度自体の改正の必要があると考えております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

九十九里町の国保税は、今まで千葉県下でも1番か2番に高かったですよね。今回は下がったと言っても、今までの高過ぎたと。国民健康保険の中の法定外繰り入れをしている、一般会計から法定外繰り入れをして国保税を下げている市町村もあるんですよ。ですから、まずその基金だけを頼りにしていたんでは、いずれなくなっちゃうと思うんですよ。

ですから、今法定内繰り入れは確かに先ほど町長が答弁あったように、2割、5割、7割減免制度というのは確かにあるんですけども、それ以外の法定外繰り入れをして、そして国保税を下げるという方法をとっているところもあるので、ぜひそれも考えていただきたいと思います。じゃないと、所得が減っているその中で、また国保税の滞納がどんどん増えてくると思いますので。法定外繰り入れ、足らなかつたら一般会計からの繰り入れも考えていただきたいと思います。積み立てられた基金を使いながら、18歳までの子供の均等割の減免ができるんじゃないかということをお願いしたいと思います。

他の公的保険制度の加入者と比べても、国保の加入者は所得が低いのに一番高い保険料を負担しています。ここに国保の構造的な問題があり、著しい不公平があるとの認識のもと、私たち日本共産党は、国庫負担を1兆円増やして国保税を引き下げるプランを、具体的に今国に呼びかけています。

高過ぎる国保税の問題の解決は、住民の健康と暮らしを守る上で、国民皆保険制度の重要な柱でもある国民健康保険制度の持続性を確保する上でも、社会の公平・公正という面からも避けて今通れない課題となっています。地域住民の健康と暮らし、地域医療を守るには、所得によって医療保障で差別されることのないよう、また、公平・公正に医療が受けられるように求めて、私の一般質問は終わります。

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩いたします。

再開は1時15分です。

（午後 零時14分）

---

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時12分）

---

○議長（内山菊敏君） 順次発言を許します。

通告順により、8番、荒木かすみ君。

（8番 荒木かすみ君 登壇）

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

議長のお許しをいただきましたので、令和元年第4回定例議会におきまして質問をさせていただきます。

町長からも災害対策の強化についてのお話がいろいろありました。本年の台風15号から、雨、風により大きな被害がありました。それぞれがさまざまな苦しい体験をいたしました。被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

千葉県でも、今までにない大きな被害を経験し、台風に対する防災準備ができていなかったことを痛感いたしました。

この後も、今回のような大きな被害がないとは言い切れません。反省も含めて防災に関する取り組みを、皆で考えていきたいと思えます。

皆様から寄せられた御相談、御意見の中から、幾つか質問をさせていただきます。町長並びに担当課の明快な答弁を望みます。

災害による被災を受けた方の生活の再建、なりわいの再建についてお伺いをいたします。

先ほど被災者支援の方法と質問があり、また答弁もありました。その中で、個人とそれ以外の被災証明、罹災証明は、担当も違い対応も違うということもわかりました。

本町では、個人商店、飲食店など、小さな規模の経営者も多く、再建のめどが立たないというような方も多く見受けられました。実際、一部損壊の方への補助費用は、1件当たりどれぐらい出るのか、また個人で保険に入っていない場合はほとんどが全額自己負担になってしまうような状態です。

このような中で、個人または小規模事業者の屋根、壁等の修理には、公費助成、どれぐらいできるのか等お伺いをいたします。

また、余り期待ができないなという方が、廃業、離農を考えているという声を耳にしますが、どのような対策があるのかをお伺いいたします。

次に、地域防災の推進について、自主防災組織と自治区のかかわりについてお伺いをいたします。

停電により、電気が使えない状態が1カ月近くにも及ぶ方がいました。生活や健康にも支障を来している方もいました。今回、停電で、隣がついているのに我が家がなかなかつか

いという声もありました。電気の通り道、区分けのようなものがあることにも驚きました。

広報くじゅうくりにも載せていただきました自主防災組織の取り組みについて、これからというところだと思いますが、自主防災といっても、今のところ自主防災組織がしっかりとあるわけではないので、互いに助け合いたくても、どうしてよいかわからない状態が続きました。困惑をいたしました。災害支援の備蓄品も、交通手段のない人はもらいに行けず、かわりに届けてあげるということもできません。

そこでお伺いいたしますが、今回のような場合は当面自治区、個人において、どのような地域協力ができるのか、これからのことも含め当局のお考えをお聞かせください。

次に、本町の河川の満潮時の水位をお伺いいたします。

河川の氾濫の確認については、個人ではできないと思います。どれぐらい川の水位が迫っているのか、越水の危険があるのか、堤防は大丈夫なのか、個人で判断するということはできません。

今回、本町の河川の状態が、どの程度であったのかをお伺いいたします。

真亀川西野丘において、住民の方より御連絡をいただき、河川堤防の崩れているところを確認いたしました。このような場所がほかにもあるのではないかと。河川堤防は、竹が茂っていて通れないようなところもあります。河川の監視、堤防の破損など、誰がどのような時点で確認をしていくのか、その対応策をどうしていくのかをお伺いをいたします。

次に、豪雨災害のたびに冠水をしてしまう道路の状況についてお伺いします。

先ほど、古川議員からも、ポンプの設置等の御質問がありました。いつも同じ場所であることから、根本的な解決方法がないのかをお伺いいたします。

次に、災害時のマニュアルに基づく状況と見直しについてお伺いいたします。

本町では、津波を想定しての災害時の対応に重点を置いていたと思います。急の災害であったため、防災計画のマニュアルどおりの行動ができたのか、災害が発生したときの手順など大まかにお聞かせをください。

前回議会でも対策本部の立ち上げについて質問がありました。町の対応について、もう少し詳しく災害対応の手順等をお聞かせくださればと思います。

また、見直し等が必要な部分があれば、どうしていけばいいのかをお聞かせください。

次に、ロタワクチンの定期接種の推進についてお伺いいたします。

ロタワクチンの定期接種に向けた進捗状況についてお伺いします。

乳幼児の重い胃腸炎を引き起こすロタウイルス感染症を予防するワクチンが、定期接種化

されるとの新聞記事がありました。ロタウイルスは、ほぼ全ての5歳までの子供がかかる病気で、入院を要した5歳未満の急性胃腸炎のうち、4割、5割が、この感染症であったということでした。

今まで任意接種で、総額が2万円から3万円前後で、大変高額でした。子供がロタウイルスにかかると、免疫のない両親にもうつり養育ができないほど苦しんだという例もありました。

2018年9月の議会質問で、私からもロタワクチンの定期接種の要望をさせていただきました。その後、国会質問で取り上げていただき、2020年10月からの接種が決まりました。

そこで、本町における取り組みをお伺いいたします。

最後に、市民農園の活用推進についてお伺いします。

市民農園の準備ができているのか、その後の進捗状況についてお伺いいたします。

もし来年度の開始ができるのであれば、準備が必要と思われまます。進捗をお聞かせください。

2回目からの質問は自席にて行います。小項目に分けて質問をさせていただきます。

○議 長（内山菊敏君） 荒木かすみ議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 荒木かすみ議員の御質問にお答えします。

初めに、被災者の生活再建となりわいの再建についての御質問にお答えいたします。

本町における被災者の廃業、離農の実態と今後の対策についての御質問ですが、今回の台風による廃業、離農につきましては、町へ届け出る制度がないためデータとして有しておりません。

また、今後の対策につきましては、農林水産業や商工業など、それぞれの分野において、国、県の補助制度や利子補給制度は創設されておりますので、町では必要な予算措置を行うとともに、その活用について周知してまいります。

次に、地域防災の推進についての御質問にお答えいたします。

災害時における自治区のかかわりについての御質問ですが、大規模な災害が発生した際には行政などの公共機関も被災し迅速な支援が困難となることが想定されます。

このような場合に、災害による被害を最小限に食いとめるためには、地域や近隣の方たちがお互いに協力し合う共助による力が大変重要であると考えております。

町では、地域が一体となり防災活動に取り組む自主防災組織の結成、促進及び活動への支援をしております。引き続き各自治区と連携を図り、地域防災力の向上に努めてまいります。

次に、河川の防災対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の満潮時の水位と状況についての御質問ですが、真亀川は県道一宮片貝線の仲蔵橋にある不動堂観測所、作田川は県道飯岡片貝線の龍宮大橋にある小関観測所で測定された水位情報により、水位等の監視を行っております。

今回の台風第19号における満潮時の水位等は、真亀川の警戒基準とされる氾濫注意水位2.7mに対し2.38mで、作田川の氾濫注意水位3.34mに対し2.21mという状況でありました。

2点目の河川堤防の傷みぐあいの調査と対策についての御質問ですが、真亀川、作田川、両河川を管理している千葉県山武土木事務所では、河川の治水機能を維持するため、川の増水前や増水後の巡視等により、堤防などの状況を把握し、緊急性や有効性を踏まえ、必要な対策を実施することとし、順次対応を図っていくと伺っております。

町といたしましては、住民の皆様が安心・安全に暮らせるよう、河川の治水機能の向上について県へ強く働きかけてまいります。

次に、今後の災害時の対応についての御質問にお答えします。

1点目の豪雨時に常に冠水する内水の被害場所の対応についての御質問ですが、台風等の豪雨時に発生する道路冠水については、雨水排水の流末である真亀川及び作田川の水位が高い状態のときなどに発生しております。

現状としては、河川水位が高いため、内水が処理できず、河川水位が下がり始めてからでないと対応ができない状況となっております。

今後の対応としては、古川徹議員に答弁いたしましたとおり、強制排水施設の基本設計及び詳細設計の実施並びに実現化に向けての検討を行ってまいります。

また、農業用排水路関連につきましては、今回の台風、大雨により、不動堂排水機場付近と真亀下自治区及び真亀3・5自治区の境界付近で冠水を確認しております。

降雨以前より全ポンプを稼働させ水位を下げる作業を実施しておりましたが、予想以上の降雨量により、ポンプの排水能力を超えたため冠水したものでございます。

今後、流量調査を行い、排水機場のポンプ機能強化を検討し、被害軽減に努めてまいりたいと考えております。

2点目の災害時マニュアルに基づく活動はできたか。また見直しが必要でないかについての御質問ですが、町では九十九里町地域防災計画を初め災害対策マニュアルを整備し、災害



対応に当たっております。

台風15号及び台風19号、10月25日の大雨においては、各マニュアルに沿い、災害の状況に応じた配備体制をとり、避難所の開設、災害対策本部の設置などの災害対応を行ったところでございます。

しかしながら、今回の災害では、停電の長期化などが発生し、その対応などが課題になっております。

今後、今回の災害における課題を検証し関係機関と連携を図るとともに、災害時に迅速かつ円滑に対応できるマニュアルとなるよう見直しを図ってまいりたいと考えております。

次に、ロタワクチンの定期接種の推進についての御質問にお答えいたします。

ロタワクチンの定期接種に向けた進捗状況についての御質問ですが、乳幼児の重い胃腸炎の原因となるロタウイルスのワクチンについて、国では来年10月から全額公費負担で受けられる定期接種の対象とする方向で検討が進められております。

今のところ、具体的な内容は示されておりませんが、引き続き国からの情報収集に努めるとともに、接種対象者への周知や医療機関との調整など、遅滞なく準備を進めてまいります。

次に、市民農園の活用推進についての御質問にお答えします。

市民農園の準備など、その後の進捗状況についての御質問ですが、市民農園を開園すべく調査を進めているところでございますが、散水施設のみの市民農園では、利用者のニーズに合わず、県内でも多くの市民農園が閉園を余儀なくされております。

このことから、利用者のニーズに合った市民農園とするため、農園の候補地、運営体制及び設備などについて、幅広く再検討しているところでございます。

以上で、荒木かすみ議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

災害による被災を受けた方の生活の再建等について再質問をさせていただきます。

課を、多少分けた再質問をさせていただきます。

最初に、産業振興関係について。

農業にあって大きな被害が出ておりますけれども、本町では、被害総額はどのぐらいになるのか。被害額が出ているのか。

また、やる気をなくしてしまうほどの災害に対して、これからの農業再建のためには、ど

のような対策があるのかをお伺いいたします。

将来、高齢化による離農などでも、農業の集積と大規模化が必要となってくると思いますが、個人の高齢者の被災者は声を上げることなく諦めてしまうというふうに思います。

これまで何度か申し上げておりますように、所得補償制度についても、前年度の青色申告をしていない場合では適用にはなりません。小規模経営体や農業者は後継者がなく、立て直しには大変苦慮をしております。

このような中で、町としての基幹産業維持に、どのような対策があるのかをお伺いをいたします。

1つずつでいいですか。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） それではお答えをさせていただきます。

まず台風15号によります農業関係の被害でございますが、水稻、秋冬ネギ等、農作物においては57.7ha、金額にしまして7,801万9,000円、これ災害直後、県のほうで調査した金額で、これが確定報となっております。

それから、施設につきましては、パイプハウスを含めて158件、被害額にして3億2,513万5,000円となっております。

小規模事業者への助成ということでございますが、非住宅につきましては現在公費で助成できるものについては創設されておられません。

したがって、被災によって生じた被害を復旧されるために必要な運転資金、また設備資金につきましては、融資を受けられる制度が創設されておりますので、その制度につきましては町ホームページ等で周知を図っているところでございます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 7,801万円、それからハウスが3億円、大変大きな被害だと思います。これがまた、これから先どのように再建できるのか、本当に心配しております。

また、高齢者とか少額の融資に対しては、もうやめてしまうというふうに考える方が大変多いのかと思います。ですので、この辺を、これからどうやって集約していくのかということを考えていかなければならないというふうに感じております。

これは、ちょっと時間がかかる問題なのかなと思いますので、また追っていろいろ質問をさせていただきます。

次に、本町の大きな被害の中で漁船に積む氷の冷凍施設の損壊については、どのように対応されたのか。

また、中小企業、魚の加工業者について、冷凍施設が被害を受けているというふうに見たり聞いたりしておりますけれども、そういったところへの具体策、どのようになっているのかをお伺いいたします。

このほか、個々の問題として、被災のため、なりわいが立ち行かないというときに、相談できる場所が行政にあるのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） それではお答えをさせていただきます。

初めに、製氷施設についての御質問でございますが、製氷施設につきましてはアイスマン株式会社という民間企業が設置したものでありまして、公費を投入しての修繕はいたしません。アイスマン自体で修繕を行うというところに至っております。

それから、水産業の方々の支援でございますが、今回の台風によりまして、国の補助事業では、荷さばき施設とか製氷・貯氷施設、冷凍・冷蔵施設等、共同利用施設の再建、修繕は支援対象となりますが、それ以外は支援対象外となります。

したがって、個人の中小規模の加工業者さんにつきましては、復旧等に活用できる融資制度を、町ホームページで周知をしているところでございます。

それから、なりわいの再建についての相談場所でございますが、中小企業にかかりましては商工会のほうで行っておりますので、そちらの利用ということになります。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

大手企業については、企業に任せるといふことなんだろうけれども、それを使っている各事業所さんが大変にお困りであるというふうに思います。

そういうことであると、産業の衰退が懸念をされますので、これは、もう少し被害状況も詳しく調べていただきたいなというふうに思います。

個人が大変な打撃を受けている中ですので、何とかこの盛り返しを図らなければ、町全体が衰退していくということを心配しておりますので、この辺のところをしっかりと対応していただければというふうに思います。

それから、商工会が対応しているということでございますけれども、もし商工会が対応し

ているとしても、町は、ここがわかっていなければいけないというふうに思いますので、その辺はよろしく願いいたします。

ではすみません。まちづくりのほうにお聞きいたします。

課を分けてということをお願いしています。

家屋について……

(発言する者あり)

○8番(荒木かすみ君) わかりました。

では防災についてお伺いいたします。

今回、被害の多い地域と少ない地域の差が大変ありました。

そこで、組単位などでチェックシートを使い、断水が何件、停電が何件、家の損壊は何件、けが人がいるかいないかなど、多少項目が少ない状態で、数の少ない程度であればすぐに確認ができるというふうに思いますけれども、こういったことを区でまとめたり役場に統計をとってもらったりとか、そういう連携ができないものかというふうに思います。

また連絡がつかないところはこことここというように、役場だけでなかなか対応できないところも小さな単位であれば拾い上げることができるのではないかというふうに思いますがよろしく、その辺どうか、どのようになっているか御回答ください。

また近所の道路冠水はどうか、倒木による道の寸断はないか、川の越水の危険、内水による孤立の危険はないかなど、自分の家の周りの情報提供することで行政も素早く対応が立てやすいのではないか。こういったことを、この点について、当局のお考えをお聞かせください。

○議 長(内山菊敏君) 総務課長、秋原充君。

○総務課長(秋原 充君) 御質問にお答えをさせていただきます。

大規模な災害が発生した際には、それこそ町長答弁のとおり、行政などの公共機関も被災し、迅速な支援や災害情報の確認などが困難となることが想定されております。

このような場合に、災害による被害を最小限にするためにも、地域や近隣の方たちが、お互いに協力して助け合う共助による力が大変重要なものであると認識しております。

被災状況や地域の情報などは、災害対応を図る上でも重要な情報であります。今回の災害においても、地域の被害状況や停電状況の確認のほか、地域内の高齢者や独居の方などの安否確認を、町の消防団にお願いをし協力をいただいた経緯がございます。

また、各自治区の役員の皆様方からも、地域内の災害状況などの御提供をいただいたとこ

ろでございます。共助の協力を御礼を申し上げるところでございます。

このように町といたしましても、引き続き地域の皆様と連携を図りながら、災害対応に当たっていきたいと考えておりますので、今後とも地域と役場との連携を深めながら協力を求めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） ただいま消防、区等の連絡、いただいているというふうにありましたけれども、やはり細かいところを見るには、区の人たち、顔の見える人たちが、こうであったよということが言えると、一番わかりやすいのかなというふうに思いますので、自主防災組織を含めて、もっともっと住民の方が、これから協調性をつけて、また自助、共助、頑張ってくださいなというふうに思うわけですが、その辺行政が間に入って、こういうふうにしていこうじゃないかというようなことができるかどうかを、ちょっと伺いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 非常に難しい御質問になります。

災害が発生するおそれがある場合、それから災害が発生した場合に、行政が地域の皆様に協力は求めたいところではございますけれども、やはり皆様は身の安全を第一に図っていただくことが重要であると認識しております。まず御自分の身の安全を確保していただいた上で、共助の上、御協力をいただけるものがあれば、町からもお願いをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 自助、共助の必要性、それぞれが、意識を高めて、御近所の助け合いができるように、行政にもぜひリードしていただきたいなというふうに思います。

次に、今回の台風の豪雨被害で、真亀川、作田川、2河川について、越水のおそれがあったところがあったのか、状況をお伺いいたします。

○議 長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

川の警戒基準は、4段階に区分されており、下から水防団待機水位、氾濫注意水位、氾濫危険水位、計画高水位相当に区分されております。

この4段階のうち、危険水位に設定している計画高水位相当の推移と比較しますと、今回

の台風19号で真亀川の不動堂観測所では、危険水位3.2mに対しまして2.38の高さで82cmの余裕高があり、作田川の小関観測所では、危険水位3.84mに対して2.21mの高さで1.63mの余裕高がある状況でございました。この数字的に言えば、越水の危険性が少なかったと判断しております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

多少余裕があったということで、少しほっとしたところですけども、やはり住民さん、とても心配をしておりましたので、この辺情報が入ったときは速やかにまた知らせていただきたいというふうに思います。

それでは、豪雨災害のために冠水してしまうところなんですけど、先ほど古川議員のほうにもお話がありまして、処理できないところが多いような感じでした。

今のところ、現在のところは、避難しかないのかなということで、関連してこの辺の避難状況のことについて再質問させていただきます。

床上・床下浸水の方の避難から、最初始まります。避難がたくさん続きました。今回災害レベル4という場合で、公的な避難所へ避難しようとする住民があふれ出して、また施設が足りないということもわかりました。この豪雨の中で避難所へ向かい、その施設が使えないということについて、住民さんも大変不安な思いをいたしました。

そこで、小さな単位で避難所を設けることができないのか、また共助という点で、区の施設、民間空き家等とか歩いて行ける範囲、または誘い合って近くの車で数分のところで、お互いに助け合うことができるような仕組みづくりが必要ではないかなというふうに思いました。またどこを借りるにしても、その貸すほう、使うほう、いろいろ配慮が要ると思います。

この辺の、行政が抱えるルールづくりができないかということについて、お考えをお伺いいたします。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） それではお答えをさせていただきます。

一部、午前中の答弁と重なりますが、御容赦をいただきたいと思います。

まず、避難所への避難でございますが、町では災害発生時には原則、指定された避難所へ避難いただくことを基本としてございます。これは避難された方への的確な支援を行ったり、避難された方を住民基本台帳と結合して住民の避難状況、さらには安否確認をするためにも、

指定避難所への避難をお願いしているところでありますので、この辺については御理解をいただきたいと。

それから、緊急を要する場合、災害が目の前に迫っていたり緊急を要する場合は、一時避難として避難所以外の場所へ避難されたり自宅にとどまって災害をやり過ごすこと、これも考えられます。災害の状況、緊急度の状況を踏まえた避難行動が望ましい、またお願いしたところでございます。

しかしながらでございますけれども、一時的に緊急を脱した場合について、お住まいのお宅に不都合がある場合については、避難所へ避難をしていただきたいと考えております。

それから、身近な地域での、例えば地区集会場等を活用したということだと思えますけれども、災害が発生している段階においては、この辺は少し御遠慮をいただき、一段落をして、地域の中で、例えば停電が発生していたり水道がとまっていたりしている場合に、地域の共助の一つとして、地区集会場を活用した、お互いの働き、助け合いというところからの事業は、これは町としても望ましいし協力もしてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

今伺いましたところでは、やはり住民さんも自分の身を守るようにということでございますので、やはり災害後の自主防災組織の形が、必要ではないかなというふうに思いました。

ですので、災害後に対応できるような共助の仕組みができるといいなというふうに思います。これはまた懸案の課題ということで、次質問させていただきます。

災害時マニュアルに基づく状況の辺なんですけれども、先ほども対策本部へ、対策本部が立ち上がるまでの、職員がどういうふうに待機をしていたかとか、そういう状況がもう少しわかればお聞かせ願いたいなというふうに思います。

それから今後の対応として、キッチンカー、トイレカー、電気自動車による携帯の充電、またガソリンスタンドとの災害協定、太陽光発電との施設提携や災害協定、冷凍施設のある冷凍庫の派遣等、災害用備蓄ではまた発電機、この辺公民連携しての対応をしていく必要があると思えますけれども、これらの準備があるかないかをお伺いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 町の災害対応といたしまして、九十九里町地域防災計画を初め、これに基づく33本の災害対策マニュアルを整備し災害対応に当たっておるところでございます。

す。

あと町長答弁にございましたが、台風15号、19号、それから10月25日の大雨においても、マニュアルに沿い災害の状況に応じた配備体制をとり、避難所の開設等、災害対応を図ったところでございます。

しかしながら、今回の災害では、停電の長期化などが発生し、その対応が課題となっております。

今後、今回の災害における課題を検証し、関係機関と連携を図るとともに、災害時に迅速な円滑な対応が図れるよう取り組んでまいりたいと思います。

それから配備体制の詳細な内容ということで御質問でございますが、九十九里町地域防災計画における風水害時の配備体制としては、災害対策本部設置前の配備体制として、まず準備体制、それから第1配備、第2配備という形になります。それから、第3配備、第4配備になりますと、あわせて災害対策本部を設置する基準でございます。

まず準備体制としましては、台風の接近等により、災害の発生が予想されるとき、これは総務課が主になる体制ですが、台風状況を収集するとともに、状況に応じて必要な課の職員が動員されてまいります。

次に、第1配備でございますが、これについては気象条件として、大雨警報、洪水警報、暴風警報、高潮警報、このうちの1つが発令された場合、総務課、産業振興課、まちづくり課の職員が主になる体制として、さらにこれに状況に応じて必要な課の職員が加わり配備を行います。

次に第2配備ですけれども、これは記録的短時間大雨情報が発令されたり、町内での被害・災害状況の拡大により、町長が必要と認めた場合等ということで、これにつきましては、総務課、産業振興課、まちづくり課、教育委員会、住民課等の職員が主となる体制で対応を図ります。

一般的に町内において内水面の増水、冠水が発生し、自主避難所を開設する場合などが、1次配備、第2配備という形になると思います。

それから第3配備は、これは午前中もお話ししましたけれども、気象警報、大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報が発令されたり、町内において局地的な大規模な災害が発生した場合に、町長が必要と認めるという場合に、庁内全課の管理職職員と職員の2分の1が動員、配備され、第4配備ですと、全庁の中の全課、全職員の対応となります。

ただ災害が起きても、行政といたしましては、災害配備以外に、一般の行政事務も行って



いかなければいけませんので、この辺との兼ね合い、それから被害の状況を踏まえて配備体制を組んでいくようになっております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 第3配備、第4配備のあたりから、もう職員が張りついているような状況になるのかなというふうに思います。一人一人、職員の献身的な対応があつての、今までのことだったと思います。これからも、大変きつい状況になるかと思ひますが、そういった際に備えていただくよう、またしっかり配備をお願いしたいというふうに思います。ありがとうございます。

今回、家屋については、国や県は大きな被害に対しては激甚災害というふうに認められたとき、公金による避難住宅を建設したり支援をしたり、また中程度、小規模であれば、しかし個人で解決しなきゃいけないのかなというふうなことが総合して感じられました。

もし今、自分の家が住めない状態になったらどうするんだろうかという視点で、町であったり御近所であったり、こういうところを助けあつていかなきゃいけないのかなというふうに感じました。

また、近年コンビニ、ドラッグストアなどの品ぞろえが、また便利で豊富で、備蓄、災害備蓄としても機能があつたように思ひました。この水、電池などの買い置き、また災害の備えの重要性を、すごく感じました。

今回、津波の危険を想定しての訓練が多かつたので、本当に、こういった大雨に対してもろいんだなということも感じましたので、この辺は、災害が起きて初めて、その大きさがわかるので、一つ一つの経験の中で、より安全な備えを、私たちが学習していかなければならないというふうに思ひました。

これからも急な災害には、自助、共助、公助の助け合い、素早く対応していきたいというふうに思ひます。

それでは、ロタワクチンのことについて再質問させていただきます。

10月から公費助成ということで、ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

そこで今後の具体的な予定と個別接種になるのか集団接種になるのかなどをお伺ひいたします。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは、ロタワクチンの定期接種についてお答えをさせて

いただきます。

初めに、今後の予定でございますが、議員御承知のとおり、既に報道されているとおりでございます。これに基づきまして町といたしましては、事業の実施に向けて、まず予防接種に係る住民周知については来年度早々に実施をする予定でございます。

しかしながら現時点におきまして、詳細なワクチンの単価が示されてございません。今後、ワクチンの単価等々が決まり次第、接種にかかる経費等を、山武郡市医師会と調整に入る予定でございます。

次に、接種方法についての御質問でございますが、乳幼児期の予防接種につきましてはロタウイルスワクチンを含めて5種類のワクチンを同時に接種することは可能でございます。

しかしながら、集団接種で実施をいたしますと、接種にかかる医師の確保が困難であるほか、接種誤りのリスクが高まるといったことが想定されます。

また、事前に手前どもが調査いたしましたところ、最低でも11人ないし12人以上の接種者が集まりませんと、経費的にも集団接種のスケールメリットが生かせないということがわかってまいりました。

こういった状況でございますので、乳幼児期の予防接種につきましては、個別接種に切りかえて実施することが好ましいというふうに加え、現在スケジュールの調整であるとか必要な経費の算出を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

このロタワクチン、耳なれない言葉ですので、なかなか重要性がまだ伝わっていないということもありますので、また個別接種になれば余計そこら辺が伝わりにくいと思いますのでぜひ、世論の熟成も含めて、ロタワクチン定期接種が順調に行われますようよろしくお願いいたします。また、この乳幼児をお持ちのお母様方、お父様方は、大変喜んでいただけるというふうに思っております。ありがとうございました。

次に、市民農園の活用推進についてお伺いいたします。

先ほど、やめてしまうところの自治体も多いので、なかなか、こういうやり方をというふうに、決まっていないのだというようなお話だったと思うんですけども、どのようにすれば閉園、閉園というか、長く使われていくのか、その辺、どういうふうにしたら続いていくのか、そういうアイデア等ありましたらお聞かせください。

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） それでは、市民農園の質問でございますが、市民農園を町が開設する場合、3つの方法があります。

まず1点ですが、市民農園整備促進法による場合、これは農機具収納施設とか休憩施設、トイレ、そういった施設が必要になってきます。

それからもう一つの方法が、特定農地貸付法による場合、これにつきましては、そういった先ほどの施設は要件とされておられません。

それから最後の方法ですが、農地利用方式だけの場合ですけれども、これも施設の設置は自由となっております。

ただこれにつきましては、農業者の指導が必要になってきますので、市民の方々が、町民の方々含め、農作業を自分で、ひとりでできるという制度ではなくなってきますので、今のところでは、これはお勧めできないのかなと思っております。

前に申しました2つの方法ですが、特定農地貸付法による場合ですと、施設の設置が義務づけられておりませんので、現在、用水・散水施設のみの農園ですと、利用者が農作業器具とか手洗い場、それからトイレ等がありませんので、そのニーズが今現在薄れてきていて、用水だけの施設は廃園に至っているところが多いと伺っております。

したがって、今後開設するにつきましては、市民農園整備促進法による場合に、これを適用する必要があるかと思っておりますので、そうしますと千葉県市民農園整備に関する基本方針に基づいて町は設置することとなりますので、そういった施設の兼ね合いから、かなりの広さの農地が必要となってくると思われます。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 今のお話ですと、予定されていたというか、ここがどうだろうかというふうに候補に上がっていたところでは場所が狭いということなんですかね。

そうしましたらまた、振り出しに戻ってしまったような感じになってしまうんですけども、この市民農園促進法から起こしていけば多分つながって、長くつながっていくだろうということであると思っておりますので、それでしたら、それをどういうふうにして展開していくのか、またそうすると大抵、予算がつかなければいけないのかなというふうに思っておりますので、この辺をもう一度含んで検討をしていただけたらというふうに思います。

できればせつかくやるのであれば、長く続けるように、よりよいものを検討いただければ

というふうに思いますのでよろしくお願ひいたします。

以上で質問を終わります。

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩します。

再開は2時15分です。

（午後 2時02分）

---

○議 長（内山菊敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより再開いたします。

（午後 2時13分）

---

○議 長（内山菊敏君） 順次発言を許します。

通告順により、4番、鎌田貴俊君。

（4番 鎌田貴俊君 登壇）

○4番（鎌田貴俊君） 4番、鎌田です。

議長の御承認をいただきましたので、令和元年第4回定例会における一般質問を行います。

質問に入る前に、今回初めて農業政策に係るテーマを項目に入れさせていただきましたが、その背景の一端について若干述べさせていただきます。

アベノミクスの成長戦略として掲げられた内容の一つに農業改革があります。そしてそこには、農地の集積等により農業を成長産業にする目標が掲げられております。またある資料によると、政府は、現在の計画の中で、6年後には全農地の8割を担い手に集積する目標を立てているということでもあります。

しかし残念ながら、周囲の状況を見ても、その目標に向かい具体的な準備が着々と進められているようには強く感じられません。言葉は悪いですが、まさに国が旗を振る割に地方はいまだというのが実感です。またそのことは、それだけ重いテーマであると、ことの裏返しではなかろうかと思ひます。

したがって、今からでも、農政にかかわるいろいろな立場の組織や団体などが、さらに少しでも前へ進めるよう、協力し合っていくことが重要ではないでしょうか。

そこで、町にもいま一度、そのリードを強力にお願いしたいとの思ひから、あえて今回農政の問題を質問項目として取り上げさせていただくところに至ったところでもあります。

それでは質問に入ります。質問は、大きく3つの項目について伺ひます。

まず最初の質問項目は、農地の集積・集約化に向けた町の今後の取り組み方針についてであります。

御存じのとおり、以前は町内の多くの農家は、息子が会社や工場などに勤め休日に親と農業を営むという兼業農家の割合が多く、小規模農家でも、それなりに生計を立てられていたと考えられます。

しかしながら、今や多くの小規模農家にとって、核家族化や相続等によって農地が分散化されることになり、それに伴い、いわゆる土地持ち非農家の割合が著しく増えていると思われれます。

一方、全国的に見ても、農業従事者は減少しているようです。ある統計では、農業就業者の7割が60歳以上で、特にその中でも5割が70歳以上を占めるそうです。また、50歳未満の就業者は1割となっています。このままいけば、5年後、10年後にリタイアする農業者は、加速度的に増加すると見られております。そして、土地持ち非農家を中心に、耕作放棄地が今後さらに増大することも懸念されております。

そこでお伺いします。

担い手への農地集積・集約化を、本町ではどのように捉えていくのかについて、まずお聞かせください。

次に、昨年度、一般会計の決算資料によると、農地の集積・集約化に資するため、農地中間管理機構に農地を貸し付けることにより、経営転換協力金を交付された農業者は3人ということでした。農業経営を取り巻く現下の情勢を鑑みれば、この人数が多いか少ないかは言うまでもありません。

昔は、農業の継続が困難になったときは、経営規模の多い農家等に売り渡すことにより、それなりに農地は維持されてきました。しかしながら、現在では、地価の減少や先祖代々からの受け継いだ農地を手放すことへの抵抗感などがいまだに残っており、売買という選択肢はなかなか困難と考えられます。また、貸借という面から見ても、出し手となる小規模農家としては、直接農家間で貸し借りをすると、いずれ返してもらえるかどうか不安が残ります。

そこで、出し手と受け手の間に、農地中間管理機構を介した農地集積バンク事業は、言ってみれば売買による権利移転から貸借による貸借関係への転換を図り、あわせて小規模農家から農地を借り上げて集め、ある程度の大きさで大規模農家に貸し出すという現状を考えられる農地集積の最良の施策であると思われれます。

そこでお聞きします。

農地中間管理機構を介した農地集積バンク事業が当地において進展しない要因は何か、見解をお聞かせください。

今申し上げました農地中間管理機構ですが、機構が活動を開始したのは約5年ほど前からです。

一方、その2年前の平成24年にも、農水省により「人・農地プラン」というものが示されてきて、これは、地域の農業者の話し合いに基づき、今後の地域農業のあり方や地域の中心となる経営体の将来展望などを明確にするものと聞いております。

そこで、農地の集積・集約化に関する3つ目の質問として、国から示された「人・農地プラン」を、町として具現化する構想はあるかどうかについて御説明ください。

次に、大きな項目の2つ目、農業集落排水事業の維持管理に関する課題についてお聞きします。

農業集落排水事業については、平成10年度の真亀丘地区を皮切りに、その後平成13年度に作田岡地区、平成17年度に豊海丘北部地区と、順次供用が開始されてきました。

その後、施設の老朽化に伴う大量更新時期の到来等に備えるため、中長期的な基本計画として、平成29年に経営戦略が策定されております。

内容としては、当時における課題を洗い出した上で、経営方針を明確にするとともに、10年間の投資計画と収支計画を作成しております。

そしてそれらの計画によると、来年度より真亀丘地区を初め本格的な機器類の更新事業がスタートしますので、今回あえて質問項目として取り上げさせていただいたところであります。

そこでまず、将来的な設備の更新等に対する対応計画は、計画どおり進んでいるのか、現状の説明をお願いします。

また次に、接続率は横ばい、または若干向上しているとは思いますが、人口減少に伴い、利用する家族数も減少すると使用する水量も減ります。それとともに、今後使用料収入も減少していくことが予想されます。

そこで、収支計画における収入財源の確保は、予定どおり見通せる状況かどうかについてお聞かせください。

最後に、大きな項目の3つ目、ふるさと納税制度の新基準への対応についてお聞きします。

ふるさと納税制度は、御存じのとおり、6月より新たな基準がスタートしました。

新基準に関しましては、それまでも、国の基本的な方針に沿って対応してきた本町にとり

ましては、特段改めて見直すような内容はなかったと思います。

ただし、新たに示された基準の中には、追加的に盛り込まれた項目があります。そのうちの1つが、質問に上げた返礼品の基準に関する項目です。

そこで改めてお聞きします。

地域的につながりのある市町同士で、共通の返礼品を扱えることへの町の見解についてお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

なお、再質問は自席にて行います。

○議 長（内山菊敏君） 鍵田貴俊議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 鍵田貴俊議員の御質問にお答えいたします。

初めに、農地の集積・集約化に向けた町の今後の取り組み方針についての御質問にお答えします。

1点目の担い手への農地集積・集約化を、本町では今後どのように捉えていくのかとの御質問ですが、農地が分散している状況では、農業全体のコスト高につながり効率も悪いことから、農地を集積化・集約化することにより、全体の面積は変わらずとも1区画の面積が広がるため、効率よく農業ができる環境が整うこととなります。

このような環境が整えば、生産性も高まり経営も安定していくこととなるため、町といたしましても、農地の集積・集約化を積極的に進めてまいりたいと考えております。

2点目の農地中間管理機構を介した農地集積バンク事業が当地において進展しない要因は何かとの御質問ですが、個人間での農地の貸し借りは借り手を確認してから貸し出すことができますが、農地中間管理機構に登録した場合は、借り手が公募であることから、借り手側の確認ができず、またいつ借り手側が現れるかもわからないことから、貸し手側にとっては大きな不安となり、それが進展しない要因ではないかと捉えております。

本事業は、始まって間もない事業はありますので、今後事業内容の理解が深まるよう広く周知し、利用促進を図ってまいります。

3点目の国から示された「人・農地プラン」を具現化する構想はあるかとの御質問ですが、町では町全域を対象とした「人・農地プラン」を、平成26年3月に作成したところでございます。

しかしながら、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正により、市町村において実質化した「人・農地プラン」を作成することとなりました。このため、「人・農地プラン」を真に地域の話し合いに基づくものにする観点から、アンケートの実施や調査を行った上で、中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を、令和2年度末までに作成し、「人・農地プラン」の実質化を図ってまいります。

次に、農業集落排水事業の維持管理に関する課題についての御質問にお答えします。

1点目の将来的な設備の更新費等に対する対応計画は、計画どおりに進んでいるかとの質問ですが、平成21年度に実施した農業集落排水施設機能診断に基づき、各処理場の設備の耐用年数を考慮した上で、機器の修繕や交換を実施しております。

その中で、稼働開始より20年を経過した真亀丘地区の施設につきましては、平成29年度に老朽化の状況を確認した上で事業計画を作成し、今年度は改修工事の全体設計を完了する予定でございます。

また、他の施設につきましても、九十九里町公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画を作成した上で、順次改修を進めてまいります。

2点目の収支計画における収入財源の確保は、予定どおり見通せるのかとの御質問ですが、来年度より農業集落排水事業について、地方公営企業会計への移行を予定しており、減価償却費、事業費、人件費等のコスト情報、資産、負債等のストック情報は見える化になることから、収支計画の透明化、効率化及び適正化を進め、経営の健全化を図ってまいります。

次に、ふるさと納税制度の新基準への対応についての御質問にお答えします。

地域的につながりのある市町同士で、共通の返礼品を扱えることへの町の見解はどうかの御質問ですが、新制度の地場産品基準は地域資源が豊富でない市区町村が、区域を越えた一定の圏域において、他の市区町村と共同で共通の返礼品として取り扱う場合について規定がなされたものでございます。

本町においては、返礼品となり得る地域資源が存在していることから、事業者には御協力いただきながら、さらに魅力的な返礼品を用意できるよう、引き続き地域資源の返礼品としての掘り起こしに注力してまいります。

以上で、鏑田貴俊議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議 長（内山菊敏君） 4番、鏑田貴俊君。

○4番（鏑田貴俊君） 4番、鏑田です。



それでは、まず担い手への農地集積・集約化に対する町の捉え方に関連して再質問させていただきます。

農地の集積・集約に取り組む上では、その前段階において、農地基本台帳のデータが重要な役割を果たすと思います。そして、現在、農業委員会では、既にそれらのデータを電算化した農地地図情報システムを導入し利用しているとお聞きしました。

そこでお伺いします。

農地基本台帳には、所在地番・地籍また所有者、借り受け者の氏名、住所はもちろんですが、ほかにも農振農用地の区分、賃貸借利用権等の設定状況、遊休農地の措置状況などの項目があると思いますが、農地地図情報システムにはどこまでデータとして落とし込まれているのでしょうか、御説明ください。

○議長（内山菊敏君） 農業委員会事務局長、吉田洋一君。

○農業委員会事務局長（吉田洋一君） それでは、鎌田議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、御質問のありました情報等は、ほとんど全て、地図情報システム内に取り込んでございます。

特に、農業振興地域の有無につきましては、振興地域内・外で、色別の表示等もできます。

あと、地図情報上の1筆情報、クリックするような形をとるんですけども、その中で、その1筆ごとの情報が、全て見えるような状況になっております。

「人・農地プラン」の作成につきましても、今後この地図情報システムが、非常に役立つというふうに農業委員会も見ておりますので、今後とも活用のほうを生かしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 4番、鎌田貴俊君。

○4番（鎌田貴俊君） 地図情報システムには、農振農用地とか、そういったものも、もう既にデータとして落とし込みできていると伺いましたけれども、具体的な、色分けもできると御回答ありました。

ではそこで、さらに具体的な事例でお聞きしますけれども、ある集落の農地の状況を見るときに、例えば耕作者別に経営農地を色分けしたり、あるいは年齢について、75歳以上の所有者を色分けしたり、または利用権の設定期限別に色分けしたりすることは可能なのでしょうか、お答えください。

○議長（内山菊敏君） 農業委員会事務局長、吉田洋一君。

○農業委員会事務局長（吉田洋一君） 鏝田議員の御質問にお答えさせていただきます。

ある地域を区切るということが、なかなか地図情報システムで今ちょっと難しい状況になりまして、1筆ごとの情報は確実に表示させていただけるんですけども、地図上で全体を、表面をあらわして、1筆ごとに色をつけていくというのがなかなか、いまだまだできないような状況でございます。

今後そういうのも、データを重ねていけばできるのではないかと聞いておりますので、さらにそういったものを取り込んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 4番、鏝田貴俊君。

○4番（鏝田貴俊君） ありがとうございます。

将来的に、遊休農地や荒廃農地、あるいは再生可能な農地の区分けについても、単に数値だけでなく、地図を広げれば、ある集落の農地の現状がどのような状況なのか、一目でわかるようになれば、今後集積・集約化を進める上で有効な情報となると思いますので、引き続き地図化について整備する御努力をお願いしたいと思います。

次に、農地中間管理機構を介した農地集積バンク事業が進展しない要因に関して再質問をさせていただきます。

農地集積バンク事業では、機構が出し手と受け手を募集するものと思いますが、現実的には双方がバランスしなければ、なかなか事業が進まないことはわかります。

ただし、受け手側、借り手側の事情については、なかなかこちらから思うようにはいかない点があると思います。

しかしながら、いずれ、受け手、受け手というんですか、借り手が、多くあられる場合など、来たるべき時期に備えて、出し手に対して、小規模農家とか、そういった出し手に対して手を打っておくことは必要であると思います。

そこでお伺いします。

今申し上げたように、出し手側となる多くの小規模農家や土地持ち非農家に対しては、あらかじめ事業の仕組みを説明し、いつでも同意を得られるような準備を進めておくことが必要ではないかと思いますが、その辺についての御見解をお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） お答えをさせていただきます。

農地集積バンクでございますが、平成26年度4月に、千葉県から、公益社団法人千葉県園芸協会が農地管理中間機構の指定を受けて事業を実施しております。

先ほど町長答弁の中でもありましたように、誰が借りるかわからない、借りてもらえるかわからない、受け手市場になりやすいなどのデメリットはありますが、農地集積バンクへ登録することにより、管理できずに困っている農地、不用になってもてあましている農地を、機構が受け手を探してくれ、賃料や経営、転換協力金として10a当たり1万5,000円が交付されることなどから、確実にメリットがあると捉えております。

今後、農地集積・集約化も図られることから、幅広く内容を周知させていただいて、利用促進を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 4番、鏝田貴俊君。

○4番（鏝田貴俊君） 4番、鏝田です。

今の御回答で出し手に内容を今後周知していく御努力をいただくと伺いましたけれども、その場合、もちろん1回や2回の説明会だけでは難しい面もあると思いますが、少なくとも一定の集落単位で実施する場合は、該当するほとんどの農家が参加できるような体制が必要であると思います。

したがって仮に、一家の当主が出席できなくても、奥さんまたは息子さんなど、とにかく一家で必ず1人が出席できるようにして理解と認識を広げていただくことが必要だと思っておりますので、よろしくをお願いします。

ではそのためには、町職員の方だけでなく、農業委員、最適化推進委員、または土地改良区に携わる方や農協関係の方など、地域において農政にかかわる方々の連携が必要であると考えますので、町にはそのリード役を、ぜひよろしくおほしいたいと思います。

集積が進まないもう一つの大きな要因と思われるのは、面的な集積が困難なことであるように思えます。

そこで、他県の例を調べますと、機構の活用とあわせて、農地耕作条件改善事業による簡易な基盤整備事業を導入して、機構と基盤整備の連携を実現したという記事を目にしたことがあります。

そこでお伺いします。

現実的にそのような事業を当地においてできるのかどうか。

また、機構に関連して創設された新たな制度として、農家負担のない農地整備事業も活用

できると耳にしたことがあります、そのことに関しても、わかればあわせてお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） ただいまの御質問でございますが、今後、非常に難しい問題でございます、農家の方々に御協力をいただきながら進めていかなくてはならないと捉えております。

そんな中で集積率が、かなり高くないと難しいというところで、「人・農地プラン」を、令和3年3月31日まで実質化に向けた取り組みを現在行っておりますので、それとあわせて中で取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 4番、鏝田貴俊君。

○4番（鏝田貴俊君） 4番、鏝田です。

私にもわか仕込みの知識で、突然さまざまな質問をさせていただき申しわけありませんでしたが、ただ言えることは集積・集約の問題は小規模農家にとって、時間的にもう待ったのきかない課題となりつつありますので、町としても決して人に余裕があるわけではないと思いますが、大変だとは思いますが、今後とも引き続き農政面でのリードをよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、先ほど来、ちょっと言葉としては出てはいますが、「人・農地プラン」に関して再質問をさせていただきます。

ただいまの御回答で、令和3年の作成あるいは完了を目標にして準備されているということですが、もし、ですから作成途中であるということですが、もし作成、作成するとしたら、そのプランの工程表、これはいつごろ公表され私たちに、目にすることができるのか、お聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） それではお答えをさせていただきます。

「人・農地プラン」の実質化でございますが、現在まで説明会等々行っておりまして、工程表の公表につきましては、近日中にホームページ等で公表をさせていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 4番、鏝田貴俊君。

○4番（鑓田貴俊君） 4番、鑓田です。

この「人・農地プラン」は、5年、10年後の将来において、地域の農地を誰に担ってもらうのかについて、集落ごとに話し合いの場を持つという、まさに小規模農家や土地持ちの非農家にとって、差し迫った先行きの不安を解決しようとする活動ですので、ぜひさらに、今お話の出ました実質化を、ぜひ進めていただきたいと思います。

私の知る限りでは、認定農業者はともかく、土地持ち非農家の方々は、このような農政に係る政策の動きについては、ほとんど情報や知識を得られていないのが現状ではないかと思っています。

そこで、今後工程表を作成するとして、その場合に工程表案を検討して作成すると思うんですが、今後その工程表に伴って、どのような活動を具体的にしていくのか、幾つか具体例があったら御説明ください。

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） それではお答えをさせていただきます。

今後の取り組み状況でございますけれども、アンケートの実施が加わってくるかと思えます。これにつきましては、今月中にお配りをしアンケートを実施する予定です。

その後アンケート結果をもとに、地図等を作成していき、地域の徹底した話し合い、これ現在5工区、土地改良区の5工区で行っておりますので、そういったところで地域の徹底した話し合いを進めていくということになります。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 鑓田貴俊議員、4回目になりますから、質問は変えてください。

（「はい」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 4番、鑓田貴俊君。

○4番（鑓田貴俊君） 4番、鑓田です。

今回、農政に係る問題について、先ほども申し上げましたが、知識不足ながら初めて質問させていただきましたが、これらのテーマは裾野が広く、また根っこの深いテーマでもあります。

補助事業一つとってみても、実にさまざまな角度からの支援事業があり、どの事業が該当するのか混乱してしまうような状態です。

しかしながら、人口減少や社会構造が変化する中においては、国も力を入れて取り組んでいる重要なテーマでありますので、1回きりではなかなか議論が尽くせない点があります。

そこで、今後とも機会を見て、また議論させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは次に、農業集落排水事業の維持管理に関し、将来的な設備の更新費用等に対する対応計画に関して再質問させていただきます。

冒頭の質問にも触れまして、また御解答にもあったと思いますが、本件事業については、平成29年2月に、事業の経営戦略が作成されております。

そして一方、機器類を初めとする設備の更新費用等は、これから相当高額な金額がのしかかってくるのではないかと見込まれます。

また、経営戦略における投資方針では、設備の計画的な更新により、経費の節減と平準化を図っていくとなっております。

そこでお聞きします。

今年度の予算では、修繕料が前年実績より既に倍増しているように見受けられます。これは、先ほどお話あった長年の更新の費用が入っているのかもしれませんが、これから毎年度、修繕費が、順次更新が進んでいく中で、右肩上がりになるような傾向で推移するのかなど、御説明ください。

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） お答えをさせていただきます。

修繕費用に関しましては、今後個別施設計画等に基づいて、なるべく単年度に多くの修繕がかからないよう計画を進め、順次改修計画を立てて進めていきたいと思ひます。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 4番、鏝田貴俊君。

○4番（鏝田貴俊君） 4番、鏝田です。

ではこの件に関して、次に、計画では、設備等の劣化に対しては、スペックダウン機器や省電力機器を導入するとなっておりますが、これが具体的にどのような対応なのか、お聞かせください。

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） ただいまの質問ですが、その最新設備をすることにより、通常経費、經常経費を削減するために行うもので取り入れていきたいと考えております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 4番、鏝田貴俊君。

○4番（鑓田貴俊君） 4番、鑓田です。

このスペックダウン機器とか省電力機器とか、具体的に伺ったんですが、これは後で機会を見て、また個別にお伺いしたいと思います。

それでは次に、収支計画における収入財源の確保の見通しに関連して再質問をします。

冒頭でも関連してお話ししたと思いますが、収支計画では汚水処理原価に基づいた適正な料金を設定し使用料収入を確保するとうたわれておりますが、人口減少や節水の指向に伴って、原価計算のもととなる使用する水量が減少していけば、おのずと使用料を見直さなければならなくなってくると思いますが、その点についての御見解をお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

かかる費用が増大しております。消費税が増税したことによる各種経費の増加が見込まれることから、使用料の増額を来年度から検討しているところでございます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 4番、鑓田貴俊君。

○4番（鑓田貴俊君） 4番、鑓田です。

また、そこに関連しまして、一般会計からの繰入金に関連してお聞きします。

今後、機器等の更新費用が、計画を上回り増大した場合は、基本的に一般会計からの繰入金または起債、いずれの方法で対処されるのか、方針があればお聞かせいただきたい。

今回、提議された補正予算の中でも、今回は、補正予算で見直しで、繰り入れから起債に変更されたとなっておりますが、今後そういうふうに大幅に増大した場合に、どういう対応をとられるのか。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） お答えをさせていただきます。

今後の経費につきましてですが、一般会計の繰り入れの増につきましては、修繕等、地方公営企業債等が活用できるものには、そういったものを活用しながら一般会計からの繰り入れを抑えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 4番、鑓田貴俊君。

○4番（鑓田貴俊君） 4番、鑓田です。

先ほど御回答にもありましたけれども、既に来年度から、企業会計の導入が決定している

ということですので、今後より一層、資産状況の把握と施設運営の効率化が図られるようお願いしたいと思えます。

最後に、大項目の3つ目であるふるさと納税の新基準に係る返礼品に関して再質問をします。

今回、新基準が定められた背景には、総務省がこれまでの過度な返礼品競争にくぎを刺す一方で、地場産品が少ない自治体の要望を踏まえ、新たに返礼品の基準を緩和したものと考えられます。

本町でも、いろいろ御努力いただいた結果、返礼品種類の数も、当初と比べ著しく増えております。

現在の返礼品数は、12月1日現在において、マックス67件ですが、季節的な提供品もありますので、過去ピーク時では90件近くになっていたと思えます。

またそれに伴い、寄附金額も増加していると伺っております。

そこでお聞きします。

先ほど町長の御答弁では、さらに事業者に協力いただいて、魅力ある返礼品を提供していくとお話ありましたが、そこでお聞きします。

返礼品の種類、数としては、ある程度リミットに近づいたのでしょうか。それともまだ、町内に交渉の余地のある提供先はあるのでしょうか。

また直接的に通告はしておりませんが、直近における今年度の寄附金額がわかれば、あわせてお答えください。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

まず本制度につきまして、九十九里町を応援したい方々からの寄附金により、町が指定しているさまざまな施策を行うための貴重な財源として生かされているところでございます。

現状としましては、まだ本町の地域資源を生かし切れないと考えており、魅力ある返礼品の掘り起こしにこれからも努めていきたいと考えているところであります。

今回の補正予算案にも計上させていただきましたが、現時点のふるさと納税の実績から見る本年度の見込みは、昨年度の同時期の実績に比べ2倍を超えているところでございます。

御質問の中にありました現時点で直近でございますが、11月末現在で合計で865件、1,565万500円のありがたい寄附金をいただいているところでございます。

これは、今回の新制度によりまして、新基準として返礼品は地場産業に限るとされたこと



が、本町によってよい影響を及ぼしていると認識しているところでございます。

まずは、地域資源を生かし、地域から九十九里町が魅力ある返礼品の品ぞろえに充実していると認知され、今回の御質問の近隣市町村や都道府県との連携による地域の特産品の取り扱いに係る新基準を生かせる環境を整えていきたいと考えております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 4番、鏝田貴俊君。

○4番（鏝田貴俊君） ふるさと納税の返礼品に関して、最後にお伺いします。

今回の返礼品に係る新基準の中には、いろいろあるんですけども、ほかにも本町に当てはまるものとして、自治体の広報のために生産されたキャラクターグッズも新たに追加されました。

そこで、くくりんも返礼品に加えられないか。いきなりで申しわけありませんが、最後に御見解がいただけるのであればお願いします。

○議 長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） お答えをさせていただきます。

九十九里町をPRする上で、魅力ある提案だと認識しております。

新基準に照らし合わせた製造業者等を、まず確認をさせていただき検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 4番、鏝田貴俊君。

○4番（鏝田貴俊君） 質問は終わりますけれども、この返礼品については、町内で魅力あるものを、まず優先に提供していくと、そういう解釈で伺いましたが、近隣の自治体との連携については、今後のこととして一言申し上げさせていただきたいと思います。

本町にとって、地域的につながりのある自治体といえば、地理的に囲まれた3つの市しかないわけですが、中でも東千葉メディカルセンターの設立団体としても、ともに出資している自治体などは積極的に連携してもおかしくはないと思いますので、いろいろな面で御苦労はあると思いますが、ぜひ具体的なアクションをお願いし、応援寄附の増加につながらせていただくことを希望します。

返礼品は、やはり返礼品の数によって寄附金額も増加するというのが一般的ではありますので、その辺は今後参考に御検討いただければと思います。

以上で質問を終わります。御協力ありがとうございました。

○議長（内山菊敏君） 暫時休憩いたします。

再開は3時10分です。

（午後 2時59分）

---

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時08分）

---

○議長（内山菊敏君） 順次発言を許します。

通告により、1番、西村みほ君。

（1番 西村みほ君 登壇）

○1番（西村みほ君） 1番、西村です。

議長のお許しをいただきましたので、令和元年第4回定例会における一般質問をさせていただきます。

まず、質問に入る前に、既に登壇された議員の方々からお話ございましたが、たび重なる台風、大雨の被害により、被災された方々にはお見舞いを申し上げますとともに、家屋等の被害につきましては、一日も早い復旧をお祈りいたします。

そして、昼夜ともに御対応に当たられた役場職員の方々、関係機関の皆様には感謝申し上げます。

また、9月より新人議員となり、今回は最初の一般質問ですので、お聞き苦しい点があると存じますが、御了承のほどよろしく願いいたします。

それでは質問に入らせていただきます。

大項目としては2つございます。1点目、子供たちの教育環境の充実について、2点目、交流人口の拡大についてです。

まず初めに、子供たちの教育環境の充実についてお伺いをいたします。

令和2年度の予算編成を行う上で、町長が3つの理念を最重要事項として事業展開を行う旨、各課に御通達をされたと伺っております。その中の1つに、地域の宝である子供たちの教育環境の充実というものがございました。

そこでお伺いいたします。

1点目、現在町内の小学校の英語活動の現状と小学校1・2年生からの英語活動は可能か、

教えてください。

といいますのも、平成29年3月に公示された文部科学省の新学習指導要領によりますと、令和2年度から英語が小学校3・4年生で外国語活動として導入されます。

今年度は、移行期間として町内の小学校にも既に英語活動が、小学校3年生から導入されていると思いますが、まず現状を教えてください。

その上で、町内の子供たちの教育環境を充実させるべく、午前中町長がおっしゃられた特色のある英語教育の取り組みとして、外国語教育の一環である英語活動を、月1回でも小学校1年生から行うことが可能か教えてください。

県内の国際教育推進特区である成田市では、小学校全学年に対し英語教育が行われております。さらに、山武市については、市内の小学校全児童を対象とし、2017年度から、異文化理解講座が行われております。この異文化理解講座は、小学校低学年から行われており、外国の文化や習慣、そして国際感覚とコミュニケーション能力を育むことを目的に実施されております。昨年度は、スリランカ、ジャマイカ、オーストラリア出身の講師を呼んでおり、児童も意欲的に望んで学習されていたとのことでした。

九十九里町は、外国人比率が2%台と、県内平均であり、決して少ない比率ではありません。私自身も本町で育ちましたが、町内の外国人の人と接する機会は少なく、対面で外国人の方とお話したのは、小学校のALTの先生が初めてだったのを覚えています。

本町のグローバルな環境の中で、他市町村よりも先進的に、全児童に対して、外国語教育の一環である英語活動が、月1回でも行うことが可能か教えてください。

2点目として、長期休業時の学習的事業の拡大についてお聞きします。

大変申しわけございませんが、資料は学習的「授業」と記載されておりますが「事業」に御訂正願います。

以前、古川徹議員から御要望のあった夏休みの「ALTと英語を学ぼう」という事業につきまして、昨年は、小学校4・5・6年生と中学生の希望者を対象とし、中央公民館での3回の授業、さらには町バスで築地に行き外国人へのインタビューをする課外授業が行われました。参加した児童の保護者の方々からは、町内でこのような斬新な活動が行われたことに対し、大変よい御評価をいただいております。このような活動に関しては、来年度も継続的に行っていただけますでしょうか。

大項目の2点目としまして、交流人口の拡大についてお聞きします。

九十九里町をプロモーションする手段として、2017年に、ユーチューブを使った動画配信

が始まりましたが、現在の閲覧数の実績と、新たにプロモーションを展開する予定があるのか、お知らせください。

というのも、2017年のリリース当初は、海外観光メディア等で紹介されている場面が見受けられましたが、2年がたち、現在の閲覧数はいかがでしょうか。

九十九里町の交流人口を拡大するための入り口として、プロモーション活動は、非常に大切です。もし閲覧数が増えていないのであれば、新たな手段として、何かお考えか教えてください。

以上で1回目の質問を終わりにします。

なお、再質問は自席にて行います。

○議長（内山菊敏君） 西村みほ議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 西村みほ議員の御質問にお答えいたします。

なお、子供たちの教育環境の充実についての御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますので、よろしく申し上げます。

それでは、交流人口の拡大についての御質問にお答えいたします。

新たなプロモーションを展開する予定はあるのかとの御質問ですが、現在町では、「海」「サーフィン」「青いポスト」を素材とした動画を東京日本橋に設置されております大型サイネージにおきまして「いいべ 九十九里」の3分間動画として配信し、町の観光PRに努めているところでございます。

今後も、より多くの方々に閲覧していただけるよう、既存のコンテンツの見直しを行うとともに、町の観光PRはもちろんのこと、交流人口の増加につながるような新たな情報、魅力の発信についても検討してまいりたいと考えております。

以上で、西村みほ議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（内山菊敏君） 教育長、藤代賢司君。

（教育長 藤代賢司君 登壇）

○教育長（藤代賢司君） 西村みほ議員からの御質問のうち、私からは、子供たちの教育環境の充実についての御質問にお答えいたします。

1点目の小学校の英語活動の現状と1・2年からの英語活動は可能かとの御質問ですが、

平成29年に改訂された学習指導要領の小学校外国語科は、令和2年度から完全実施となり、それまでの期間は円滑な実施に向けた移行措置期間となります。

移行措置期間中の授業時数は、学校により相違がありますが、本町の場合、5年生、6年生の外国語科が年間70時間、3・4年生の外国語活動が年間35時間で実施しており、完全実施の形を取り入れています。

また、1・2年生の外国語活動につきましては、今回改訂された学習指導要領では扱われていないため、現在は各学校の裁量として校長の判断で取り組んでおります。

今後、教育委員会といたしましては、県で配置する英語専科教員の要請を行うとともに、1・2年生につきましても限られた時間の中で、よりよい手段を工夫しながら実施できるよう、学校と協議していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

2点目の長期休業時の学習的事業の拡大について、「ALTと英語を学ぼう」という事業の継続についての御質問ですが、本事業は、英語に興味を持って学び続けるための基礎づくりを目的に、平成28年度より開始し、夏休み期間を利用して、小学校4年生から6年生及び中学生を対象として4日間開催をしております。

1日目から3日目につきましては、英会話や九十九里町を紹介する英語表現の勉強を行い、4日目の最終日には外国人旅行者に対して、実践形式で九十九里町のPRを行っております。

実践後には、アンケート調査を実施しておりますが、子供たちには大変好評でございますので、今後も引き続き学校と連携を図りながら継続してまいりたいと考えております。

以上で、西村みほ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（内山菊敏君） 1番、西村みほ君。

○1番（西村みほ君） 1番、西村です。

教育長、町長からの明確な御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問に入らせていただきます。

まず、大項目1点目の小学校1・2年生からの英語活動ですけれども、教育長がおっしゃられたように、各学校での裁量で行っているということですが、町内の3校が差があるのに疑問を感じます。まず、3校が平等の教育を受けられるようにすることはできないのでしょうか。

2点目です。

長期休業時の学習的事業の拡大ですが、こちらが始まり2年が経過しています。

教育委員会の担当者やALTが変わられたとしても、引き続き本活動を続けていただくの

と同時に、さらなる拡大の案はございますでしょうか。

2点、お聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎肇君。

○教育委員会事務局長（篠崎 肇君） それではお答えさせていただきます。

1点目の件でございますが、議員御心配のとおり、学校ごとの格差、そういったものにつながらないように、今後学校側と協議してまいりたいと考えております。

2点目のALTとの英語を学ぼう事業拡大についてでございますが、本事業につきましては現在4日目、観光地等に赴きまして、実践形式で、外国人等との英会話をやっております。

その際は、ALT、町職員のみで随行しておるところでありますので、安全面等が拡大した際に心配されるところです。

また、経費削減のために町バスを使用して現地に赴いております。人数を増やした際には、町バスが使用できなくなる可能性もありますので、そういった人的経費面を踏まえながら、今後検討してまいりたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 1番、西村みほ君。

○1番（西村みほ君） 1番、西村です。

大項目1点目の子供たちの教育環境の充実については承知いたしました。

町内には英会話スクールも少なく、また交通アクセスも悪いため、お金と時間をかけないと、幼少期から外国語教育を受けることができません。自治体が主導となって、全児童を対象に、平等に教育を受けさせる機会を設けていただければ、町内の外国語教育、さらには成績の向上はもとより、このような取り組みが広まれば、子育て世代の町外への流出をとめるきっかけにもなります。千葉県、さらには全国に誇れる教育のまちづくりをしていただけるよう強く望みます。

続きまして、大項目2点目といたしまして、交流人口の拡大について再質問させていただきます。

プロモーション活動については、現在見直しを図られているということで承知いたしました。そこでもう1点質問させていただきます。

結論から申しますと、現在企画財政課が管轄のインスタグラムなどと連携し、さらなる観光・移住者促進PRを行うことは可能でしょうか。

このインスタグラムを使用するの運用から1年がたっておりますが、こちらは無料です。また、全世界に一斉に配信されるという意味では、とてもいい広告手段になります。

私も投稿を拝見させていただいておりますが、一般の方からの御提供のあった写真を使うなど、趣向を凝らした内容はとても評価できます。

まず観光に来て、九十九里町のファンになっていただく。その先に移住・定住があると考えます。

各課が縦割りの仕事で発信するのではなく、移住・定住促進に交流人口を拡大する目的である観光を加えた内容で情報発信されてはいかがでしょうか。御答弁お願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

インスタグラムにつきましては、町総合戦略で掲げている移住者向けの情報提供ネットワークサービスということで、今年1月より、移住・定住に向けた町のPRを目的として町公式のインスタグラムとして開始をしたところでございます。

現在は町の魅力ある景色などを中心に掲載しており、その中には地びき網だとかふるさとまつりなどを盛り込んでおりますが、議員御指摘のとおり、移住・定住に向けたPRに加えまして観光PRも含めた、より効果的な事業となるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 1番、西村みほ君。

○1番（西村みほ君） 1番、西村です。

課長御答弁まことにありがとうございました。

今いただきました御回答で、町長、執行部のお考えを理解することができましたので、再質問はなしといたしますが、子供たちの教育への投資、観光・移住PRへの投資は、未来の九十九里に対する必要経費です。小さいことから結構ですので、九十九里町のさらなる発展に向けて御尽力いただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（内山菊敏君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

あす4日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時27分

令和元年第4回九十九里町議会定例会会議録（第2号）

令和元年12月4日（水曜日）



## 令和元年第4回九十九里町議会定例会

### 議事日程 (第2号)

令和元年12月4日(水)午前9時40分開議

#### 日程第1 一般質問

---

##### 出席議員 (14名)

1番	西村みほ君	2番	小川浩安君
3番	原田教光君	4番	鏝田貴俊君
5番	中村義則君	6番	古川徹君
7番	浅岡厚君	8番	荒木かすみ君
9番	内山菊敏君	10番	善塔道代君
11番	細田一男君	12番	佐久間一夫君
13番	谷川優子君	14番	古川明君

##### 欠席議員 (なし)

---

##### 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	副町長	佐々木悟君
教育長	藤代賢司君	総務課長	秋原充君
企画財政課長	戸村俊之君	税務課長	中川チエリ君
住民課長	戸田佳子君	健康福祉課長	作田延保君
社会福祉課長	山口義則君	産業振興課長	篠崎英行君
まちづくり課長	古川富康君	会計管理者	南部雄一君
ガス課長	中村吉徳君	教育委員会 教務局長	篠崎肇君
農業委員会 事務局長	吉田洋一君	教育委員会 教務局主幹	内山茂樹君

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 木原正幸君 書記 伊藤さやか君

---

◎開議の宣告

開 議 午前 9時40分

- 議 長（内山菊敏君） ただいまの出席議員数は全員でございます。  
これより本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議 長（内山菊敏君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
- 

◎日程第1 一般質問

- 議 長（内山菊敏君） 日程第1、12月3日に引き続き、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、3番、原田教光君。

（3番 原田教光君 登壇）

- 3番（原田教光君） 3番、原田教光でございます。

改めまして、おはようございます。

議長の御承認をいただきましたので、通告により一般質問をさせていただきます。

その前に、このたびの台風15号、19号による被害については、近年まれに見る甚大な被害となりました。被害に遭われました皆様方に心よりお見舞いを申し上げます。また、救援、復興に、町職員及び関係者におかれましては、大変苦勞されたと思います。皆様方に敬意を表します。また、一日も早い復旧、復興を心から御祈念をいたします。

さて、先般、高齢者の町民の方々より、避難所における町職員の対応についてのお話がありました。不安と恐怖の中で、細部にわたって心遣いをしていただいたということであります。大変うれしかった、感謝したいということでございます。このお話を聞きまして、私も大変うれしく思っております。今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、通告に従ひまして質問いたします。

質問も2日目に入り、私の一般質問も同僚議員と重複した部分もございまして、私からは農林水産業を中心にお聞きをしたいというふうに思ひます。執行部におかれましては、よろしくお願ひをしたいと思ひます。

この秋は、15号、19号と相次いで台風が上陸し、住居、農業、漁業、商工業等の広範囲にわたり、甚大な被害をもたらしました。千葉県農業、水産業の被害額は、約430億円を

超えたとのことであります。台風の勢力の規模が大きかった分、被害も最大級でありました。過去10年の自然災害で最悪の被害状況となりました。

特に農業関係では、収穫間近の農産物を直撃し、被害はハウス施設や作業場など生産手段にまで及びました。とりわけ高齢者や中小農家の被害は甚大であります。営農再開には、ハウスや作業場などの修繕、建てかえ等において、大きな経済的負担となります。被災農家の中には、高齢化もあり、このままでは被災を機に離農しなければならないということも聞いております。

現在、農業の生産基盤を支えているのは担い手だけではありません。高齢中小農家も今ある施設や農機などを生かしながら、生産の一翼を担っております。高齢中小農家は、借金してまでできないと二の足を踏んでいます。もし再起を諦め、離農が進めば、農業生産だけではなく、地域農業への影響も大きいと思われまます。また、水産業においても、加工施設の被害、停電、断水によりまして、冷凍品の被害等も甚大であります。

そこで伺います。

1 項目め、今回の台風による地場産業の被害状況と支援対策について。

1 点目、住居、農業、漁業、商工業にかかわる被害状況について。

2 点目、農業、漁業に対する国、県及び町の支援策についてお伺いをしたいと思います。

次に、2 項目め、基幹産業である農業の振興について。

日本の農業は、現在大きな転換期にあり、生産者も農協も自己改革を推進し、将来を見据えて、持続可能な農業振興改革が必要だと感じています。国では農業を成長産業と位置づけ、農地の集約や企業参入促進、米政策の見直し等、構造改革を行うことで、農業の競争力を高め、若い就農者を増やす政策が進められております。

本町の農業は、水稻、施設野菜及び露地野菜を中心とする都市近郊型農業として発展してきました。しかしながら、近年では農業従事者の高齢化、後継者不足が顕著で、担い手不足に伴い、生産活動が低下しております。本町の農家1戸当たりの経営規模が小さく、遊休農地や耕作放棄地の増加が懸念されております。集落人口の減少に伴い、農業、農村が有する多面的機能の維持に支障も生じております。また、農業生産の基盤としての不可欠な農業用水の施設老朽化が進んでおります。今後、適正な保全管理により、その機能を維持していくことが必要になってまいります。

これらの課題を解決し、農業の将来を切り開いていくためには、従前の発想にとらわれず、市場のニーズを取り入れ、農業者の創意工夫を生かし、経営感覚にすぐれた担い手を育成、

確保することが必要となってまいります。

そこで伺います。

1点目、本町の発展に欠かすことのできない町基幹産業であります農業振興の取り組み状況について、そして本町の農業における将来のビジョンについて、町当局のお考えをお伺いいたします。

2点目、農業の担い手の育成、確保についてお伺いをいたします。

次に、3項目め、千葉工業大学との包括的な連携に関する協定について。

大学の先端科学を子供たちに提供していただけること、特にロボットや宇宙工学など、子供たちにとっては大変興味深いことだと思います。そして、子供たちの将来に、よき影響を与えてくれることを期待します。そして、このような協定の提案をしていただきました町民の方に感謝したいと思います。この協定は、千葉工業大学が持つ最先端科学や人的資源を広範囲の分野で相互に活用できれば、地域社会の発展と人材の育成につながると思います。現在そのような中で、当町の教育文化振興に対して、大変よき効果があると認識をしております。

そこで伺います。

この協定の締結に至る経過及び運用状況についてお伺いをいたします。

以上でございます。

再質問につきましては自席にて行います。

○議 長（内山菊敏君） 原田教光議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 原田教光議員の質問にお答えします。

初めに、今回の台風による地場産業の被害状況と支援対策についての御質問にお答えします。

1点目の住居、農業、漁業、商工業にかかる被害状況についての御質問ですが、千葉県を通過しました台風15号及び台風19号、また10月25日の大雨による、11月26日現在の被害状況を御説明いたします。

住居被害につきましては、全壊が1件、屋根等の一部損壊が545件となっております。農業関係では水稻、ネギ、トマト、キュウリなど農作物被害が57.7ha、農業施設被害が103件、漁業関係では水産業関係施設被害が31件、商工業関係では中小企業関係施設被害が28件でござ

ございます。

2点目の農業、漁業に関する国、県及び町の支援策についての御質問ですが、国、県、町では、強い農業・担い手づくり交付金を創設し、農業用施設、機械の再建、修繕、撤去及び当該施設の補強に対して支援を行っております。また、漁業に関しましては、漁業者個人に対して、農林漁業施設資金、農林漁業セーフティネット資金などの融資制度や、千葉県漁業災害対策利子補給費補助金などの支援策が講じられております。

次に、基幹産業である農業の振興についての御質問にお答えします。

1点目の農業振興における町の取り組み状況及び将来のビジョンについての御質問ですが、本町のみならず、全国的にも農業を取り巻く環境は年々厳しくなっておりますが、町といたしまして、農業は主要な産業と考えております。また、農業振興につきましては、関係機関、団体と連携を図りながら進めているところであり、特に町農業振興会の6部会では、農業の生産性並びに経営の向上を推進しながら、経営農家の健全なる発展と農業振興を図っているところでございます。

将来のビジョンといたしましては、第4次九十九里町総合計画の後期基本計画において、「活力を生み出す農業の推進」を掲げており、担い手の確保、育成、農地の保全と有効活用、消費者とつながる農業の振興を目指してまいります。

2点目の農業の担い手の育成及び確保についての御質問ですが、農業、農村は、高齢化や後継者不足が進み、全国的な問題と捉えております。現在、町では新規就農定着後の生産技術と経営能力向上を図るスキルアップ研修や、次代の農業を担う農業者を育成する農業経営体育成セミナー等について、千葉県山武農業事務所に実施していただくなど農業経営者としての資質向上に努めております。

次に、千葉工業大学との包括的な連携に関する協定についての御質問にお答えいたします。

協定に至る経過及び運用状況についての御質問ですが、千葉工業大学と関係がある町民から、大学の最先端技術を子供たちの教育に生かせないかという提案が契機となり、その後、町と大学で協議を重ね、本年5月29日に包括的な協定を締結いたしました。この協定は、広範囲な分野で、相互に人的資源などを活用し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的としており、町といたしましては、教育文化振興や地域経済の活性化など、さまざまな分野において、大学側の最先端技術や英知を御提供いただければと考えております。

また、運用状況についてですが、本年度は大学の先端技術が学べる施設見学やロボット講演など、子供たちを対象とした事業を展開しております。現在は、次年度以降の事業実施に

向け、大学側と協議を進めているところです。この協定の効果が最大限発揮できるよう、具体的な事業を継続して、企画、展開してまいります。

以上で、原田教光議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○議 長（内山菊敏君） 3番、原田教光君。

○3番（原田教光君） 3番、原田でございます。

町長、ありがとうございました。

それでは、1項目2点目について再質問をさせていただきます。一問一答にて、よろしくお願いをいたします。

先ほどの町長答弁にて、農業関係、そして漁業関係の補助金支援について、相違があるように私は思いますが、その理由についてお伺いをしたいと思います。

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） 農業と水産関係の補助金の差ということでよろしいでしょうか。補助金支援策につきましては、国を初め、県、町等々で行っておりますが、国、県に沿って町も行っておりますので、農業と水産、漁業関係の補助金が違うという点につきましては、国、県に従って町も行っているというところで、国が創設したものに沿っていますので、町のほうでは、それに従うというところで、現在行っているところです。

○議 長（内山菊敏君） 3番、原田教光君。

○3番（原田教光君） 3番、原田です。

今お聞きしたい内容については、今、課長からの答弁ありましたとおりに、農業関係についてはいろんな資金の補助があるという形の中で、聞いておりますと、漁業については資金の利子補給ということだけだということ、その関係の違いというのは何なのか。ただ、国、県がその支出をしないから、しないんだということだけじゃなくて、何かそこにはあると思いますけれども、後々で構いませんが、教えていただければというふうに思います。

次に、1項目2点目について、3回目の質問とさせていただきますと思います。

近隣の市町村では、台風15号から早期復旧へと、国や県が用意した支援制度に該当しない住宅敷地内の倉庫や中小企業の建物、漁業設備などの修繕工事費について、20%、これについては上限があります。独自に助成することを臨時議会で可決し、11月15日に、独自支援の内容を紹介するチラシを全戸に配布とのこととあります。近隣の市町村では、したから実施するというだけでなく、今回はまれに見る甚大な被害ということで、当九十九里町に

つきましても、財政力から見て同等、それ以上の支援とは申し上げませんが、国、県が用意した支援制度に該当しない建物、設備等につきまして、町の単独助成を希望したいと思いますが、お伺いいたします。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） 中小企業関連につきまして御説明、お答えをさせていただきます。

昨日も質問の中でお答えをさせていただきましたが、中小企業につきましては、補助金等、創設されておらず、利子補給という制度がありますので、そちらを活用しての修繕となります。ただし、設備資金、運転資金のみということになりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 3番、原田教光君。

○3番（原田教光君） 私は聞きたいのは、近隣の市町村で実施がされておるわけです。そういった中で、今回については非常に甚大な被害だという形の中で、町単独の助成というものをいかがですかという問いでございます。

いずれにしましても、一日も早い復旧、復興ができますように、今後、適切なる支援が迅速かつ確実に実施されますように、関係各位の皆様方にはよろしくお願いをしたいと思います。

次に、2項目め1点目、再質問となります。

農業振興における将来のビジョンということで、第4次九十九里町の総合計画後期基本計画として、活力を生み出す農業の推進、そして目指すべき方向として3点お聞きいたしました。この後期基本計画は、平成28年度より5年間と思いますが、定期的に進捗あるいは達成度の確認をされていると思います。その3点の進捗状況についてお伺いをいたします。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

第4次九十九里町総合計画後期基本計画に沿って、町では担い手の確保、育成、それから農地の保全と有効活用、さらには消費者とつながる農業の振興というところで、3本の柱を立てて現在進めております。町では、面積を増やし、売り上げを伸ばさない限り年収は増えないというところから、後継者不足は避けられず、農業の高齢化は進んでしまうと危惧しており、町長答弁でもありましたように、農業振興団体を初めとした6部会において、推進し



ていただくよう、現在働きをかけて進めておるのが現状でございます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 3番、原田教光君。

○3番（原田教光君） 私、3点、それぞれの形で進捗の確認をさせていただきたかったというふうに思います。

次に、2項目め2点目、再質問となります。

今この中にもありましたとおりに、農業の担い手の育成及び確保についてということでございます。これは前段にて話をさせていただきましたが、国では農業を成長産業と位置づけ、若い就農者を増やす政策が現在進められております。そこで、農業次世代人材投資事業について、現況と今後の見通しについてお伺いいたします。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

農地の担い手につきましては、集積・集約化についてが一番の重要課題だと考えております。しかしながら、担い手の高齢化、後継者不足等々により、農家人口の減少が続いております。このため、担い手を育成する、重点的に行う必要があります。生産性の向上を図るために、農地の流動化がさらに重要だと思っております。

町といたしまして、農地の集積・集約化を促進するために、町農地流動化推進事業補助金等々を創設しまして、農地の集積・集約化を最優先として取り組んでおり、それが今後の担い手の高齢化、後継者不足に向けた取り組みだと感じておりますので、そういった補助金等を創設しながら図っているところでございます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 3番、原田教光君。

○3番（原田教光君） 3番、原田です。

今の質問の内容につきましては、農業次世代人材投資事業というものがあります。その現況、今どのぐらいの使用がされているのか。また、今後の見通し、それが増えるのか、減っていくのかということ、これらについて御答弁願いたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

農業次世代人材投資事業、個人に対する補助制度になってくるかと思っております。青年層、50歳未満の次世代を担う農業者に、就農前の研修段階及び就農直後の経営確立までの資金を5

年間交付するものでございます。1人に対しましては150万円、夫婦に対しましては225万円というところで、現在3名の方、それから2夫婦の方の実績を得ているところでございます。以上です。

○議長（内山菊敏君） 3番、原田教光君。

○3番（原田教光君） 3番、原田です。

担い手や後継者等が、将来の展望をしっかりと持ちつつ、意欲的に取り組むことができる環境の整備、こういうものが求められておるといふふうに思います。それには、行政の強い後押しが必要だといふふうに思います。よろしくお願いします。

次に、3項目めの再質問となります。

包括協定の項目にあります地域経済の活性化について。

当町の農業、漁業に対しても、最先端科学の積極的な活用の必要性があると思います。現在、国では、次世代の農業として、スマート農業を進めています。これはロボット技術や農作業の効率化、軽労化、いわゆるその軽作業の労働でございます、を目標に、人工知能AIやドローン小型無人飛行機、トラクターの自動操舵、そして情報通信技術のICTなどの先端技術開発が進められております。そこで、現在進められております教育文化振興と同様に、産業振興においても取り組みが必要だといふふうに思いますが、お伺いいたします。

○議長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

3項目めの千葉工業大学との包括的な連携に関する協定について、この協定が産業に生かされないかというふうな御質問だと思います。昨今の行政課題は、複雑多岐にわたる事案が多く、その解決には専門的な手法、知識が必要だと考えているところでございます。今回、千葉工業大学と連携を図ることで、大学の持つ広範囲な先端技術や優秀な人材とかかわることができるのは、本町にとって大変有意義なものとして今後期待されるところでございます。

御質問でございますけれども、今現在、今年度始まったところでございますけれども、教育委員会部局から、子供たちと学生とで一緒に調査、研究を行い、九十九里町の発展を考える場を設け、その中で漁業、産業、町並み、観光、集客、空き家問題について、ディスカッションするといった事業提案を、今、大学側に出しているところでございます。御質問の今抱える産業問題、こういったことにつきましても、本協定を生かしまして、そういった問題解決に向けた協議が、ディスカッションが可能であると考えているところでございます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 3番、原田教光君。

○3番（原田教光君） 3番、原田です。

ありがとうございました。千葉工大との包括協定につきましては、県下の市町村、同じような契約、全て同じというわけじゃありませんけれども、5項目から7項目ぐらいの協定を結んでおまして、先般11月7日に、八街市で11カ所目の協定がされたということでございまして、県下の中で、そのように協定を結んでいるところ、多いわけでございますので、九十九里町につきましても、積極的にひとつ参加をいただきたいというふうに思います。

この協定によりまして、九十九里町の産業が活性化することを御期待し、以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（内山菊敏君） 暫時休憩いたします。

再開は10時30分です。

(午前10時15分)

---

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時27分)

---

○議長（内山菊敏君） 順次発言を許します。

通告順により、11番、細田一男君。

(11番 細田一男君 登壇)

○11番（細田一男君） 11番、細田。

令和元年第4回定例会において、通告してあります大項目で4項目、小項目で5項目について一般質問を行います。

質問に入る前に、台風15号、19号並びに10月25日発生した集中豪雨による大洪水などにより、甚大な被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。そして、いまだ復旧、復興が終わっていない方々は多くおると聞いておりますが、一日も早く復興が完了できますようにお祈りを申し上げます。

国においては、5月に新天皇の即位により、令和の時代の幕あけとなり、皇室においては、祝賀パレード、祝賀御列の儀、10月には即位礼正殿の儀、11月には重要儀式であります大嘗祭の大嘗宮の儀もとり行われ、滞りなく終了しております。令和元年も師走の月となり、今

年も残すところ二十有日となりました。

地球温暖化などの影響もあろうかと思えます。今年の秋ごろは、日本各地で台風や異常気象などによる風水害の発生が多発しており、台風15号、19号、そして10月25日に発生した大雨による河川の氾濫や洪水の発生、山崩れや崖崩れなどが起こり、本県、本町にも甚大な被害が発生いたしました。また、本町の基幹的な年間事業、行事であります町内一斉清掃の取りやめや、町民体育祭、産業まつり、文化祭の中止など多大な影響をもたらしました。

今回の定例会に、同僚議員からも防災、災害対策について質問が出ております。私も東日本大震災で被害を受けた一人として、今回も多発する風水害や津波などの防災対策、災害対策について質問してまいります。

それでは、質問に入らせていただきます。

1点目に、福祉の充実についてであります。昨日も同僚議員から同じ質問があり、執行部からの答弁をお聞きしておりますが、再度質問をさせていただきます。

高齢者や交通弱者に対する地域に合った、本町に沿った交通アクセスの構築、対策はどのように捉えておられるのか答弁を求めます。

2点目に、県道飯岡一宮線にかかる作田川架橋の建設計画の進捗状況についてであります。

定例会のたびに質問しており、答弁も相変わらず前進のない内容と受けとめております。前回の定例会の町長答弁の中で、8月16日に開催された知事と市町村長の意見交換会において、千葉県に対し、（仮称）新九十九里大橋の早期着工を要望したところ、知事からは、橋梁計画について、地元と調整が図れるよう努めていくと回答はあったと答弁されております。今後、県と連携を図りながら進めていくとおっしゃっておりますが、具体的にどのように施策を考えておられるのか答弁を求めます。

3点目に、防災対策についてお尋ねをいたします。

片貝漁港付近に、防災対策、津波対策に対する防潮堤の建設計画が進められております。聞くところによると、漁港付近の地域住民に対し、説明会等を開催し、理解や協力を得ようとしているが、説明会を開催できずに足踏み状態が続いており、進展がないと聞いておりますが、どのような進捗状況になっておられるのか答弁を求めます。

4点目に、片貝中央海岸付近の防砂堤の建設計画についてであります。

今、工事が進められております。前回もお聞きいたしました。防災対策、津波対策で、とりあえず高さの確保を優先して工事を進めていくとのことですが、津波対策に対する工事、事業方策ではないと思われませんが、県、国は今後どのような対策を考えておられるのか、町とし

て、どのように要望しておるのか答弁を求めます。

5点目に、町営ガスの運営状況についてであります。ガス事業を運営するに当たり、国家資格を持った主任技術者を置かねばならないと定められておると聞いておりますが、町営ガス事業所の現況はどのようになっておるのか答弁を求めます。

なお、再質問については自席にて行います。

○議 長（内山菊敏君） 細田一男議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 細田一男議員の御質問にお答えいたします。

初めに、福祉の充実についての御質問にお答えいたします。

1点目の地域に合った高齢者や交通弱者に対する交通アクセスの構築、対策はどの御質問ですが、昨日も谷川優子議員の答弁の中で申し上げましたが、デマンドタクシーや循環バスなど全国にはさまざまな交通弱者対策事例がございます。これは、それぞれの地域の実情や課題に対して、最も適した対策を実施しているものでございます。このため、近隣の自治体で取り組んでいる事例をそのまま当町で実施したとしても、本町の実情や課題に対応した対策には必ずしもなり得ない場合もあるものと考えております。

そこで、本町の実情把握も含め、検討を進めるため、まずは国や県、有識者などを交え、本町における地域公共交通のあり方について検討していく機会を設けたいと考えております。一方で、既存の路線バスやタクシーの民間交通機関は、当町にとって必要不可欠であり、その経営を圧迫することは避けなければならないため、慎重に検討を進める必要があると考えております。

次に、県道飯岡一宮線にかかる作田川架橋の建設計画についての御質問にお答えいたします。

進捗状況と取り組み方はどのようになっておるかとの御質問ですが、10月21日に、当町を含む1市2町で構成する主要地方道飯岡一宮線バイパス建設促進期成同盟会を通じ、事業主体である県に対し、早期着手及び予算確保の要望活動を行ったところでございます。また、県からは、橋梁計画について、地元と調整が図れるよう努めていくとの回答もありましたので、今後も引き続き県と連携を図りながら、地元住民の御理解と御協力が得られるよう努めてまいります。

次に、防災計画についての御質問にお答えいたします。

1点目の片貝漁港付近の防潮堤の建設計画はどのようになっておられるのかとの御質問ですが、千葉県銚子漁港事務所に確認したところ、漁港区域内の作田川左岸側につきましては、コンクリート被覆の堤防が作田川との接点部分を除いて……。

(発言する者あり)

(地震発生)

○議長(内山菊敏君) 暫時休憩します。

(午前10時39分)

---

○議長(内山菊敏君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

---

○町長(大矢吉明君) 千葉県銚子漁港事務所に確認したところ、漁港区域内の作田川左岸側につきましては、コンクリート被覆の堤防が、作田川との接点部分を除いて、本年度完了予定と伺っております。また、右岸側片貝海岸隣接部につきましても、漁港内との接点部分を除いて完了予定と伺っております。銚子漁港事務所では、地域住民の合意に至っていない漁港内及び周辺の整備について、今後、地域住民と漁業関係者を一同に集めた説明会を実施する予定となっております。

町といたしましては、11月19日に高橋副知事、滝川副知事並びに県農林水産部長に現地視察していただき、住民が安全で安心して暮らせるよう、早期の事業完了を強く要望したところでございます。

2点目の片貝中央海岸付近の防砂堤の建設計画についての御質問ですが、千葉県山武土木事務所に確認したところ、防砂堤の建設については、防護高さの確保を優先に事業を進めており、片貝海岸南町営駐車場の南側にあるトイレ付近の工事用進入路として利用している箇所を除き、本年度末の完成予定であると伺っております。

次に、町営ガスの運営状況についての御質問にお答えいたします。

ガス事業において、国家資格を持った主任技術者を置かねばならないとなっておりますが、町営ガス事業所の現状はどのようになっておられるのかとの御質問ですが、ガス事業法第25条の規定により、ガス事業者は、ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の責任者として、ガス主任技術者の選任が義務づけられております。このため、ガス課の職員8名のうち、国

家資格であるガス主任技術者を有している職員1名を、ガス主任技術者として選任しております。

以上で、細田一男議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田。

ただいま町長より、るる御答弁をいただきました。再質問を行いたいと思います。一問一答でいきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、福祉充実の中においての交通弱者、あるいは高齢者の方々の交通アクセスはどのように考えているかとの答弁に対して、再質問をいたします。

昨日も同僚議員の谷川優子議員からも質問がありました。答弁をお聞きして、ある程度は理解をしたつもりではおりますが、町長答弁の中にもありましたが、多くの疑問が浮かんでまいります。他町村のまね、他町村と同じような施策は、本町における対策とは合わないかと。昨日もそうですが、本町に合った施策、担当課、町長は、その施策を今考えておるのか。

盛んに検討委員会、検討会議を設置して検討しているという再三再四、再五ぐらいの答弁ですけれども、この次の質問も同じなんです、前進がないんですよ。ストップしたままの答弁。これでは我々がやはり幾ら質問しても、行政が動いてくれなければ、町の発展推進はないと思うんですけれども、その点についてどうですか。

○議 長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、今、公共交通庁内検討会議の中で、いろいろな話し合いがされております。その中で、デマンドタクシーにかわる先進地事例として、具体的に答弁をさせていただければ、行政によるデマンドタクシーの運行ではなく、既存のタクシーを利用した対象者や運行地域などに一定の条件を選定し、運賃の一部を助成することにより、デマンドタクシーを導入することよりも安いコストでできるのではないかという案もあります。

また、公共交通空白地有償運送サービスというものがございまして、バスやタクシーなどの公共交通が十分でない地域で、NPO法人や社会福祉協議会が地域住民に提供する運送サービスで、こういった過疎地域の輸送手段を包括的にサポートしていくというような事業も、先進地事例としてございます。

そういったことをいろいろ協議しているわけでございますけれども、先ほど来、昨日の御答弁でも申し上げたとおり、高齢者、障害を持たれている方々に対する交通弱者対策、そして通勤、通学、買い物といった住民の生活や観光、産業を支えている骨格路線でございますJR路線につなぐ既存の路線バス事業、バス事業の実情と今後の課題と対策について、国、県、民間交通事業者や有識者から、短期的、そして中長期的な観点から助言をいただき、町の重要課題でございます御質問の交通弱者対策、そして交通の利便性から見る人口減少対策について整理をし、具体的な対策と方向性を見出していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田。

先ほど申し上げました昨日の答弁と、若干答弁が違うかな、いい答弁があったかなというのは感じたんだけど、町長も何度も申し上げていますが、昨日もありましたが、2期目に突入し、町長公約として、子育て支援、住みやすいまちづくり、人づくり、介護や福祉の充実、防災対策の推進、もろもろ唱えております。国も一緒ですよ。県も一緒です。町も一緒です。安倍総理大臣も同じようなことを言っていますよ。県知事も同じことを言っています。町長も同じことを言っています。

しかしながら、私、昨日もそうですけれども、お願いしているのは、本町の住民、町民に合った交通アクセスの充実をお願いしている。今のタクシーに対しての補助、例えば、そういうのをやると。デマンドタクシーをやる。巡回バスを回す。財源がないのに、こんな小さな町でできるわけないでしょうよ。

そんなまねごととはしない。本町の体力、柄に合った交通アクセスを考えてくれと。検討しています、検討しますで、もう20年たっているじゃん。病院の問題から始まって、ずっとこの交通アクセスというのはあったんだ。町内の何名か、何十名かの交通弱者、高齢者を福祉の充実にさせてくれということ。町民全体の巡回バスとか路線バスの充実なんて、私はお願いしているわけじゃないの。ほんの一部だよ。一部ですよ、町長、そういう指示を出してくださいよ。

企画財政課長は所管だから、企画財政課長の判断ができるとは思いますが、昨日もあったんだけど、財政厳しい折、難しいかもしれないけれども、子育て支援、住みやすいまちづくり、福祉の充実にうたっているんだから、早急にその点について、検討、推進をお願い



しております。

2点目。ずっとずっと私もお願いしている。事細かに質問しても、何度も何度も同じ質問、何度も何度も同じ答弁だ。1cmも進んでいないというのが私の言葉なんですけどね。

県道飯岡一宮線バイパス期成同盟、1市2町、本町九十九里、お隣の山武市さん、そのお隣の横芝光町さん、これが構成団体。本町は作田川、山武市さんは木戸川、横芝光町さんは栗山川、沿川でいいのかな、栗山に橋があるね。道路整備、橋の近辺の、川の瀬近辺の道路整備ということ。これが期成同盟の構成団体。先ほど10月何日かな、副知事2名と農林水産部長、県土整備部、現場を見てくれて、帰ってくれたと。本当かな、それな。

町長、ずっとお願いしているんだけど、地元から要望を出せるような体制づくりを考えてくださいよ。ずっと堂本知事時代から、ずっと同じです。まず、地元の理解を得るといふことを県のほうから御指導いただいている。知事をお願いしたってそうでしょう。地域住民、理解を求められるような環境づくりします。同じことじゃないですか。町長のやることは地元の環境づくりですよ。要望することは私だって要望できますよ。行って、お願いするだけだから。

んだけど、お願いする趣旨というのは、地元の理解を得るといふことを県当局が言っているんだから、地元の理解を得られるような努力をしていただきたいわけでありますけれども、その点どうですか。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

毎定例会のたびに御心配をいただきまして、本当に申しわけなく思います。進捗状況がなかなか目に見えてこない中、町としましても、あらゆる機会、事業主体であります県に対しまして、早期着手及び予算の確保の要望を行っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田。

町長に答弁をお願いしてほしかったんですけども、課長が今おっしゃったとおり、毎回毎回同じ質問、答弁。もう10年ぐらいやっているんじゃないかな、9年かな。これ以上質問しても、また同じ答弁だから、次に進みます。

3点目、漁港付近の防潮堤。

町長答弁にもあって、前回とぴったり同じなんだよね。ここ、前回の議事録があるだけ

れども。ねえ、町長、読んでみると、ぴったり同じですよ。銚子漁港事務所をお願いして、回答もらったら、地域住民の理解を得るように説明会の開催を準備していると言って2年になるのかな、3月18日の何年、おととしか、去年かな。おととしだろう。3月18日、第1回目の説明会があったの。中央公民館じゃないかな。おととしだよ。

おととしの3月18日に第1回説明会があって、その後、2回ほど地区の公民館あるいは中央公民館等で3回ほどあったんです。3回ほどあったんだけど、銚子漁港事務所さんが持ってこられた参考資料というか説明資料は、3月28日に持ってきた資料と1mmも変わっていない、同じ資料を持ってきて説明するんだよね。

それで、説明会を開いて理解を得ますと言って、宿題を出して、また持って帰って、また持ってくる資料が同じ資料で、説明会を何回開いたって進展がないと、私、銚子漁港事務所さんにもお願いしているんだけど、そして去年、やっぱり11月ごろか、小関納屋公民館でやって、宿題持っていつているんだけど、水産庁まで行って、TP4.1から1mのかさ上げを認められた後、5mでまたやって、5mでもだめだということで、また宿題出して、そのまま持って帰っていつて、検討しますと持って帰って、1年も検討していて、どのぐらいの検討をしているのかなと思うんだけど、それ、先ほど町長は銚子漁港事務所に確認とったと言うんだけど、課長答弁かな、それ、確認とれていますか。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

銚子漁港事務所と地区住民の説明会でございますが、前回の打ち合わせ後、10月中に再度行うというところで進めておったわけですが、この一連の台風により、日延べされているのが現状でございます。年明け早々、地区住民、漁業関係者を集めた中で、再度会議を開くということをお待ちしておりますので、いま一度お待ちいただきたいと思います。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番。

台風はしょうがない、地球が荒れたらしょうがないけれども、理由はともあれ、早急に地域住民の説明会を開催できるよう再度要望をお願いして、質問を終わります。

次、片貝中央海岸。

ずっとこれも同じ質問をしているんだけど、一応、復興事業ということで、高さの確保で工事を進めていると、それはるる、理解できるんだけど、ずっとお願いしているん

だけれども、先ほどもありました、最初の町長答弁にもありましたが、作田川の作田地区には、堤防が、左岸と言ってもいいのかな、左岸、左岸側の200mぐらい離れた先から作田地区に堤防ができています。我々も見にいきました。あの堤防だって、セメント被覆の多少堅牢なものを建設している。波乗り道路もアンダーパスを含めて、堅牢な堤防というか、防潮堤になっている。なぜ片貝中央海岸だけが砂を盛った防砂堤なのか。

先般も、鏑田議員かな、県のほうに、砂を盛った堤防じゃない堅牢な堤防にしてくれるよう要望してくださいと言って、県はその点についてどのような回答があったのか。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

これもいつも同じ答弁になってしまうんですけども、県では、先ほど町長答弁にもありましたように、堤防の建築については、防護高さの確保を優先に、事業を進めてきておる状況でございます。しかしながら、土手のコンクリート被覆は必要であると認識はしておりますので、町としまして、一日も早くコンクリート被覆がなされるように、県に強く働きかけていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田です。

これも懸案事項で、同じ質問で同じ答弁。しかしながら、課長の今答弁がありました、引き続き、堅牢な構築物に変えていけるように要望していくという御答弁いただきました。これは町民を守るためです。課長、本当は町長なんだよ、こういう仕事は。県に要望するんだ。でも、所管は課長が判断できるので、課長の力で、どうか県のほうに強く要望、お願いをしたいと思います。

最後に、町営ガス事業。

先ほど町長から答弁いただいたんですけども、私の心配しているのは、先般の予算説明の中で、そういう案件が出たので、執行部に確認をとったところ、人材不足は担当課、あるいは下から上がってこなくては、なかなか補充や増員はできないような答弁いただいたんです。

聞くとところによると、ホルダーの法定検査が10年に一度来ると。本町は2基のホルダーを持っているので、5年に1基ずつ、要は5年に1回ずつ来るわけだね。そうすると、その主任技術者は4年、一般事業の、例えば導管の入れかえとか、そういう工事の積算設計をやり、予算額を決めているという仕事をしているんだけど、4年たって5年目に来る、4年過

ぎた途端に、今度はホルダーの法定点検のほうに仕事が行っちゃうと。

そうすると、導管の入れかえとか、一般のと言っているのは、そういう工事の積算見積りの設計や積算見積もりができない。そうすると、4年に一遍、年間3,000万ぐらいあるのかな、ガス事業。3分の1ぐらいの予算になっちゃうんだよね。そうすると、その資格を持った技術者職員が何かあったときに、突然やめてしまったとか、ほかへ行ってしまったとかとなったときに、誰もいないでは間に合わないでしょう。

国家の資格の試験だから、相当何か内容的には難しい試験らしいんですけども、難しい試験だからこそ重要な資格じゃないんですか。だから、そういった資格を持った職員を置くということは、早目早目に対応していかなければ、聞くところによると、今の現況は、6度ほど試験を受けたんだけど、試験が通らなかったと。6年間試験を受けて、受からなかったと。じゃ、この先、もう6年受けるのかなと。

そういった対応がおくれていると、導管の入れかえや日常のガス事業の仕事は、半分になるとか3分の1となった場合には、町民から、受益者負担じゃないけれども、ガス料金は徴収しているわけだよね。ガス料金を徴収している、料金の経費を使った残りが、今、黒字経営しているガス事業の会計なんだと。その会計の中から、導管の入れかえとかの整備をしているわけだから。ということは、導管の入れかえ等の工事というのは、受益者である、ガス料金を払っている町民へ返すということが仕事なの。

それがおろそかになっていることは、町民に対して、ここから返すというか、町民のための事業というのが減少しているということだ。じゃ、すぐ、あした、どうのこうのじゃないけれども、そういった観念から、必要であって必ず置かなきゃいけないような資格のある技術者職員は、早急に手当てしなきゃならないと思います。その点、町長どうですか。

○議 長（内山菊敏君） ガス課長、中村吉徳君。

○ガス課長（中村吉徳君） お答え申し上げます。

当町のガス課は、原料のガスの加工施設等を有しておりまして、ガス管工事等も含めて、常に主任技術者の指導と指揮のもとで、係内での保安に努めております。さまざまな面で、主任技術者、複数人数必要と考えており、人材育成は急務であると認識しております。そのため、早期の職員の国家資格取得に向けて、上部団体となります県内の房総ガス協議会などの主催する資格取得研修会等への参加をしておりまして、早期に職員の国家資格の取得に対応してまいりたいと思います。

○議 長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田です。

今、課長のほうから、本当というか、真の答弁いただきました。私が心配した以上に、ガス事業をやるのには、主任技術者がいなければ、職員が動けない。作業ができない。仕事ができない。それほど重要な人材を1名で回しているということは、これは行政、執行部の認識不足ですよ。黒字で事業運営しているガス事業ですから、赤字だったらまた問題だけれども、黒字でやっている健全なる事業なので、強く細かくは言えませんが、ポイントが違うじゃないですか、町長。

執行部の責任者として、町民を守るために、ガス事業を守るために、今、課長答弁あったんだけど、それほどまで重要な人材だとは、私はちょっと認識不足だったんですよ。8名ぐらいいるのかな、事業所、課長。8名いる職員の中で、1人の職員が6年間、6回試験を受けて、試験が通らなかった。じゃ、もう一人ぐらい勉強させて、試験に挑ませたらどうですか。職員足らないの。足らなかつたら、ほかの部から回してもらおうとか、採用するとか。財政はないとか、そういう問題じゃないでしょう。国からの法令が出ている、そういった人事案件だ。

執行部、もうちょっと真剣に、そういった人材あるいは資格、我々が質問している中で、やはり交通アクセスの問題一つを例にしてもそう。有識者だとか、昨日もあった国土交通省、交通政策基本法、そういう足かせ手かせがあるんだけど、それとまた、この人材の不足の補給、補填は違うと思いますよ。今、課長答弁ありましたけれども、できる限り速やかに、一分一秒でも早く、新しい主任技術者の資格を持った職員が生まれるように努めていただきたいと思います。

最後になりますけれども、町長、課長、所管の皆さん、一生懸命、町の発展、推進に努力していただいているんだけど、お願いすると最初に出てくることは、予算がないんですよ、財源がないですよ。これ、日本中、日本も財源がない。国も財源がない。県も財源もない。町も財源がない。じゃ、財源はどこにあるのか。町民からいただいた財源、国民からいただいた財源を、予算を要求、要望して、1円でも、10円でも、1億でも、町民のために、財源の確保をするのが、首長の仕事だと私は思います。それぞれの課長さんたち、所管の課長さんたちも、所管の事業をやる中で、まず先になるのは、財源、予算、それはわかります。もう少し、口悪いですけども、所管の事業を、担当課長、執行部、一丸となって、町民のために努力していただけるようお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩します。

再開は午後 1 時にします。

(午前 11 時 13 分)

---

○議長（内山菊敏君） これより再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 零時 55 分)

---

○議長（内山菊敏君） 順次発言を許します。

通告順により、10番、善塔道代君。

(10番 善塔道代君 登壇)

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

令和元年12月定例会において、質問させていただきます。

台風15号並びに19号、さらに豪雨と続き、九十九里町にも甚大な被害をもたらし、多くの町民が被害を受けました。被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。記録的な暴風雨と豪雨は、倒木による長期かつ大規模な停電、家屋の一部損壊や断水、道路の寸断、また通信障害による情報不足、道路の冠水などの被害を及ぼし、基幹産業である農業や漁業、中小企業等にも甚大な被害を与えました。九十九里町民の生命と財産を守るためにも、今回の災害を教訓として、災害に強いまちづくりを推し進めていかなければなりません。

9月定例会で、台風15号の被害状況及び家屋の一部損壊、農業や漁業関係の補助金支援をお願いいたしましたので、今回は違う角度から、町民の皆様からいただいた声をもとに質問いたしますので、明快な答弁をお願いいたします。

初めに、台風や集中豪雨の対策についてお伺いいたします。

1点目に、10月25日に、低気圧や台風21号周辺の湿った空気の影響で、関東や東北などを中心に記録的な大雨となり、河川が氾濫し、多くの犠牲者が出ました。近隣でも、山武市で、日向小学校と幼稚園の近くを流れる作田川から河川の水があふれ、道路が冠水したため、児童や園児など200人余りが取り残されたという報道もありました。

本町でも、作田川は際どいところまで水位が上がっており、満潮と大雨が重なっていたら、氾濫の可能性も大きかったかもしれません。本町では、作田川と真亀川の2級河川の近くに、九十九里小学校と豊海小学校があります。また、住宅地にもなっております。大雨が降った場合、河川の氾濫、冠水などの事態にどう備えるべきか、行政が取り組まなければならない

ものがあります。そのために、まずは洪水ハザードマップの見直しが重要だと思います。昨年9月定例会でも質問いたしました、その後の状況をお聞かせください。

2点目に、台風19号で、警戒レベル4の避難勧告があり、中央公民館や九十九里中学校、片貝小学校などに、約1,000人以上の町民が避難をいたしました。避難した人から、初めて避難して、みんなといると安心だけれども、情報が何も無い。被害が大きくなってよかった。避難所生活が長く続いたら大変。また、職員が受付をやっているけれども、自分たちで何か手伝えることはないのかなどの声を聞きました。避難所の開設には、職員の初期行動がまず必要と思いますが、運営には地域の方々の協力は欠かせません。

そこで、避難所運営をみんなで考えるための一つのアプローチとして、HUGがあります。HUGというのは、避難所をH、運営U、ゲームG、この頭文字をとったもので、英語で抱き締めるという意味です。東日本大震災以降、平成24年12月と25年6月定例会で、HUGゲームの質問をいたしました。その後、本町の職員も何度か実施していただいていることは存じておりますが、今までに全職員が実施されたのでしょうか。現在の取り組み状況をお答えください。

3点目に、災害による被害を最小限に抑える取り組みに、タイムラインがあります。タイムラインとは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して、災害が発生する状況をあらかじめ想定し、共有した上で、いつ、誰が、何をやるかに着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画です。防災行動計画とも言います。

タイムラインの最も大きな利点は、先を見越した早目の行動が可能になることです。米国のハリケーン対策を参考に国内に導入され、全国各地の市町村などが防災対策に生かしています。有効なのは、台風や豪雨などの進行型の災害。雨の降り始めから、河川氾濫や土砂崩れが発生するまでには猶予があります。各関係のとるべき対応を事前に定めておけば、効率よく行動できるためです。このようなことから、本町でもタイムラインの策定が重要だと思いますが、当局の見解を求めます。

2項目めに、学校ICT教育についてお伺いいたします。

1点目に、ICTを活用した教育は、子供たちの学習への興味、関心を高める効果があるとされます。子供たちの主体的な学習参加を促すアクティブラーニングや双方向型授業、課題解決型授業への連動も期待されています。文科省の研究報告では、小・中学校の約9割が「楽しく学習できた」「わかりやすい」と回答し、8割以上の教員が「ICTを活用した授業は、子供の学習意欲や理解などを高めることに効果的」と評価しました。

2009年には、政府のスクール・ニューディール構想を後押しし、ICT活用の環境整備が集中的に進められ、本町でも電子黒板が整備されました。さらに、2017年にタブレットが中学に導入され、昨年には3小学校にもタブレットが導入されました。小・中学校では、タブレットや電子黒板などを活用した授業が進んでいると思いますので、現在の授業内容をお聞かせください。

2点目に、2020年度から本格的に実施される新しい学習指導要領においては、小学校のプログラミング教育を必修とするなど、情報活用能力を学習の基盤となる資質、能力と位置づけて、ICTを活用した学習活動が飛躍的に充実することを求めています。既に中学校や高校の教育課程では必修となっていますが、これまで小学校では、課外活動へ行って初歩的な体験を行う程度で、原則、教育課程内では行われていなかったと思います。

家庭や職場など、あらゆる生活の場でIT、情報技術が普及し、AI、人工知能も身近な存在となる中、コンピューターなどの先端機器を自分の意図どおりに動かす力を養う教育は、時代に即したものと言えます。世界ではプログラミング教育の導入が進んでおり、イギリスやロシアでは初等教育段階から採用しています。日本は取り組みのおくれが指摘されてきただけに、来春の小学校必修化の意義は大きいと言われております。そのようなことから、プログラミング教育に対して、小学校の取り組みをお聞かせください。

3項目めに、防犯対策についてお伺いします。

九十九里町におきましても、防犯組合の方々を初め、行政や消防団の方々、さらに地域の各種ボランティアの方々まで、それこそさまざまな形で防犯活動に当たられており、地域、町の安全・安心に貢献されています。御苦労も大変あるかと思っておりますので、改めて感謝いたします。

そんな中、今回このような防犯対策について取り組ませていただいたのは、最近、作田地域で、夜中の忍び込みや不審者、盗難があり、ひとり暮らしの高齢者の方や町民は、不安な気持ちの中で生活をしております。個人の戸締まりはもちろんのことですが、行政としても、発生情報の共有や防犯活動に力を入れていただきたいと思っております。

そこで3点お伺いいたします。

1点目に、防犯の情報共有として、警察からの情報提供ができるのか、また盗難、空き巣などの情報周知はどうなっているのか、お聞かせください。

2点目に、警察への巡回パトロールの要請は可能でしょうか。

3点目に、防犯カメラは抑止力になります。個人向け、家庭向け防犯カメラの設置に対し、



町で補助金制度を考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。当局の見解を求めます。

以上で1回目の質問を終わります。

再質問は自席にて行います。

○議 長（内山菊敏君） 善塔道代議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 善塔道代議員の御質問にお答えいたします。

なお、学校ICT教育についての御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますので、よろしく願いいたします。

それでは初めに、台風や集中豪雨の対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の洪水ハザードマップの見直し及び新規作成についての御質問ですが、近年、想定を上回る豪雨が発生することから、平成27年5月の水防法の改正に伴い、国及び千葉県では、想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域の見直しを行っております。今後、町では、千葉県が策定した洪水浸水想定区域図をもとに洪水ハザードマップの見直しを行い、各世帯に配布を予定しております。

2点目の災害時避難所運営について、HUGゲーム、避難所運営シミュレーションゲームの取り組みについての御質問ですが、このHUGゲームは、災害発生時の避難所で起こるさまざまな出来事やトラブルにどう対応していくか、図上で訓練を行うものでございます。町では、職員研修として、平成25年度から合計5回実施し、現在、半数の職員が研修を終えました。引き続き災害時に円滑な避難所運営が図れるよう、職員の研修に取り組んでまいります。

3点目の行動を時系列でまとめたタイムライン、防災行動計画の策定についての御質問ですが、防災におけるタイムラインは、被害状況をあらかじめ想定し、発災までに、いつ、誰が、何を行うべきかを、時系列で整理した防災行動計画でございます。現在の計画では、災害対応のタイムラインは策定しておりませんが、今後、有効性などを検討してまいりたいと考えております。

次に、防犯対策についての御質問にお答えします。

1点目の盗難、空き巣などの情報周知についての御質問ですが、最近盗難や空き巣に加え、高齢者を対象とした特殊詐欺など、犯罪の多様化が進んでおります。町では、東金警察署からの犯罪の発生情報や不審者情報をもとに、防災行政無線や安全・安心メールを利用し、

随時、住民へ周知しております。また、町ホームページ及び広報紙を活用し、防犯に関する情報を掲載し、安全で安心なまちづくりに努めております。

2点目の警察への巡回パトロールの要請についての御質問ですが、東金警察署、町内の交番及び駐在所では、日ごろから犯罪を未然に防止し、さまざまな警察事象に即応するため、管内の巡回パトロールを実施しております。特に、犯罪の発生頻度が多い地域へのパトロールについては、通報や要請があれば、当然応じるとのことでございます。町といたしましても、引き続き東金警察署と連携を図り、犯罪の防止に努めてまいります。

3点目の個人向け防犯カメラ設置の補助金導入についての御質問ですが、防犯カメラ設置につきましても、犯人の特定はもとより、空き巣や不審者の侵入を未然に抑止する効果があると認識しております。

現在、町では防犯カメラ設置への補助制度はございませんが、地方自治法では、補助金について公益上の必要性が規定されているため、個人に対して補助をすることは困難なことから、他の自治体の事例などを参考に、その制度の可否について検討してまいります。

以上で、善塔道代議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（内山菊敏君） 教育長、藤代賢司君。

（教育長 藤代賢司君 登壇）

○教育長（藤代賢司君） 善塔道代議員からの御質問のうち、私からは学校ICT教育についての御質問にお答えいたします。

1点目のタブレットや電子黒板などを活用した授業の取り組みについての御質問ですが、現在、各小・中学校に、児童・生徒用タブレット型パソコン40台、電子黒板機能つきデジタルテレビ1台、大型テレビ2台を導入しております。

活用につきましては、これまでのデスクトップパソコンの使い方に加え、機動性のある使い方をしております。具体的には、小学校体育科の授業で、マット運動などの動きを動画撮影し、班や個人で動きのチェックをして技術向上に役立てたり、模範的な動きを電子黒板やテレビに映すことにより、わざのポイントを学んだりしています。また、中学校数学科の授業では、図形の性質を見出す場面において、ヒントの動画を各自が視聴することによって、考えを深める授業を行っております。

2点目の2020年から始まるプログラミング教育の取り組みについての御質問ですが、プログラミング教育につきましては、文部科学省が教職員向けに提供しております手引きや資

料、指導例を踏まえた、より具体的な実践事例などを活用し、授業に取り入れております。  
また、教職員につきましても、県が主催する研修会などに参加し、その研修内容を他の職員に伝達、指導することで、2020年度からの小学校プログラミング教育の円滑な実施に向け、準備しております。

以上で、善塔道代議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議 長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

それでは、再質問させていただきます。再質問は1項目1点ずつ行います。

初めに、台風や集中豪雨の対策について、その中の洪水ハザードマップの見直しについてお伺いいたします。

国や県で、想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域の見直しをしているとの町長の答弁いただきましたけれども、現在のハザードマップとの比較と、これからつくっていただけるハザードマップ作成の財源についてお聞かせください。また、町としては、県と打ち合わせを何度か行っているのか、打ち合わせをしているのなら、進捗状況をお聞かせください。

○議 長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

まず、想定区域見直しの進捗状況と、いつごろ終わるのかという御質問なんですけれども、千葉県では、平成31年3月に作田川、翌4月に真亀川における洪水浸水想定区域に関する説明会を実施し、現在のハザードマップとは想定を見直しまして、想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域の策定に向け、順次準備を進めている状況でございます。今のところ、はっきりした回答は得られませんけれども、想定であります、来年度までには修正した洪水ハザードマップを皆様に配布できるものと考えております。

それと、財源の関係ですけれども、前回の洪水ハザードマップは平成21年度に策定しており、浸水想定区域、避難所、一時避難場所、防災関係機関、インターネットでの情報収集、災害情報等の記載のある図面データの作成と、町全世帯分及び来客分を考慮した印刷製本費を含め、事業費として約299万1,000円ございました。かかった費用については、国庫補助事業である、当時は総合流域防災事業という事業により、国、県、町、それぞれ3分の1ずつの負担でございました。今後作成するハザードマップにつきましても補助事業があると思われれます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

先ほど課長のほうから、今のハザードマップは21年度に作成ということで、私も昨年話したときに調べてみたら、21年、もう10年前ですよ。それもこんなでかいので、どこにみんなしまっちゃっているかわからないようなハザードマップですよ。それを考えてくださるという話だったけれども、県のほうでまた見直しがあったということで、今進めてくれている、それで作田川と真亀川の件で話し合いをしてくれているということですよ。わかりました。でも、ちょっと聞かなかった質問も答弁していただいて、どのくらいで浸水の見直しが終わるのかと、まだ聞かなかったんですけども、先に答弁していただきましてありがとうございます。

次に質問しようと思ったんですけども、早くて来年度だということですので、今回豪雨もあって、さらなる見直しを重ねているんだと思いますので、県のほうにも早急というか、進めていただいて、早くて来年度にはできるようにお願いしたいと思います。

次から言うタイムラインにも、この洪水ハザードマップがないとタイムラインもできないという状況もあるので、次ちょっと質問するんですけども、国土交通省が、9月10日の台風で降った雨を排水処理し切れないことなどによる内水氾濫が各地で起きたことを受け、全ての都道府県と市区町村に対し、浸水想定区域を示した内水ハザードマップの作成を進めているという通知を出したと新聞紙上にありました。内水ハザードマップの策定は、この洪水ハザードマップと一緒に考えているのか、お聞かせください。

○議 長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

今、議員おっしゃったその内水ハザードマップの通知は、現在のところ、県からはまだ来ていない状況でございます。10月25日の大雨時も、内水氾濫が事実起こっておりますので、洪水ハザードマップの見直しとともに、内水ハザードマップについても検討をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

先ほどの財源の件とか、もろもろの県とのこととか、わかりましたので、そこは進めていただきたいと思います。いつ台風や集中豪雨などで河川の氾濫が起きるかわかりません。浸

水想定区域の見直しが終わるのが、先ほど言ったように、早くて来年度ということですので、そこは県に働きかけていただきたいと思います。

また、今回の台風では、河川の水が堤防を越える氾濫が相次ぎ、これに加え、堤防から水があふれなくても、排水溝や下水道などの排水能力を超えたり、堤防内側の小規模河川があふれたりして、道路や建物が浸水する内水氾濫が発生し、台風19号では約150カ所で内水氾濫が起きたとのことでした。本町でも、大雨が降ると、道路が浸水するような内水氾濫が何カ所も起きております。

今回のような台風や集中豪雨がこれからも起きることを考えると、内水ハザードマップの作成も考えるべきだと思います。ハザードマップのさらなる普及促進、住民への周知度や活用の向上を図るため、居住地域を丸ごとハザードマップと見立て、生活空間である町なか、水防災にかかわるさまざまな情報、洪水時の浸水の深さや避難情報等を表示する取り組みである、まるごとまちごとハザードマップを推進いたします。

次に、HUGゲームについて質問いたします。

町長答弁にありましたように、職員の研修として半数の方が実施していただいているということですので、引き続きお願いいたします。また、各種団体や自治区はどうでしょうか。余儀なく避難することがあったときに、職員だけで対応することは大変だと思います。町民皆さんの協力が必要となります。そのためにも多くの人に実施していただきたいと思います。いかがお考えでしょうか、答弁をお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） お答えをさせていただきます。

先ほど町長答弁のありましたとおり、HUGゲームは、平常時から避難所での、避難所運営の体験学習ができる、机上で行える身近なゲームとなっております。町の職員は、先ほど半数と言いましたけれども、約6割ちょっとを超えてやっております、継続してやっておりますつもりでございます。

それから、今、地域におけるHUGゲームの実施に関してでございますが、当然避難所での生活が長引いたりした場合には、やはり地域の皆様の御協力を得なければならないと考えております。それを踏まえた上、議員がおっしゃるとおり、今後の、例えば防災訓練ですとか、そういう場合において、自治区の方々の協力を得ながら、自主防災組織、各団体などを対象とした研修も視野に入れ、頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議 長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

ありがとうございます。災害が発生したときに、職員が避難所運営を担えるとは限りません。自治区単位などでの事前の訓練が欠かせません。

私も2度ほどHUGゲームの研修を受けましたが、適切な配置といっても大変でした。病気の方、ペット連れの方、高齢者、妊産婦、外国人など、どう対応すればいいのか、パニックになりました。図面上でやってみても、すごく難しいなというのがあります。これが実際起きると、本当に大変なんじゃないかなと思いますので、そこは訓練だと思います。避難者を優しく受け入れたいところだが、それどころではない。実際となると、なおさら自信が持てない。そういうことから、地域全体で対応力を高めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、タイムラインについて伺います。

先ほどの町長の答弁では、余りにも簡単であり、全然考えていないように思います。防災行動計画ですので、タイムラインの意義をよく理解していただき、積極的な取り組みを望みます。

近年は、自主防災組織や家族単位で、マイ・タイムラインをつくる取り組みもあります。大規模な豪雨災害が発生する中、避難勧告が出ても、住民がなかなか逃げないことが大きな課題となっており、避難意識を高めるツールとしても期待されています。児童・生徒も自宅にいるとは限りません。マイ・タイムラインの先進地、茨城県常総市では、小・中学校で、児童・生徒に作成方法を伝えているそうです。小・中学校の防災教育という面でも、子供たちにこういう教育も必要だと思いますが、いかがでしょうか、答弁お願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎肇君。

○教育委員会事務局長（篠崎 肇君） 防災教育におけるマイ・タイムラインの取り組みについての御質問だと思いますが、このたびの台風や豪雨を見ますと、今後も豪雨災害が発生することが想定されます。教育委員会としましては、各学校で設定している災害対応マニュアルのほか、あらかじめ発生の予見できる災害に対応するマイ・タイムラインの作成につきましては、必要性を感じており、また児童・生徒への意識づけにつきましても必要であると感じております。今後、関係部局と協議の上、児童・生徒の防災教育も含めまして、検討してまいりたいと考えております。

また、来年度は、千葉県の学校安全総合支援事業であります命の大切さを考える防災教育

公開事業を九十九里町で担当し、公開研究会を開くこととなっております。児童・生徒に対する、命の大切さを考えさせる上で、マイ・タイムライン考案も研究題材の一つとなるのではないかと考えているところであります。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

ありがとうございます。今、来年度には、防災教育公開事業の一環としてなのかな、マイ・タイムラインを研究の一つとして検討していただけるとのことですので、よろしく願います。早い展開でよかったなと思います。そのように行政のほうもお願いしたいと思えます。

政府の中央防災会議によりますと、死者、行方不明者が200人を超えた昨年7月の西日本豪雨では、最大860万人に避難勧告などが出されましたが、実際に避難所で確認されたのは、約0.5%の4万2,000人程度。逃げる気持ちがあっても、実際の行動に移す難しさが指摘されました。このため、住民の避難行動を促すマイ・タイムラインの作成を後押しする自治体が増えております。国、地方公共団体、企業、住民等が連携して、タイムラインを策定することにより、災害時に連携した対応を行うことができます。自治体や関係機関のタイムラインの整備とともに、住民一人一人の防災行動計画であるマイ・タイムラインの普及推進を図っていただきたいと思えますので、お願いいたします。

次に、学校ICT教育について。

1点目のタブレットについてお伺いいたします。

国は、2017年12月に、学校のICT環境にかかわる整備方針を策定しました。2018年度から、全国の全ての公立学校で、3クラスに1クラス分の児童・生徒用パソコン、普通教室の無線LAN整備などが実現されるよう、年額1,805億円の地方財政措置を講じています。地方財政措置は自治体の一般財源となりますが、全ての子供たちがICTを活用した学習に取り組めるよう、2020年度を見据え、学校のICT環境整備を早急を実現していくことが必要となります。

さらに、最近では、政府が、経済対策で盛り込む学校の情報通信技術、ICT化で、全国の小学校5年生から中学校3年生がパソコンを1人1台使える環境を整備する案を検討していることが、11月22日にわかりました。パソコンやタブレットを1人1台ずつ配備するのに必要な残りの予算は、自治体に補助金として支給すると新聞紙上に載っておりました。

本町では、現在1台当たりの児童・生徒の人数と、小学校5年生から中学校3年生までの

1人1台使える環境整備は整っているのか、また整っていなければ、いつごろになるのか、答弁いただきたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎肇君。

○教育委員会事務局長（篠崎 肇君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、本町1人1台当たりの人数でございますが、まず全校児童・生徒を対象に、学校ごとに申し上げますと、豊海小学校が5.8人、片貝小学校が4.3人、九十九里小学校が3.7人、九十九里中学校が7.6人となっております。また、小学校5年生から中学校3年生までの1台当たりの人数につきましては、豊海小学校が2.1人、片貝小学校が1.7人、九十九里小学校が1.4人、九十九里中学校は全生徒になりますので、先ほどと同じ7.6人となっております。

また、1人1台体制でございますが、まだ国、県より、町のほうには、その関係の通知は来てございません。今後、国の動向を注視し、計画的に導入できるよう、関係課と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

3クラスに1クラス分はあるということでもいいんでしょうかね。じゃ、国が言っている、昨年の予算の中に入っている3クラスに1クラス分は、今現在、大丈夫だということですね。ただ、1人に1台というのは、まだ先と。でも、今お聞きしましたところ、豊海小学校が2.1、片貝小学校が1.7、九十九里小学校が1.4ということは、ほぼちょっと、もうちょっとかなというところであると思います。ただ、九十九里中学校のほうが大変なので、ここは先ほど新聞に載っていたということで、補助金制度がきちんとなったら、ここ考えていただきたいと思いますので、お願いいたします。

次に、プログラミング教育のほうに移ります。同じなんですけれども、ちょっとそこを兼ねて話させていただきます。

プログラミング教育は、学校のICT環境が整っていることが必要です。本町もタブレットを活用した事業やプログラミング教育に向けて準備をしているとのことですが、それでは、教職員のことを伺います。授業でICTを使うには教員のスキルが重要だと思いますが、町として、教員たちの研修はできているのか、答弁お願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局主幹、内山茂樹君。

○教育委員会事務局主幹（内山茂樹君） ただいまの御質問にお答えします。

先ほど教育長答弁でもありましたが、教職員の指導力を高めるために、県が主催している



研修へ、各小学校でそれぞれ1名ずつ参加しております。その参加者や、各小学校にいる卓越した知識、技能を有する情報教育担当教職員がおりますので、それらを中心にして、校内での研修や、また模範授業を実施するように準備しているところです。また、来年の夏休み、夏季休業を利用し、小・中学校の教職員に対し、プログラミングを含め、ICTを活用した実践的な研修を検討しておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

職員の研修が行われているという答弁だったと思いますけれども、わかりました。教員も大変だと思いますが、先ほど答弁いただきました指導力を高めるというところで、これからも研修をお願いしたいと思います。

その研修のことからですけれども、国はICT支援員を4校に1人配置とされておりますが、教員の研修に、民間の企業や団体の協力を得たり、外部の人材を授業に活用するといった取り組みを進めていただきたいと思います。その点いかがでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎肇君。

○教育委員会事務局長（篠崎 肇君） お答えします。

プログラミング教育に対しまして、外部の人材の活用についての御質問だと思いますが、今年度、包括的協議を結びました千葉工業大学と、教職員、児童・生徒のプログラミング教育について連携ができないか、現在検討を進めておるところでございますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

前向きな答弁ありがとうございます。千葉工業大学からの講師というか、一緒にプログラミング教育の研修をしてもらえるかどうかということで進めて、お願いしたいと思います。

先ほどというか、きょうも、きのうもありましたように、町長のほうからも、教育には力を入れていくということもありましたので、格差のないように、本町はちっちゃな町で、生徒数も少ないですけれども、やはり高校に行けば、どこの学校の子たちも皆集まるわけですので、ここにはおくれのないようにお願いしたいと思いますし、それにはやっぱり教職員の人たちの指導が大変になると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

パソコンやタブレット端末などを活用した授業は、児童にとってわかりやすく、学習意欲

を高める可能性が高いとされます。学びの楽しさを広げる好機にもしたいと思います。そして、学校のICT環境整備に係る経費を予算化し、小学校のプログラミング教育を初めとするICTを活用した学習活動の充実、子供たちの情報活用能力の育成に向けて、取り組んでいただけるよう、よろしくお願いいたします。

それでは、3項目めの防犯対策の中の情報共有についてお伺いします。

町長答弁でもありましたように、町では、東金警察署からの情報をもとに住民周知をしていただいているということでありましたけれども、この情報は警察からじゃないとだめなんではないでしょうか。情報の入り口は誰だったら可能なのか。このメールとか、住民さんに周知するには、警察からじゃなければだめだということなのか、それとも区長さんや住民さんからの情報提供があったら、防災無線や、安全・安心メール、回覧板で周知していただけるのかどうか、お聞かせください。

○議 長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 情報周知のそのもと、ニュースソースの問題だと思います。先ほど町長答弁にありましたけれども、警察署はもちろんでございますが、その他行政関係機関、それから消防、その他もろもろの機関からの情報が主でございますが、今、議員がおっしゃられた町内の自治区の皆様からの情報ということでございますが、町内の自治区の皆様には、それこそ防犯組合として、日ごろから地域の防犯活動に御協力をいただいております。

御質問のように、地域で起きた犯罪情報については、その対応が緊急かつ全町的な対応を図る必要があると思えば、町としても、犯罪防止の観点から、積極的な周知活動に取り組んでまいりたいと考えております。よろしく御協力のほどお願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

ありがとうございます。町民からの提供も可能であるならば、そのようなことを町民にも知っていただくように、周知をしていただきたいと思います。やっぱり町民さん、自分が置かれた立場で、これを町に言っているのか、警察には言えても、なかなか町に言えないというのもあるし、じゃ、提供すれば、皆さんが共有できるように周知していただけるようなことができるのであれば、住民さんが知っていなきやいけないと思いますので、そういう周知もお願いしたいと思います。

また、情報はリアルタイムで流していただきたいと思います。山武市でも、山武警察署管

内において忍び込みの発生が増えています。戸締まりなどの防犯対策をお願いしますと、山武警察署からのお知らせが、12月1日に、山武市、安全・安心メールで流れたようですので、本町においても防犯対策の強化をお願いします。

そして、あの巡回パトロールの件は、東金警察署は、要請したら巡回パトロールを行っていただけるということなので、安心しました。夜中でも回っていただけるんでしょうね。一番不安なのは夜中なんですよ。やはり私が聞いた中でも、夜中に不審者というか、忍び込みと、怖い思いして、人がいるということが怖いということを知ったこともありました。夜中でも回っていただけるなら、ぜひ被害があった地域から犯罪がなくなるように、情報共有と巡回パトロールの継続をお願いいたします。

それでは、個人向けの防犯カメラについて。

九十九里町の犯罪発生状況を調べてみましたら、10月末時点で、空き巣2件、忍び込み1件、事務所荒らし1件、その他侵入盗9件、自動車、オートバイ、自転車の盗難が各1件ずつ、侵入、乗り物、非侵入の窃盗犯は合計45件発生しております。このような犯罪から、この防犯カメラが抑止力になります。

白子町では、犯罪に対する抑止力の向上を図り、安全で安心なまちづくりを推進するため、防犯カメラを設置する方に対し、その購入及び設置に係る費用の一部について、予算の範囲内において補助金を交付しております。安全・安心なまちづくりを目指す本町でも、補助金制度を導入すべきと思いますが、再度答弁をお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 議員がおっしゃられております家庭用防犯カメラの設置助成でございますが、これ、今お話にあったとおり、近隣では、白子町が限定数でございますけれども、かかった費用の2分の1、5万円内ということで助成をしておるといのは、私ども情報は仕入れているところでございます。この経緯としまして、白子町では、やはり農家における農業用倉庫等の泥棒が増えたということで、地域内からの声が盛り上がった関係から、町として、カメラの設置助成に取りかかったというところでございます。

家庭用防犯カメラにつきましては、空き巣や窃盗、不審者の侵入などの発生を未然に抑止する効果があると言われておるところでございます。本町につきましては、現在では、まだ導入については考えてございませんけれども、犯罪の発生状況、それから近隣での対応動向等を踏まえ、補助事業としての適用性も考えた中で、検討はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

災害が増えるというか、災害で避難所生活を余儀なくするようになると、空き巣が増えていくということも多く聞いております。今はそういうことじゃないんですけども、やはり地元の方から、またそういう被害を受けた方からの切々たる要望があり、そういったところから、何をしたらいいのか、何をしてもらえるのか、どうしたらいいのかというふうに思いながら生活をしている方が多くおります。余り耳にしないときもあつたと思いますが、これは毎年起きていることです。

また、町内が、環境になりますけれども、汚いと、ごみがあつたり、汚れていると、犯罪も起きるといふ話も聞いております。やはり町をきれいにしていくことによって、その犯罪を減らすということもあります。みんなでやっぱりきれいにしていくことも大切だし、防犯対策にも本当に力を入れていただきたいと思つております。

さらなる安全・安心なまちづくりに努めていくためにも、いろんな手段を考えていかななくてはならないと思つています。先ほどの個人向け、家庭向けの防犯カメラも、一つの手段だと思つています。本町には、普通の防犯カメラ、街灯とかにある防犯カメラはありません。ですので、誰が何したというのは全然わからないと思つていますので、こういう一つの手段も考えていただきたいと思つていますので、これからも前向きな検討をお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩いたします。

再開は2時です。

（午後 1時46分）

---

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時59分）

---

○議 長（内山菊敏君） 順次発言を許します。

通告順により、2番、小川浩安君。

（2番 小川浩安君 登壇）

○2番（小川浩安君） 2番、小川です。

議長のお許しをいただきましたので、本定例会に2項目3点の質問をさせていただきます。

質問に入る前に、先般、台風等の暴風雨により被災された皆様に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入ります。

初めに、台風等の被災に係る費用についてお伺いします。

9月9日の未明、千葉市に上陸した台風15号は、最大瞬間風速50mを超える勢いで、本町に甚大な被害をもたらしたのは記憶に新しく、いまだその傷跡は町内各所で見受けられます。被災時は停電や断水が続く中、多くの方が疲労や不安を抱えたまま、家屋の損壊や農業施設の倒壊など残骸の後片づけに追われ、多くの瓦れきや災害ごみが町管理のごみ置き場に収集されました。また、被災時の行政対応としては、町の職員は昼夜、曜日を問わず、身を粉にして懸命に働いていました。

このような不測の事態に対する緊急時の費用や、先般の瓦れきや災害ごみの処理に捻出する臨時的な費用は、台風15号及び19号に係る災害復旧事業費として、早急な予算対応が必要となります。そのためにも、町は速やかに被災状況を把握し、必要額を算出することと、その財源を明確にすることが求められます。

そこで、2点ほどお伺いします。

1つ目の質問ですが、災害復旧費及びその財源について、どのように予算対応をするのかお伺いします。

2点目に、災害廃棄物処理事業費及びその財源について、現在保管されている災害ごみ等をどのように対処するのかお伺いします。

続きまして、道路等の環境保全についてお伺いします。

町道、県道を問わず、道路幅を狭め、交通の妨げとなる樹木や雑草、あるいは信号機、交通標識、電柱や電線に枝葉がかかる樹木等は、町内に多々見受けられます。本来、そのような樹木は土地の所有者が管理するものだと思いますが、空き家が増える昨今、垣根や庭木の剪定に手が及ばないことも、その原因の一つだと考えます。今後、道路環境の保全を進める上で、このような危険を伴う迷惑な樹木等の対応について、どのように考えているのかお伺いします。

これをもって1回目の質問とさせていただきます。

なお、再質問につきましては自席にて行います。

○議 長（内山菊敏君） 小川浩安議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

○町 長（大矢吉明君） 小川浩安議員の御質問にお答えいたします。

初めに、台風等による被災に係る費用についての御質問にお答えいたします。

1点目の災害復旧事業費及び財源についての御質問ですが、台風第15号、第19号及び10月25日の大雨に伴う災害対応及び災害復旧に係る予算についてですが、一般会計補正予算、第4号、第5号、第6号及び予備費などに計上した歳出予算総額は、9億5,634万9,000円となる見込みでございます。

その財源につきましては、一般財源が2億7,602万8,000円で、国、県からの特定財源につきましては、6億8,032万1,000円の交付を見込んでいるところでございます。また、さらなる財源の確保に向けて、現在、国、県との調整などを図っており、今後、特定財源を活用した災害復旧事業などについては、当該事業に係る町負担分の70%から80%が特別交付税により財源措置される見込みでございます。

2点目の災害廃棄物処理事業費及び財源についての御質問ですが、本町におきましても、台風15号により甚大な被害を受け、大量の災害ごみが発生したため、仮置き場を開設し、災害ごみを受け入れたところでございます。現在、国の災害等廃棄物処理事業を活用し、この受け入れた災害ごみを処分する手続を進めるとともに、本議会において御審議いただく一般会計補正予算に、その処分に係る経費を計上したところでございます。

なお、この事業の財源内訳は、国から2分の1の補助があり、残りの2分の1については、8割を限度として特別交付税が措置されるため、実質的な町の負担は1割程度となる見込みでございます。

次に、道路等の環境保全についての御質問にお答えいたします。

道路幅を狭め、交通の妨げとなる樹木や雑草の対応を考えているのかとの御質問ですが、私有地から道路上に樹木や雑草が張り出している場合、通行の妨げになるほか、信号や道路標識が見えにくくなりますので、土地所有者に対して樹木等の剪定をお願いしております。台風などの自然災害で倒木し、通行の妨げになっているなどの緊急時には、町が伐採する場合がございます。しかしながら、私有地から道路に張り出している樹木等は、土地所有者に所有権があり、町が伐採することはできませんので、土地所有者の責任で対応していただいているところでございます。

以上で、小川浩安議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。よろしくお

願います。

○議 長（内山菊敏君） 2番、小川浩安君。

○2番（小川浩安君） 2番、小川です。

初めに、1点目の災害復旧事業及び財源について再質問をさせていただきます。

町長答弁に、先般の台風等に係る歳出の見込みは、9億5,600万円余とありました。そのうちの約70%に当たる6億8,000万円が国や県からの特定財源と、残りの2億7,600万円が一般財源、その中から交付要件を満たす額に充当率を乗じて、特別交付税の算入が見込まれるとありました。

そこで、2点ほどお伺いします。

1つ目の質問ですが、一般財源のうち、実質的な町負担額の見込み、おおよそどれくらいになるのか、大まかな数値で結構でございます。

2つ目の質問でございますが、災害復旧事業を進める上で、工事や委託に関する契約が発生すると思われませんが、その際の業者選定は入札方式を採用するのか、もしくは特殊性を考慮して随意契約を採用するのか、お答えできる範囲で結構です。よろしく願います。

○議 長（内山菊敏君） 企画財政課長、戸村俊之君。

○企画財政課長（戸村俊之君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、一般財源についてでございますが、町長答弁にございました一般財源は、今回の災害に伴いまして、2億7,602万8,000円になっております。これに対する特別交付税として、1億7,000万円程度の歳入を見込んでおります。これを差し引きますと1億602万8,000円となりますので、町の実質的な負担額として捉えているところでございます。

次に、今回の災害に対する契約についての御質問にお答えをさせていただきます。

今回の災害対策におけるその対応につきましては、特に緊急性を要することから、随意契約による契約を締結しているところでございます。

なお、この事務手続に当たりましては、随意契約等の適用と考え方、また手続に当たり、国が示しております災害時におけるガイドラインを参考に、被害の状況、施工側の状況等を踏まえつつ、短期間で適切に選択できるよう取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 2番、小川浩安君。

○2番（小川浩安君） 2番、小川です。

御丁寧な答弁ありがとうございました。よくわかりました。本事業につきましては、大規

模災害に対する復旧事業でございます。課長のおっしゃったとおり、適切な形で、今後事務の執行に当たっては慎重によりしくお願いいたします。

続きまして、2点目の質問に移らせていただきます。

災害等廃棄物処理事業及び財源についての再質問でございます。

台風15号及び19号の被災による大量の災害ごみの処分について、環境省の災害等廃棄物処理事業を活用した手続を進めているとのことでございますが、具体的な事業費について再度お伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えいたします。

11月6日現在、千葉県へ報告しております事業費になりますが、1億629万6,740円となります。この事業費の内訳につきましては、作田の仮置き場で使用した重機の修繕料、これはパンクの修理になります、これが6万2,700円。仮置き場内のトタンごみの飛散防止用ネットの購入費、16万3,240円。仮置き場内の災害ごみの整理に要した業務委託費、96万8,000円。仮置き場の外にあります柵の補強工事費としまして、26万1,800円。災害廃棄物収集運搬及び処分委託業務費といたしまして、1億484万1,000円です。

また、この災害廃棄物の種別数量につきましては、あくまでも概算の数字になりますけれども、コンクリート殻、約300m<sup>3</sup>。瓦、陶磁器くず、約300m<sup>3</sup>。木くず、約2,000m<sup>3</sup>。混合廃棄物、金属とプラスチックの混合廃棄物になりますけれども、約1,000m<sup>3</sup>。廃プラスチック類ということで、農業用ビニールになりますポリエチレンで、約27t。塩化ビニール、約3tを見込んでおります。

なお、先ほど町長答弁にもありましたけれども、この事業費の財源内訳ですけれども、概算としまして、国補助2分の1となりますので、5,314万8,370円。残りの2分の1が町負担となりますが、8割を限度として特別交付税措置がなされ、実質的な町負担は1割程度と説明を受けておりますことから、特別交付税として4,251万8,696円が措置され、町負担は1,062万9,674円となる見込みでございます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 2番、小川浩安君。

○2番（小川浩安君） 御答弁ありがとうございました。台風15号及び19号における災害ごみの処分は、総額で1億629万余ということで、私も現場のほうですか、作田のほう、この質問を考える前に見させていただきました。確かに瓦れきの山といたしますか、大きなものがた



くさんありまして、それはそれはもう、その被害の大きさといえますか、爪跡の深さをまた思い起こされたところでございます。

今、課長からお話があったとおり、処分料については、コンクリート殻が300㎡、また瓦、陶器殻が300㎡ですか、木くずにいたしましては2,000㎡ということで、また混合廃棄物が1,000㎡ですか。ちょっと想像を絶するような数字でびっくりしているところでございますが、町としては、このような環境のことも考えますと、早い対応が望ましいと思います。

本事業は、廃棄物処理法に基づく適正な範囲内で算定されているということですので、国、県の補助金、また特別交付税の算入を含め、町負担額は1割程度ほどということで御説明がありました。町の厳しい財政状況にあっては、とてもありがたい事業だと思います。この手続につきましては、適切に処理されますようお願いいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

次の質問でございますが、道路の環境保全について再質問させていただきます。

台風などの緊急時にあっては、倒木や危険を伴う樹木の伐採もあり得るとの答弁でございました。これは、自治区のほうから緊急性を伴う要請があったときは、町としてはどのような対応をするのか、再度お伺いします。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

私有地から道路上にはみ出している樹木は、土地所有者に所有権がありますことから、土地所有者に樹木の剪定をお願いしております。樹木の剪定などの指導につきましては、自治区などから情報が入りましたら、まずは職員が現地を確認し、写真を撮ってきます。その後、土地所有者を把握するために、千葉地方法務局東金出張所で登記事項証明をとり、土地所有者に対し、樹木の剪定の依頼、位置図、現状の写真、参考条文を送付して指導を行っております。

しかし、どうしても土地所有者と連絡がとれずに、剪定などをする見込みがなく、かつ、樹木が通行の支障になっており、自治区などの要請で緊急性を要する場合には、町が剪定を行う場合もございます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 2番、小川浩安君。

○2番（小川浩安君） 2番、小川です。

ありがとうございます。本来、地権者が剪定といえますか、それが前提ということでござ

います。自治区のほうからも緊急的な要請があつては、時には必要に思つてはということで、現地のを確認すると、地権者のほうにも指導すると、剪定の勸奨をしながらということでございましたが、危険回避を要する、その辺の連絡がとれないとか、そういった場合は行政の対応もあり得るとの回答でしたので、今後、道路等の通行に支障がある樹木等に対しまして、自治区のほうから要請があつた際は、ひとつ行政のほうで御協議いただきたいと思ひます。

お願いになってしまいますが、以上をもちまして、私からの質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（内山菊敏君） 暫時休憩します。

再開は2時35分です。

（午後 2時23分）

---

○議長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時33分）

---

○議長（内山菊敏君） 順次発言を許します。

通告順により、7番、浅岡厚君。

（7番 浅岡 厚君 登壇）

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

議長の御了解をいただきましたので、一般質問をいたします。諸先輩の質問と重複するところもありますが、御了承いただき、通告どおり行わせていただきます。

さきの台風での被害は甚大なものでした。被災されました皆様におかれましては、お見舞い申し上げますとともに、一日でも早い復旧を祈念申し上げます。

町行政におかれましては、常日ごろより町民の生命、財産を守るため、さまざまな災害に備え、惜しまぬ努力を続けていることと思ひますが、近年、国内では異常気象によるさまざまな災害が増えています。特に、記録的な集中豪雨により、各地で甚大な災害が発生しています。

本町においては、他地区ほど水害による大きな被害はありませんでしたが、これは十分な防災が施されていたからではなく、たまたま海面が干潮の時間帯であったことや、水田に水がない時期であったこと、災害を起こすほどの豪雨がなかっただけのことと思ひられます。町

は、災害が発生した場合でも、その被害が最小限で済むように、その原因となり得る危険因子を徐々にでも排除していく施策を、より一層推進していくことが必要と考えます。

そこで、九十九里町地域防災計画、風水害に強いまちづくりの推進に基づく水害予防について、町の姿勢をお聞かせ願いたいと思います。

初めに、本町で近年発生した水害の状況を把握しているようでしたらお聞かせください。そして、その水害が発生した原因の究明が行われているか教えてください。

本町は、地理的に東金の丘陵台地から海に向かい穏やかな勾配を持った、海拔2mほどの平坦な地域です。降った水は海に向かって流れるわけですが、海岸線には防潮堤があり、海に直接流出することができません。そのため、自然に逆らい、人工的に作田川と真亀川に放流することによる治水に努めているところですが、県道飯岡一宮線沿いや、旧県道沿いのいわゆる納屋地区は、海拔が低いため、常に津波、高潮を含めた水害に脅威を感じているところです。特に、真亀川の河口付近では、常に土砂が堆積し、河川上流からの水の流れを阻害しているため、豪雨による床下・床上浸水、または道路冠水等の水害を発生させています。河川機能の維持、向上が、防災の観点から今以上に必要と思われれます。

このことから、作田川または真亀川へと導く排水路の整備の推進が望まれると同時に、本町における雨水排水の最流末である河川の整備が最重要であり、不可欠なことと考えますが、町当局は、この河川を治水の観点からどのような存在と位置づけ、どのようにすべきと考えているのか、教えていただきたいと思います。

次に、千葉県は、水防上重要な箇所または地区として、真亀川の左岸で、真亀の200m区間を重要水防箇所と指定していました。真亀川下流は、東日本大震災で発生した津波により流入し堆積した土砂が、スムーズな水の流れの妨げとなっています。これによって、上流から流出した砂がさらに堆積するという悪循環を招き、現在では河川としての機能を失いつつあります。このことが原因で災害が起こる可能性があると思われれますが、町はこの現状をどのように考えているのか。重要水防箇所の対策も含めて、これからどのように対処していくのか。当該地区の住民の不安を軽減するためにも、町当局の姿勢をお示しください。

次に、津波対策事業についてお伺いたします。

東日本大震災から、はや8年余りがたちましたが、その中で津波対策を、国、県は、期限つきで推進してきました。本町における津波対策事業はどのように推し進められたのか、経過と進捗について教えてください。また、事業計画も最終盤を迎える中、漁港区域内の事業が大分おこなわれているように思われれますが、その理由と問題点があれば教えてください。

太平洋を望む延々と続く白い砂浜は、我が九十九里町にとって、かえがたい財産であり、最大の魅力であると思います。町の発展には、この財産である海岸を有効に活用していくことが必要と考えます。観光立町を目指す我が町にとって、海水浴を主とした観光事業は重要な産業であり、最大の強みでもあります。観光客の減少は町の死活問題になり得ることと考えます。

そこで、海岸の保全について伺いいたします。

日本各地で、さまざまな理由により海岸侵食による汀線の後退が進み、砂浜の消滅が問題となっております。現在進行している海岸侵食は、海水浴を初めとする観光産業に多大な影響を及ぼす可能性があります。町は、観光資源であり、漁業・海洋資源でもある砂浜を海岸侵食からどのように保全していくのか、何らかの計画があるのか、現在の状況をお聞かせください。また、千葉県主催で九十九里浜侵食検討会議を開催しておりますが、その状況と内容、またその会議に臨む町の体制、対応をお聞かせください。

以上、御回答よろしくお願いたします。

なお、再質問につきましては自席にて行います。

○議 長（内山菊敏君） 浅岡厚議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 浅岡厚議員の御質問にお答えします。

初めに、本町における水害対策についての御質問にお答えします。

1点目の本町における近年の水害状況及びその原因の究明、分析は適切に行われているのかとの御質問ですが、10月25日の大雨において、本町では1時間雨量が52mmに達する大雨となり、町内各所において冠水が発生いたしました。このような大雨の際に、真亀川、作田川、両河川の水位が高い状態となると、排水施設の処理能力が追いつかず、冠水が発生しておる状況でございます。冠水を解消するためには、強制排水施設の設置が必要となりますが、あわせて流末である河川の断面確保のための河道掘削が必要であると考えております。

農業用排水路関連につきましては、今回の台風、大雨により、不動堂排水機場付近並びに真亀下自治区と真亀3・5自治区の境界付近において、冠水が発生しております。原因については、ここ数年の気象状況の変化による降雨量の増加により、排水機場ポンプ能力を超えたためと思料されます。今後、流量調査を行い、排水機場のポンプ機能強化を検討し、被害軽減に努めてまいりたいと考えております。

2点目の治水、水害対策における河川の役割及び河川排水路の維持、改修を町はどのように考えているか、特に真亀川の堆積土に対する町の考え、地域住民への影響をどのように解消していくのかとの御質問ですが、真亀川の堆積土については、千葉県に対し、毎年、河道掘削の要望を行っているところでございます。また、九十九里浜侵食対策計画（案）の中でも、河口部の堆積土を養浜材として利用することが位置づけられておりますので、住民の皆様が安心・安全に暮らせるよう、浸水被害の軽減を図るため、河道掘削の実施等、適切な治水対策を図るよう、県に強く要望してまいります。

3点目の真亀川の重要水防箇所の指定を受けている場所に対する町の対策についての御質問ですが、2級河川、真亀川を管理している千葉県に確認したところ、本町における真亀川の重要水防箇所については、指定の解除がされておると伺っております。

次に、津波対策事業の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

1点目の事業の進捗及び経過についての御質問ですが、千葉県が実施している海岸の津波対策については、全27kmの築堤のうち、九十九里町区間は4.5kmで約4km完成しており、また津波遡上防止のためのゲート設置といった開口部対策については、全60カ所のうち、九十九里町区間には13カ所あり、順次工事が進められているところでございます。しかし、事業完了年度は、関係機関との協議に時間を要していることなどから、令和元年度から令和2年度に変更し、これらの津波対策事業を実施していくと伺っております。

2点目の計画遅延（漁港区域）の理由及び問題点についての御質問ですが、千葉県では片貝漁港の津波対策事業計画について、国が示す防波堤と防潮堤による多重防護の活用に基づき策定しております。県では、この計画による防潮堤防護ライン及び高さについて、地元地区と意見交換の場を持ってきたところですが、合意が得られていないため、事業が遅延しております。今後、地域住民と漁業関係者を一同に集めた説明会を実施し、理解が得られるよう努力する旨、銚子漁港事務所から伺っております。

次に、海岸侵食に対する町の取り組みについての御質問にお答えいたします。

1点目の海岸侵食対策の進捗状況についての御質問ですが、海岸の侵食対策は、当面は養浜による侵食対策を行っていくこととし、あわせて汀線の変化を観測しながら、施設整備の必要が生じた場合には、その有効性を検証して整備を進めるという計画案が示されております。

2点目の九十九里浜侵食対策検討会議の開催状況、会議内容及び町行政としての対応、体制についての御質問ですが、侵食対策につきましては、学識経験者や漁業関係者、沿岸市町

村長等で構成される九十九里浜侵食対策検討会議を設置し、平成29年から31年まで4回の検討会議が開催され、九十九里浜侵食対策計画（案）が示されております。

町といたしましては、計画案に示されている養浜による侵食対策が実施された場合は、この経過を観察するとともに、施設整備が必要となった場合には、関係部署で情報の共有を図りながら対応してまいりたいと考えております。

以上で、浅岡厚議員の質問に対する私からの答弁とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

御答弁ありがとうございます。

再質問につきましては、個々に行いたいと思います。

まず初めに、水害の分析についての再質問をさせていただきます。

庁内において、原因の究明や対策に対する会議、または水害への対応について、検証または改善点についての会議等は開かれましたか。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えいたします。

役場庁内において、関係課などによる水害対策の会議は実施しておりませんが、産業道路と旧県道の間の水害対策として、山武土木事務所と、産業道路排水について、平成29年度に流末検討、30年度に排水検討について検討会議を実施しており、29年度の流末検討結果をもとに、流域及び流出係数などを見直したものの、流水量が流下能力に追いつかない状況であるとの結果が出ております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

庁内では、このような会議が開かれていないということでもありますけれども、やはりこういう情報とか災害のデータ、この積み重ねによって、次の防災計画をつくり上げていただきたいと思いますので、災害等があった場合は、できれば会議による検証を行っていただきたいと思います。

続きまして、河川及び排水路について再質問します。

真亀川の堆積土について、県に強く要望しているというような御答弁でしたけれども、ど

のような要望をしているのか。また、町内のほぼ100%と言えるほど、水は真亀川と作田川に放流されております。河川脇の流末部に当然集中する構造となっておりますが、今のままの構造で十分と考えているのか御答弁願います。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えいたします。

まず初めに、堆積土のしゅんせつに対しての要望について御回答いたします。

河川の治水対策の一つとして、堆積土のしゅんせつについては、河川の断面の確保のため、毎年、知事との意見交換会や千葉県当初予算編成に関する要望で、河道掘削の要望を行っておるところでございます。排水施設については、今後においても、維持管理面等の課題もあり、まずは雨水の流末である河川の断面確保のためのしゅんせつについて、これからも県に強く働きかけてまいります。

それと、もう1点、流末部分の雨水が集中するところで、真亀川と作田川の状態の、その流末部分の対応が今のままで十分かという御質問だと思いますけれども、河川の流末部には既存の排水施設もございますが、排水能力の低下や老朽化による損傷が顕著にあらわれている状況であります。修繕費についても、かなり高額となるため、苦慮しているところがございます。

また、山武土木事務所が29年に実施した産業道路排水の流末検討により、流出量が流下能力に追いつかない状況のため、排水施設敷設がえ案、調整池ポンプ排水案、排水機場による強制排水案の3案で比較検討を行い、排水機場による強制排水案が最良の案であるという検討結果が出ております。

強制排水施設につきましては、建設費はもとより、建設後の維持管理費についても莫大な予算が必要であると想定され、事業費を負担する際の、千葉県との流域面積割による負担額の算出に係る問題があり、流域面積の広い町の事業費の負担割合がかなり多く、大きくなってしまいます。現在のところ、負担割合について千葉県と調整を行っているところですが、建設事業費及び維持管理費は高額であるため、本町の厳しい財政状況の中、国、県の財政支援がないと、事業着手が困難な状況であると考えております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。今の課長の答弁ですと、流末は機械的または人工的なもので対応していこうというようなお答えだったような気がします。

きのうの荒木かずみ議員への答弁の中に、水位の状況として、作田川の氾濫注意水位3.34mに対して水位は2.21m、マイナス113cmという状況だったと。真亀川については、氾濫注意水位2.7mに対して水位が2.38mということで、マイナス32cmしかなかったというような答弁があったと思いますけれども、このときに、作田川左岸の作田地域、この産業道路等をもって、冠水等の被害が発生しているかお答えください。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） 作田川については、内水氾濫がなかったものと記憶しております。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 先ほどの水位のデータを見ますと、真亀川については余裕がなかったような水位です。これ、私の考えですけれども、先ほど言った堆積土による影響が大ではないかということではと考えております。先ほどの答弁でも、人工的な排水とかを考える前に、まず自然による治水、だから真亀川の水位を下げer方法、当然これは流速を速める方法とか、河床を低くして水位を下げるということも一つ重要な点だと思いますので、十分検討していただきたいと思います。

それで、その中で要望については、先ほどのお話ですと、口頭によるものしかされていないようですが、公文書で行う、これは書面で行う必要があると思いますけれども、いかがお考えですか。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

今後、そういった文書による要望も検討してまいりますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。検討ではなくて、実際に行っていただきたいと思ひます。

続きまして、重要水防箇所について再質問したいと思います。

県のほうで指定解除をされたということですが、町ではこの経過と理由、または県との協議等があったのか教えてください。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。



重要水防箇所の解除年月日については定かではありませんが、津波対策事業により、堤防の高さが確保されたことにより、指定が解除されたと県のほうから伺っております。

また、町の地域防災計画では、共通編に重要水防箇所についての記載がありますが、平成27年度の地域防災計画の見直しの際に、真亀川の重要水防箇所についての記載がなくなっております。協議については特になかったものと思われませんが、千葉県防災計画に記載がなかったことにより、町の地域防災計画も修正がかかっているものと思われま

す。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 実際に、この地域で今でも水害が発生しているというのは御存じですよ。その点を考えて、十分な対策がとれているのか、ちょっと疑問に思いますので、これにつきましては、県と再度協議していただいて、地域住民の不安を払拭していただきたいと思

います。

続きまして、津波対策事業についてお伺いたします。

進捗状況についてですけれども、海岸線の部分については、来年度で完成するという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

山武土木事務所の津波対策事業につきましては、先ほど町長答弁にありましたように、令和2年度の完成であると伺っております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） じゃ、事業どおり、やれることを期待いたします。

続きまして、漁港区域内の津波対策についてお伺いたします。

先ほど地元住民と漁業関係者との説明会が行われるというようなことがありましたけれども、その正確な時期とか、わかれば教えていただきたいと思

いますし、また、この事業自体の完成予定時期が、もしもあるのであれば教えてください。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

銚子漁港事務所に確認をしておりますが、年を明けまして1月中旬に、漁業関係者及び小関

納屋地区の住民を対象とした会議を開催する旨、伺っております。それから、完成予定とい

うことですが、この津波対策事業ですが、国の復興予算を使っての対策となります。復興予算、農山漁村地域整備交付金を使っての整備となりますことから、令和2年度の完成予定を目指したいというところで、銚子漁港事務所から伺っております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

1月中旬に説明会が行われるということで、関係者または議会も含めて、十分な周知をしていただいて、たくさんの方に説明していただきたいと思います。この漁港区域内ですが、津波対策の計画自体がまだ確定をしていないというような状況です。どうか町民の安全を確保し、安心してもらうためにも、迅速な計画決定と早期完成をお願いいたします。

続きまして、侵食対策についてお伺いいたします。

この九十九里浜侵食検討会議には、町長が出席しているようですが、当然町の代表として出席し、町の代表として発言していることと思いますが、会議に当たり、侵食対策について、役場庁内で会議が開かれ、その結果を持って発言しているのかお答えください。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

庁舎内での会議は行っておりません。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） これも町の将来を決定するような重要なことだと思いますので、できれば会議を開いていくのが当然だと思います。当然それによって、町長が自信を持って発言していただけるというふうに思います。

海岸侵食は砂の供給不足によるもので、先ほどの河川の堆積問題というのが供給過多によるもの、この両者を同時に考えて対策していく必要があると思われま。九十九里町は太平洋、作田川、真亀川または木戸川と、3方向を水に囲まれているため、この問題を安易に考えていますと、または間違った選択をした場合、町民の生命、財産を守るという当然のことが危うくなる危険性があります。そのような事態を招かないようにするためにも、町民、行政、関係者が、このことについて検討する場を設ける必要があると思いますが、町はどのようにお考えでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 町長、大矢吉明君。

○町 長（大矢吉明君） 浅岡議員の再質問にお答えいたします。

真亀川の堆積土のしゅんせつは、喫緊の課題と認識しております。この堆積土が養浜に活用されることにより、堆積土のしゅんせつが促進されることが期待できますので、県に対して、会議の開催などを含め、効率的、効果的な施工について要望してまいります。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 御答弁ありがとうございます。

県との協議も必要ですけれども、庁内での意見の集約をする場を、そういう会議の場を、そういうものを設けていただいて、その意見を持って、県との検討会等にも臨んでいただきたいと思います。

河川の維持管理や改修は県の仕事かもしれませんが、その河川のふぐあいにより、生命の危機や財産の損失をこうむるのは、その地域の住民です。町はその住民の安全を守るべく、最善の方法を最大限の努力で推し進めていく必要があると思います。一日でも早く、町民が安心して暮らせる環境を整えていただけるためにも、この会議の場を至急つくっていただきたいと思います。

以上です。

---

#### ◎散会の宣告

○議 長（内山菊敏君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

あす5日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時07分

令和元年第4回九十九里町議会定例会会議録（第3号）

令和元年12月5日（木曜日）

## 令和元年第4回九十九里町議会定例会

### 議事日程 (第3号)

令和元年12月5日(木) 午前9時43分開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 3 議案第 2号 令和元年度九十九里町一般会計補正予算(第6号)
- 議案第 3号 令和元年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 4号 令和元年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 5号 令和元年度九十九里町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 6号 令和元年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第 7号 令和元年度九十九里町ガス事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 4 議案第 8号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 9号 九十九里町地域産業活性化基金条例の制定について
- 日程第 6 議案第10号 九十九里町森林環境整備基金条例の制定について
- 日程第 7 議案第11号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第12号 九十九里町都市公園設置管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第13号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第10 議案第14号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 議案第15号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第11 議案第16号 山武郡市広域行政組合格約の変更に関する協議について
- 日程第12 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

日程第13 陳情第 3号 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」の採択を求める陳情書

---

出席議員 (14名)

1番	西村みほ君	2番	小川浩安君
3番	原田教光君	4番	鎗田貴俊君
5番	中村義則君	6番	古川徹君
7番	浅岡厚君	8番	荒木かすみ君
9番	内山菊敏君	10番	善塔道代君
11番	細田一男君	12番	佐久間一夫君
13番	谷川優子君	14番	古川明君

欠席議員 (なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大矢吉明君	副町長	佐々木悟君
教育長	藤代賢司君	総務課長	秋原充君
企画財政課長	戸村俊之君	税務課長	中川チエリ君
住民課長	戸田佳子君	健康福祉課長	作田延保君
社会福祉課長	山口義則君	産業振興課長	篠崎英行君
まちづくり課長	古川富康君	会計管理者	南部雄一君
ガス課長	中村吉徳君	教育委員会 教育事務局長	篠崎肇君
農業委員会 事務局長	吉田洋一君	教育委員会 教育事務局長	内山茂樹君

---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	木原正幸君	書記	伊藤さやか君
------	-------	----	--------

---

◎開議の宣告

開 議 午前 9時43分

- 議 長（内山菊敏君） ただいまの出席議員数は全員です。  
これより本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議 長（内山菊敏君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
- 

◎日程第1 諸般の報告

- 議 長（内山菊敏君） 日程第1、諸般の報告をいたします。  
総務経済常任委員会委員長より、九十九里町議会会議規則第94条の規定に基づき、委員会  
審査報告があり、これを受理しました。
- 

◎日程第2 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

- 議 長（内山菊敏君） 日程第2、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議  
題といたします。

議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、戸村俊之君。

（提案理由説明）

- 議 長（内山菊敏君） これより質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

- 議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

- 議 長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の

諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

- 
- ◎日程第3 議案第2号 令和元年度九十九里町一般会計補正予算(第6号)  
議案第3号 令和元年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
議案第4号 令和元年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
議案第5号 令和元年度九十九里町介護保険特別会計補正予算(第2号)  
議案第6号 令和元年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)  
議案第7号 令和元年度九十九里町ガス事業会計補正予算(第1号)

○議長(内山菊敏君) 日程第3、議案第2号 令和元年度九十九里町一般会計補正予算(第6号)、議案第3号 令和元年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議案第4号 令和元年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第5号 令和元年度九十九里町介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第6号 令和元年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)、議案第7号 令和元年度九十九里町ガス事業会計補正予算(第1号)を一括議題といたします。

議案第2号から議案第7号までについて、順次提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、戸村俊之君。

(提案理由説明)

○議長(内山菊敏君) 住民課長、戸田佳子君。

(提案理由説明)

○議長(内山菊敏君) 健康福祉課長、作田延保君。

(提案理由説明)

○議長(内山菊敏君) 産業振興課長、篠崎英行君。

(提案理由説明)



○議 長（内山菊敏君） ガス課長、中村吉徳君。

（提案理由説明）

○議 長（内山菊敏君） 暫時休憩します。

再開は11時です。

（午前10時41分）

---

○議 長（内山菊敏君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時55分）

---

○議 長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑は分割して行います。初めに、一般会計補正予算について質疑を行います。次に、特別会計補正予算について質疑を行います。ただし、質問の内容が各議案に関係する場合は、これを許します。

これより一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田。

本冊の13ページ、5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の19節負担金補助及び交付金の6億2,710万5,000円。補正にしては随分金額が大きいんですけども、強い農業・担い手づくり総合支援交付金の内容というか内訳を御説明お願いします。

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）、これは施設の修繕と再建に係る分ですが、町のほうで県に予算要求している件数ですけども、120件を予測しております。

それとあわせて、同じ交付金ですが、地域担い手育成支援タイプということで、今度は施設の補強分を20件分、1件200万円として県のほうへ予算要求をさせていただいているものでございます。

それに伴う交付金ということで、国、県分ということになります。

○議長（内山菊敏君） 11番、細田一男君。

○11番（細田一男君） 11番、細田。

よく説明が理解できないんだけど、農家の戸数に対して、1件当たりでこのぐらいだろうと、そういうことで、総額的にこのような金額になったと、それでよろしいでしょうか。それでよろしいでしょうか、そういう説明ですか。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） 今回の施設にかかわる修繕、再建等ですが、被害が甚大なことから、各農家さんにおいて業者からの見積もりが出そろっていない状況もありまして、概算額として、県のほうへ要望させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） ほかに。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

15ページの災害復旧費の中で、13節委託料、災害廃棄物収集運搬処理業務委託料1億484万1,000円。これは災害の中で、みんな集めた廃棄物を処理した、業者委託したお金だとは思いますが、ただ、今回、廃棄物を持っていくのに場所がなかなか、確かに防災無線では作田のという話は、番地は言ったんですけども、行ってよく場所がわからないとか、あるいは運ぶのに、実際トラックや何かで、普通の家庭ではなかなか運び切れないとか、そういった相談の声はあったんですけども、今後——今後あつては困ることなんですけれども、今回のこういった災害を教訓にして、今後そういった廃棄処理をする場所を考えると、あるいは持っていくのに、運ぶのに、町として補助を出すとか助けるとか、そういったのは考えていますでしょうか。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

仮置き場の場所については、わかりにくかったというお話があったということであれば、周知には今後努めて、気をつけてまいりたいと思います。

それと、もう1カ所ぐらい増やしていただきたいというようなお話もあったのも事実ですけれども、災害ごみですので、仮置き場の場所等の問題もありまして、今回に限っては作田の仮置き場1カ所とさせていただいた状況でございます。

今後、ないことを願いますけれども、災害があるようであれば、もう1カ所ぐらい考えて

もいいのかなどは考えております。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

それと、運搬ですね。自分のところの廃棄物をそこまで運ぶのに、トラック等があれば問題ないんですけども、なかなか運べないということを聞いていますけれども、今後はそういった運搬に関しても、町として何かお考えなんでしょうか。

○議 長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

現在のところ、町による災害ごみの回収は難しいと考えております。議員がおっしゃるとおり車のない方もいらっしゃるでしょうし、高齢化社会の進展に伴って、運転免許証の自主返納の方も増えている中、作田まで、今回の仮置き場に運ぶことができないという方もいることは知っております。災害ボランティアの皆様方の御支援や御協力をいただきながら、災害ごみの運び込みについてはお願いしたいと、現在のところは考えております。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

やっぱり自主防災組織じゃないけれども、そういったときに、車のない人が一番身近なところに集められて、そして区のほうでまとめて運ぶとか、そういった自主防災組織の区の力もこういうときは大事だと思うんです。ですから、そういったことを含めて今後の防災対策を考えていただきたいと思います。終わります。

○議 長（内山菊敏君） ほかに。

8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

13ページ、衛生費、予防費の中の扶助費、高齢者肺炎球菌ワクチンのことでちょっとお伺いいたします。

肺炎球菌ワクチンは、継続ということで大変にありがたいなというふうに思うんですけども、この肺炎球菌ワクチンの継続は、5年で効果が出なくなった方への2回目以降の継続なのか、それとも新規でされる方の継続をしますよということなのかをお願いいたします。

それから、14ページ、7款土木費、住宅管理費、被災住宅修繕緊急支援事業補助金等ですけども、まず、この間、被災住宅修繕緊急支援事業補助金についてのプリントをいただきまして、この紙の中であったんですけども、最初に、この中の真ん中辺の、既に工事代金

精算済みで応急修理の支援を受けられない方、この応急修理を受けられない方というのは、当然、屋根が落ちた、壁が落ちた、玄関がやられたということで、すぐに修理をしなきゃならなかった方ですよ。そういう人たちは、もう被災証明なり罹災証明でやる前に、業者を呼んで緊急でやってしまったというような状態の方を言うのかなというふうに思いますけれども、その方の救済があるのかということが一つ。

それから、もう一つは証明をとらなかった人がいますよね。ですけれども、そうしたら、じゃ、受けられますよ、補助が出ますよということであれば、証明を受けたいと、今から証明を受けてもいいのかということが一つですね。

それから、いすみなんかの場合で、物すごく補助が出るというような話を聞いておりますけれども、東金と九十九里とも差があると。補助に対しての格差があるということで、東金だったらどういう状態で、九十九里だったらどういう状態でというところがあると思うんです。ちょっと聞いたところによりますと、10万円以下は東金は出していないとかというような話も聞いたので、そこら辺の違いとかを少し教えていただきたいと思います。

それから、最後に、使えなくなった家の、アパートに移ったとか、そういう方の解体費用とかの補助はないと思うんですね、多分。利子補給だから、建てかえた場合のみだと思うんですけれども、そういう場合はどうなのかということについてもお聞きします。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは、私のほうから、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種利用者助成金について御説明をさせていただきます。

先ほど御説明をしたとおりでございますが、これは予防接種法の改正に伴いまして、平成30年度で終了予定でございました高齢者肺炎球菌ワクチンの経過措置というものが延長されたというものでございます。

本来であれば、対象は65歳でございますが、それに加えて、今まで接種歴のない70歳から100歳までを5歳刻みといたしまして、今年度に限り101歳以上を全て該当にさせるということで、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの時限措置ということでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） 1点目、家を早く直した方の救済はというお話ですけれども、応急修理には該当はしませんけれども、その下の支援事業であります防災安全交付金、この対象事業のほうで支援を受けることができます。

それと、他市町村の状況というお話ですけれども、どこの市町村も、近隣でいいますと、単費での補助とかそういったものはないと思われます。

それで、先ほど議員がおっしゃってました工事費の下限額のお話かと思うんですけれども、今回の防災安全交付金及び県単上乘せ事業を活用する被災住宅修繕緊急支援事業につきましては、被災者の生活の安定と住宅の安全確保が目的とした事業になりまして、この事業は、市町村の判断により最低工事価格の下限額を設けることができます。

近隣市町村では30万とか10万円とか下限額を設けて、その下限額以上の金額の20%が補助対象となると。しかし、本町では全ての被災者を救済するために、下限額は設けずに事業を実施することで今進めております。

それと、使用不要になった家の解体費の関係ですけれども、解体費用についての補助というのはちょっと難しいものと思われます。それで、住宅資金の利子補給事業につきましても、借入金の使途としまして被災住宅にかわる住宅の新築または購入、住宅の補修費用に係るもの、もう一つとして被災住宅にかわる住宅の新築または購入に必要な土地の資金の借り入れに対して利子補給対象となりますので、解体はちょっと難しいものと思われます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 税務課長、中川チェリ君。

○税務課長（中川チェリ君） 証明は今から受けていいのかという御質問だったと思います。

これは罹災証明のことかと思われますけれども、今からお申し出いただいても証明のほうは発行させていただきます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） 8番、荒木です。

そうしますと、肺炎球菌のほうですが、2回目以降の方は通常どおりということになりますでしょうか。はい、わかりました。

それから、今の被災の件なんですけれども、そうしますと、うちは下限がないということで、例えば10万以下でも20%出しますよというような、そういうことですよ。具体的に10万円、9万9,000円だったらということでやってみてもらっていいですか。

（発言する者あり）

○8番（荒木かすみ君） 20は出るということね。

（発言する者あり）

○8番（荒木かすみ君） わかりました。10万以下でも出るよということでわかりました。

そうしますと、少ない金額で今までそれを申請しようかどうかというふうに思っていた方がいらっしゃると思いますね、そういうのをどなたにどういう手順で申請すればいいのか、わかれば教えてください。

○議 長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） 今後、予算の確保、あとは事業を進めるに当たって要綱の整備を今整えておるところですんで、それができ次第、広報等を使いまして、防災無線またはホームページ等を利用して、広く被災された住民の方に周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） 8番、荒木かすみ君。

○8番（荒木かすみ君） すみません、最後に。そうしましたら、これから証明を受ける方も、申請をすればできるということになりますね。ありがとうございました。

○議 長（内山菊敏君） ほかにありませんか。

6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川徹です。

私からお聞きしたいのは、ページ数でいうと14ページになります。10款災害復旧費、1項公共施設公用施設災害復旧費、1目公共施設公用施設災害復旧費、15節工事請負費322万2,000円ということで、これは作田岡の野外の戸別受信機、防災無線というようなお話を先ほどお聞きしたんですけれども、公共施設となりますと、皆さんも御存じのように、片貝小学校の倉庫が壊れたわけでございます。飛ばされちゃったわけでございますけれども、その件が入っていないなと思って、ちょっと感じたところなんですけれども、あくまでも教育施設、こういったものは早急に直さなきゃいけないものでもありますし、また、今まで設置してあった基礎の部分が残ったままで、大変危険な状態でありますけれども、その辺はどういうふうに考えているのか、よろしく御答弁をお願いします。

○議 長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎肇君。

○教育委員会事務局長（篠崎 肇君） それでは、お答えさせていただきます。

片貝小学校の体育倉庫につきましては、今、財源確保等につきまして担当課と協議させていただいておるところであります。

○議 長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

なぜ、予算の確保で、それに時間がかかるのでしょうか。あそこも現に被害に遭っているわけですよね、災害で。何でこの補正で組めなかったかということをお聞きしたいですね。財源の確保できないわけじゃないと思います。ましてや、今言ったように教育施設です。学校側もかなり困っているわけですね、しまうところがなくて。何でこれが予算要求できなかったのか、再度お聞きします。

○議長（内山菊敏君） 教育委員会事務局長、篠崎肇君。

○教育委員会事務局長（篠崎 肇君） お答えさせていただきます。

体育倉庫につきましては、現在の場所に建てた場合に、また同じような被害が起きる可能性がございます。その点につきまして学校側と新しく建てる位置、そういったものを検討させていただいておるところであります。

また、建てるものといいますか、そういったものについても、現在、学校側と協議させていただいておるところであります。

そういったものが進んだ中で、また予算化については関係部局と検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（内山菊敏君） 6番、古川徹君。

○6番（古川 徹君） 6番、古川です。

今言ったように、予算確保を早く進めてくれということなんですけれども、残っている基礎の部分、ここも危ないんで、早目に処置をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（内山菊敏君） ほかにありませんか。

10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

私のほうから2点質問させていただきます。

1点目に、13ページ、6款商工費、3目観光費、ここで18節の備品購入費、庁用車、観光用の軽トラックと先ほど説明がありました。これは新車になりますよね。この車に対して、ドライブレコーダーがついているのか。何で聞いたかという、14ページのほうに、これは消防費なんですけれども、ちゃんとドライブレコーダーと備品のほうに載っていたんで、新車はこれからつけるという話もいただいていますので、これがついているかどうかを確認させてください。

そして、15ページ、10款災害復旧費、13節委託料の災害廃棄物収集運搬処理業務委託料、この件ですけれども、きのう小川議員からの質問の中で、いろいろと状況を聞いておりました。その中で、今回、台風によって運搬された分、さらにこれからまた、日にちを待っていただけるような見込みのある分としてここに入っているのだと思うんですけれども、その点ちょっとお聞かせ、お願いしたいと思います。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

備品購入費の庁用車でございますが、軽トラック購入時にこの価格の中にドライブレコーダーを含めた価格となっております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

現在、仮置き場のごみにつきましては、多くの住民の方から、まだ大工さん等の手配がつかずに、修理が終わっていないというようなお話もいただいております、年明けにもう何日か仮置き場をあける予定であります。

そうしたこともありまして、きのう御答弁申し上げたとおり、数量、コンクリート殻約300㎡だとか、木くず約2,000㎡だとかきのう数量を申し上げましたけれども、この数量につきましては、年明けの搬入分も含めた数量で予算を計上させていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

仮置き場を作田のほうに早急にさせていただいて、台風15号では本当に助かったという人がたくさんいるんですね。作田にとっては一番大変な場所です。正直言って、東日本大震災のときもあそこにあつて、においも、衛生面もすごく悪い状況だったけれども、作田納屋の人、作田丘の人目をつぶって、町民のためにあそこを何も言わず開放していました。今回も早急にあそこを開放して、本当に町民の皆様は助かったと思います。助かっていました。

聞くとところによると、本町だけじゃなくて、隣の大網白里市のほうからも搬入というか、うちの仮置き場のほうに運んできたという話があり、そして途中からですか、免許証を確認ということになりましたけれども、わからないと思うんですけれども、大網白里のほうから



来た分というのが、ここにも含まれちゃっていますよね。それで、どのくらいなのかというのはちょっと見当つかないでしょうか。

○議 長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

正直、他町村からの搬入ごみがあったかどうか確認がとれていない状況ですし、その量についても把握はできません。申しわけありません。

○議 長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 難しいことを聞いてすみませんです。確かに、最初から免許証確認というのがよかったのかもしれないけれども、わざわざ免許証まで見せてまで搬入するというのも、またどうなのかなというのがあったので、1週間近くたったときに、そういう話を聞いて、受け入れないわけにはいなくて受け入れたということも聞いていましたので、今後、次の来年あけてくれることは本当に感謝申し上げます。そこに行った作業員の人、職員の人本当に大変な思いでずっとやってくださいましたので、本当にありがたいと思います。また、日にちが何日もないと思うんですけども、大変ですけども、よろしく願いいたします。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） ほかに。

4番、鏝田貴俊君。

○4番（鏝田貴俊君） 4番、鏝田です。

補正予算書の6ページ、債務負担行為の補正に関連してお伺いします。

ここに環境作業用ダンプ車更新事業ということで、単年度から来年度までということでは先ほど御説明を伺いました。その中で、何で来年度になるかというところで、車両の製造に1年間要するためというふうにお聞きしたと思うんですが、そうすると、要はダンプを特注でつくるということなのかどうか、それを教えていただきたい。

それとあわせて、それなら今年度のそれに伴う支出がどこかにあるのか。今、善塔議員から質問がありました歳出の13ページ、4款衛生費、2項清掃費48万3,000円というのは、これは環境用トラックという話なんですけど、これは修繕料になっていますので、修繕料というのは更新する前の今のトラックの修繕なのか。そうすると、新しいダンプを製造するに当たっての今年度の補正の項目がどこかにほかにあるのか、あわせて教えていただきたい。

○議 長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

まちづくり課環境係では、2 t ダンプ2台を作業用車両として管理しており、このうち1台を令和2年度に車両の入れかえを予定しております。

しかし、この2 t ダンプなんですけれども、ボディーに若干改造をする部分がありまして、そういったことを考えると、標準工期が約1年近く必要になります。令和2年4月に契約をした場合でも納期が足りなくなってしまう可能性がありますから、令和元年度中に契約の締結を行いたく、令和元年度から令和2年度までということで、環境作業用ダンプ車両更新事業の債務負担行為をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） よろしいですか。

ほかに。

2番、小川浩安君。

○2番（小川浩安君） 2番、小川でございます。

私のほうからは1点お伺いします。

10ページ、歳入、15款2項3目農林水産事業県補助金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金で4億9,055万7,000円。それに対しまして、歳出が、13ページの5款1項3目19節負担金補助金及び交付金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金ということで6億2,710万5,000円とございます。この歳入歳出の差額1億3,654万8,000円に対しまして交付税が算入されるということでよろしいのでしょうか、お伺いします。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、歳入の4億9,000万でございますが、これは国、県の負担分、国が30%、県が40%の負担ということで、歳入で見えております。その残りの1億3,000万が町負担分ということになりまして、それに対して交付税措置があるというところでございます。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 2番、小川浩安君。

○2番（小川浩安君） 2番、小川です。

そうしましたら、交付税は今後算入ということで、その表記については決算時期になるということよろしいでしょうか。一般財源に対して特別交付税が算入されると、今、回答がございました。それのお知らせといいますか、表示については、次年度の決算時期になると

いうことでよろしいのでしょうか、お伺いします。

○議長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） 交付税の算入でございますが、この事業、補助金でございますけれども、甚大な被害によって単年度、今年度だけで終了する事業ではないと思われまので、決算等々につきましては、令和2年度に繰り越しになる可能性がありますので、一概に今年度幾らの交付金というところの額は難しいかと思われま。

以上です。

○議長（内山菊敏君） いいですか。

ほかに。

1番、西村みほ君。

○1番（西村みほ君） 1番、西村です。

1つだけ質問させていただきます。もし、私の知識不足でしたら申しわけございません。

12ページ、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目3節の職員手当等の35万円ですけれども、こちらはマイナンバーカードの補助金が国のほうから39万円あるということで、こちらの35万円が手当として出ると思うんですけれども、職員の作業内容を教えてください。

○議長（内山菊敏君） 住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） マイナンバーの交付につきましては、令和4年度中までにほぼ全ての住民が持つという国の予定に沿いまして、順次交付を進めていくところなんですけど、ちょっと交付に時間がかかります。それと、平日に来られない方もいらっしゃるということで、平日・夜間・休日において予約を入れていただいて窓口を開設いたします。その分の時間外手当及び通信運搬費を予算計上させていただき、その10分の10が国から補助されるという流れになります。よろしく願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 1番、西村みほ君。

○1番（西村みほ君） 1番、西村です。

御回答ありがとうございました。

○議長（内山菊敏君） ほかに。

7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

14ページ、8款1項4目の11節消耗品ですけれども、これは先ほどの説明で、借りていたブルーシート等を返すためだということですが、災害時のときに購入された消耗品等

はないのかお伺いたします。

続きまして、15ページ、10款2項1目13節委託料、産廃関係なんですけれども、まず、これの予算に当たります国からの2分の1の補助なんですけれども、戻っていただいて9ページ、5,314万8,000円が国で2分の1ということだったんですけれども、これを倍にしますと1億629万6,000円ということで、この予算と145万5,000円の差額があるんですけれども、この項目のほかに国からの補助金の対象になるものがあるのか、お教えてください。

それと、今回補正でもってこの産廃が出ておりますけれども、これの受け入れ先が既に決まっているのか、今この産廃を処分する場所というか施設がないと、特に木材関係の捨てる場所がないというような問題が起こっていますけれども、既に確保されているのかお聞きいたします。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） それでは、私のほうからは補正予算書14ページ、8款消防費、1項消防費の4目災害対策費、11節消耗品費541万3,000円、これ以外で購入したものはないのかという質問でございますけれども……

（「災害時に」と言う者あり）

○総務課長（秋原 充君） 災害時にですね、これ以外……

（発言する者あり）

○総務課長（秋原 充君） この中の品物でよろしいですか。

それでは、541万3,000円の内訳を申し上げます。

本消耗品につきましては、災害時、県それから国にブルーシートの助成をお願いしたところなんです、我が町でブルーシートを配布する段階において、県は既にもうない、国もない、それは市町村が当たってくださいという指示を仰ぎました。これにより、私どもは県内の各市町、これは県内協定を結んでおりますので、協定を結んでいる各先にオファーをかけ、余分がある、必要がないというか緊急がなければ貸していただけないだろうかというオファーをかけて、この物につきましては柏市からブルーシートを950枚、土のう袋を1,000枚、これを用立てていただきました。

これにつきましては、災害協定の中で、災害が終了した場合については、その部分は当然お返しをするという形でございますので、急遽、12月補正予算におきまして、この分の購入費、ブルーシートと土のう袋で541万2,825円。これが主の部分でございます。残り19万8,000円につきましては、これは防災行政無線子局のバッテリーを災害時に緊急的に2セッ

ト4個を購入した費用でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えさせていただきます。

10款2項1目の13節委託料の災害廃棄物収集運搬処理業務委託料1億481万4,000円、この2分の1ときのお説明しましたけれども、9ページの14款2項3目2節の補助金5,314万8,000円、これが2分の1以上の金額になっているんじゃないかというような御質問でよろしいでしょうか。

この歳入の根拠なんですけれども、先ほど御質問のありました災害廃棄物収集運搬委託料1億484万1,000円に仮置き場で使用した重機の修繕料、これはパンク修理になるんですけれども、6万2,700円プラス仮置き場内のトタンごみの飛散防止用ネットの購入費16万3,240円プラス仮置き場内の災害ごみの整理に要した業務委託料96万8,000円、それと仮置き場内の外枠、柵の補強工事26万1,800円プラス先ほどの処分費の1億484万1,000円を足した合計額の1億629万6,740円の2分の1が歳入として見込まれているというものでございます。

それともう1点、ごみの受け入れ場所という御質問ですけれども、これはまだ決まっておりません。

以上です。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡厚君） 7番、浅岡です。

そうすると、消防費のほうですけれども、実際、災害時に使ったやつは当初予算の中でもっておさまったという考え方でよろしいですね。実際に災害のときに必要だったものは当初予算でおさまったと、購入したということでもよろしいですね。今回のやつは借りたものを返すお金だということですね。

続きまして、産廃のほうなんですけれども、瓦れきのほうですけれども、そうすると、先ほどの差額の分については、今回の補正の中にどこかしらに含まれているということでもよろしいのか。

それと、今、災害ごみの搬出先がまだ決まっていないということですが、これ至急に手配しないと、いつまでたっても片づかないものですから、その辺の当てがあるのかどうか。それだけお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） 廃棄物の収集運搬業務以外の4つの事業につきましては、企画財政課と協議の上、緊急性があったことから、現有予算の中から流用し支出しております。ですから、今回の補正には入っておりません。

それと、災害ごみの受け入れ場所につきましては、早急に協議をさせてもらいたい、検討をしていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（内山菊敏君） よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで一般会計補正予算の質疑は終わります。

続いて、特別会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

介護保険でちょっとお伺いしたいと思います。

介護保険、8ページ、歳出、款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費、この中で今回地域密着型予防サービス給付費が348万8,000円出ていますけれども、増えたという先ほど説明だったんですけれども、今、介護保険は要介護1から5あるいは要支援1、2の段階で分かれていると思うんですけれども、その中のバランスで、ほかはどうなのかというところで、全体的に地域密着型だけが増えたのか、ちょっとそこを教えてください。

○議長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） それでは、お答えをさせていただきます。

保険給付の件でございますけれども、まず、これは令和元年度の決算の見込みによる補正でございます。地域密着型介護予防サービス費につきましては、予算の考え方といたしまして過去3年間の利用がなかったということで、当初予算において1名分のおおむねの予算を仮置きさせていただいたところでございます。

しかしながら、実績ベースにおいて、グループホームの中に本年4月から2名の方が入所したことによって予算が不足したものであるということでございます。

また、要支援2の方がグループホームに入所するということは、非常にまれなケースでございます。介護度が上がる可能性が高かったということで、今まで流用によって対応をし

てきたところでございますが、これまでの状況から当面介護度の変更はなく、このままグループホームでの生活が継続されるであろうということから、今回補正によって対応させていただいたものでございます。

あくまで2名の方ということで、詳細につきましては個人が特定されかねませんので、これ以上の答弁は控えさせていただきます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

要するに、審査の段階できちとした軽い審査というか、言い方はどうなんだか、要するに介護認定を受けるときの聞き取り調査等や何かが、ちょっと軽いような形で審査をしたということはないんでしょうか。

○議 長（内山菊敏君） 健康福祉課長、作田延保君。

○健康福祉課長（作田延保君） 介護の認定審査については公平に行われていると認識してございます。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 介護認定を受けるときに、やはりその受け方によって、あるいは聞き取り方によって、大分認定度が違ってくるという経験も皆さんお話ししているので、ですから、そこはきちとした認定をしていただきたいと思います。

終わります。

○議 長（内山菊敏君） ほかにありませんか。

4番、鏝田貴俊君。

○4番（鏝田貴俊君） 4番、鏝田です。

農業集落排水事業特別会計についての補正について伺います。

5ページ、歳出で、ここで農業集落排水施設災害復旧費として1,160万が、御説明では公営事業債に該当するようになったので、一般会計の繰り入れから起債に財源更正するというお話なんです。災害復旧費に関しますと、昨日からの一般質問等の議論の中で、災害復旧費の費用については、補助金、交付税措置等によって、最終的な町の実質負担額は1割程度という説明があったと思いますが、本件も同様の対応となると考えていいのかどうか。それが1点。

それと、もう1点は、今回は災害復旧ですが、今後、災害ではなくても施設の長寿命化のために、設備の更新に当たって、同様に起債の検討もされるケースが出てくると思うんですが、そのような場合に、どのような補助事業が該当として想定されるのかどうか。

また、その場合の国、県、町の負担割合がどういうふうになるのか、その辺がわかったら教えていただきたい。

○議 長（内山菊敏君） 産業振興課長、篠崎英行君。

○産業振興課長（篠崎英行君） 今回の公営企業債でございますが、充当率100%、交付税措置率44%の公営企業債を適用されるかと思われます。

今後の修繕等の補助金につきましては、その都度その都度、国、県に確認しながらの補助制度の利用と、活用ということで御理解をお願いいたします。

以上です。

○議 長（内山菊敏君） ほかに。

7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

国民健康保険についてちょっとお伺いします。

補正でもって、繰越金5,937万5,000円という数字が出て、基金積立5,444万1,000円。現在の加入者数は5,000人弱ということですがけれども、計算すれば1人当たり1万1,000円程度に当たる金額を基金に積み立てておりますけれども、この繰越金についてですけれども、例えば町独自で使ったりするということが考えられるのかお答え願いたいと思います。

○議 長（内山菊敏君） 住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） 現在、税率を改定する際には、前年度の繰越金、それから基金の保有額を考慮いたしまして、税率を決めさせていただいております。

今回の積立金の数字につきましては、前年度繰越金を予算化するためのもので、今後3月までに基金からの繰入金の予算もございますので、最終的に幾らになるかというのはまだ確定の段階ではございません。30年度の繰越金について多少多くなるだろうというのは、税率改定の際のシミュレーションで既に想定済みなんですが、令和2年度以降は、ここまでの繰越金もう出ないだろうという根拠のもとに、税率の安定化のためと、それから保健事業に使わせていただくということで、基金については条例に基づいて使わせていただきます。

ですので、繰越金も考慮して、標準保険税率を参考に税率を決めさせていただいております。



○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

できれば、繰越金を町の事業として、事業というか、例えば予防事業、ほかの保険のですと予防用の歯磨きセットですとか薬のセットだとか、そういうものを余ったお金で、余ったお金といたらおかしいですけども、それで予防に充てるというような考え方もしています。国保ではそういうことができるのかできないのか。

○議長（内山菊敏君） 住民課長、戸田佳子君。

○住民課長（戸田佳子君） 令和元年度予算におきまして、ちょっと試験的にはあるんですが、健康ポイント事業というのを始めております。その事業の景品ですとか、被保険者の方に還元するための予算として使うことは可能で、保健事業の中では使うことは想定しているところでございます。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） ありがとうございます。

できれば、いろいろと国保税が高いというようなお話もありますので、被保険者の方々に平等に還元できるような、また、それによって予防して、支出を抑えられるような方法を考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（内山菊敏君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで特別会計補正予算の質疑を終わります。

これより一般会計補正予算、特別会計補正予算の討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は議案ごとに行います。

議案第2号の採決を行います。

議案第2号 令和元年度九十九里町一般会計補正予算（第6号）を原案のとおり決するこ

とに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の採決をいたします。

議案第3号 令和元年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(内山菊敏君) 起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の採決をいたします。

議案第4号 令和元年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の採決をいたします。

議案第5号 令和元年度九十九里町介護保険特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号の採決をいたします。

議案第6号 令和元年度九十九里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号の採決をいたします。

議案第7号 令和元年度九十九里町ガス事業会計補正予算(第1号)を原案のとおり決す

ることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は1時です。

(午前11時53分)

---

○議長(内山菊敏君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 零時56分)

---

◎日程第4 議案第8号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について

○議長(内山菊敏君) 日程第4、議案第8号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第8号について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、秋原充君。

(提案理由説明)

○議長(内山菊敏君) これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

13番、谷川優子君。

○13番(谷川優子君) 13番、谷川です。

会計年度任用職員の給与、今回条例改正があるんですけれども、どうも改定は大きな柱として2つ、非正規職員の適正化、それと今おっしゃっていただいた期末手当支給などの処遇改善。これを見ますと、九十九里町も該当者、臨時雇用の職員が、この間お伺いしたら5割近くにいたのかな。フルタイムとパートタイムが臨時雇用されている中で、どのくらいの割合で今九十九里町はいるのかお答えください。

○議長(内山菊敏君) 総務課長、秋原充君。

○総務課長(秋原 充君) お答えをさせていただきます。

これも全協のときにお答えをしておりますが、まず町職員の一般職員が146名おりまして、そのほか再任用が2名、それから今御質問の、現在は臨時職員でございますけれども、76名

おります。職員全体に占める割合は約34%でございます。

この中で、正規というかフルタイム、フルタイムは一般の職員と同じように朝から夕方、通常では8時半から17時15分まで勤務するフルタイム職員、それから短縮時間で勤務するパートタイム職員という形になりますけれども、この割合につきましては、ちょっとお待ちください、約3割程度、はっきりした数字じゃありません、3割程度がフルタイムの職員ということで、それ以外がパートタイム、時間勤務ということでございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

今回の会計年度任用職員はフルタイムと、今、お答えいただいたパートタイムというのがはっきり今回規定されていると。それによって、公務員運営のあり方が変わってしまうんじゃないかと、体制が変わってしまうんじゃないかというちょっと懸念があると思うんです。

今、国では正規の職員を減らして、パート、非正規職員にどんどん変えている。2006年から2016年の間に274万人の正規職員が26万人減っていると、この間に。そして非正規雇用が64万人で21万人増えていると。こういった中で、正規職員から非正規職員に置きかえられているというのが、今の現状だと思うんです。

今回の法改定は、任期の定めのない常勤職員を中心とする公務運営の原則が、崩されている状態じゃないかと思うんですね。今後、こうした状態に拍車をかけるだけではなくて、固定化されると。今回の災害や何かでも、非正規じゃなくて本来は正規職員をもっと増やしていかないと、今回のような災害のときに住民がやっぱり困るんじゃないかと、私は大分懸念しているんです。

実際、給料の面と、そういった面で九十九里町の今置かれている非正規雇用の職員は、本当に変わらないのかどうなのか、給料の部分でも、どうなんでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） まず、本条例制定は、あくまでも会計年度任用職員の給与制度を定めなければいけないという法律のもとに、今回、全市町村が同じような条例を制定しておるということです。それは御理解をいただきたいと思います。

正規、非正規の関係に関しましては、地方公務員には定員管理というルールがございます。その組織がどういう業務を行うのにどういう職員がどのぐらい必要かという、その定員管理の枠の中で、正規採用職員を落とし込んで決めていくというのが正規のルールでございます。

あくまでも非正規と、言葉はそういう言葉でしょうけれども、公務員の場合は臨時的任用という形で今までも補ってきておりますし、フルタイムでいる職員につきましても、その大半はこども園等の保育士、保育教諭という方々が、産休育休となった場合の補填という形でお願いをしておるところでございます。原則の、決して業務を行うに不足をしているのを、臨時職員で賄うというわけではございません。そういう不測の事態、それから緊急を要する場合にお願いをする。

それから、正規の職員のように1日じゃなくて、短時間の労働で事が足りるという方もいらっしゃると思います。そういう方が、今後も増えるとは思っていますので、そういう短時間労働を御希望の方には、今回の会計年度任用職員のパートタイム制度については、手当も出るということにもなりますし、有効な雇用形態に変わってきておると思っておりますので、町といたしましても、雇用制度のいいところをうまく使いながら、会計年度任用職員の雇用に当たっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

今回、会計年度任用職員はフルタイムとパートタイムの規定がかなりきちっと決められている。格差が出てくるんじゃないかと。フルタイムには退職手当支給、パートタイムには退職手当は支給されないとか、また、フルタイム会計年度任用職員は兼業禁止が適用されるとか、そういった部分も出てくるんじゃないかと思うんですけども、どうなんでしょうか。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） まず、今回のこの会計年度任用職員制度、今までの臨時雇用職員に対する待遇だとか給与の面が、市、町によってばらばらであり、その待遇が労務に合った待遇ではなかったということ。国における、俗に言う働き方改革の中から同一労働同一賃金、これを基本としてこの改正がなされております。

議員がおっしゃるとおり、一番変わっているのは、フルタイムの方がフルタイムの正規職員と同様な待遇を受けるというところが一番の改正点でございますので、どうしてもパートタイムの方につきましても、フルタイムの方との差は出てくるかと思っておりますし、国の法改正でもそのようにされております。

退職金についても先ほど議員がおっしゃられたとおりでございます。フルタイムの1年以上につきましても、退職手当組合への加入がありますが、それ以外は今までどおり雇用保険

という形になろうかと思っております。

以上でございます。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） やはり公務員というのは、私たち住民の命と暮らしを守るという大事な担い手でもあるので、そこをきちんと考えて、正規職員として、また働く労働者としての権利をきちんと守りながらやっていただきたいと思います。

終わります。

○議 長（内山菊敏君） ほかにありませんか。

10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

ちょっと確認で申しわけございません。

全員協議会のときに、臨時職員が65名とお聞きしたんですけれども、その中には、先ほど課長が言ったように保育士さんとか学童保育の先生とか調理師さんとか、いろいろ含めた中の65名というのはお聞きしたんですけれども、この65名が全員該当するというところでよろしいのでしょうか。

○議 長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 今、数字は多分76名と言っていると思うんです。今、うちの現状の臨時職員である方は全て会計年度任用職員に変わります。ただ、その方がフルタイムなのか、パートタイムか、このまず二通りになるというところでございます。

○議 長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） 10番、善塔です。

そうですね、全員協議会では65名と言ったんですけれども、先ほど谷川議員の質問の中の答弁が76名になっていたの、どうなのかなと思って、その確認と、今のでわかりました、フルタイムとパートタイムというのが分かれているのはわかるんですけれども、臨時職員の中で半年とか1年と区切られている臨時の人っているじゃないですか。契約って、大体そのようなことを聞いているんですけれども、こういう人がいるような話を聞いたことあるんですけれども、いないのですか。半年間の臨時職員とか1年の臨時職員という人はいないのかしら。いるのだったら、その人も含まれて、この該当になるのかどうかお聞きします。

○議 長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） 現在の雇用体系からいいますと、基本的には6カ月の契約でさら

に延長6カ月の1年という形になります。会計年度任用職員の場合は、あくまでも1会計年度に限るとされております。1年ですね。それをローテーションで長くというか、続けることは可能という形でありますけれども、1年単位になります。

○議長（内山菊敏君） 10番、善塔道代君。

○10番（善塔道代君） ありがとうございます。わかりました。1年は大丈夫ということで。  
(発言する者あり)

○10番（善塔道代君） 短いほう、6カ月も大丈夫、1年単位だから。ごめんなさい、6カ月も1年も大丈夫ということですね、わかりました。違った。6カ月は大丈夫、1年も大丈夫ということですよ。だから、臨時職員、半年でも1年でも、全部が該当するということによろしいんですね、わかりました。ありがとうございます。

○議長（内山菊敏君） ほかにありませんか。

7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

今年度、対象の方が76名ということで、来年度はちょっと人数わからないんですけども、おおよそこれによってどのぐらいの財政負担があるのか。増額の大体の金額と、その財源。

それと、これだけの臨時職員の方に地位を与えるわけですから、それなりの採用規定とかそういうものが存在するのをお聞かせください。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） お答えをさせていただきます。

増額する費用でも言いましたけれども、まず手当、これがフルタイムについては期末手当が完全支給されますし、パートタイムも1週間のうち15時間30分以上勤務なされる方には支給されたり、通勤手当とかそういう形も出ております。はっきり言って、今年の11月末現在で76名でございますが、これが来年度いかようになるかというのは、はっきりはしてございません。一番変わるのが、やはり正規と同様のフルタイム部分の職員がどのぐらい増えたり減ったりするかということでございますけれども、手当だけで見ても、一番少なくとも2,000万から3,000万の増額になるということでございます。

それから、雇用の関係でございますけれども、基本的にはまず一般職に準ずるという大きな規定がございますけれども、まず、今回この条例が制定をお認めいただきますと、今度はこれに関して給与の支給とかサービス関係の規則ということで、下の例規でございます規則で、年明け早々ぐらいまでにはそれができ上がって、その中で雇用体系それからサービスの関係も定

めるような形になる予定でございます。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

財源のほうは、これは一般会計になるんですか、それとも国からの補助があるのか、その辺ちょっとお聞きしたかったんですけども。

それと、サービス関係の規約ですか、そういうのは年明け早々に決めるということですけども、先ほど質問した採用するときの基準ですとか、例えば試験をやって面接をやるとか、そういうことまで考えているのか、その辺の採用の際の規定とかを考えているのであれば教えてください。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） すみません、先ほどは漏らしてしまいましたけれども、財源につきましては、原則は一般財源で市町村負担となります。ただ、国等の事業を受けて、町が行う場合に、人件費も国の助成が出る場合がございますが、その場合についてはその助成制度によるということであります。

それから、採用関係に関しても、今の臨時職員についても原則競争をさせるという形での規定になっておりまして、その辺につきましても同様に、雇用による応募はしますけれども、それで応募された方々を書類選考ですとか面接ですとか、選考した上で採用という形になるかと思えます。

それから、我々一般職も採用後半年間の試行期間がございますとおり、今後は、会計年度任用職員もそのような試行の期間も設けられることになるとも言われておりますので、サービス関係は規則で押さえていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内山菊敏君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。



(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第8号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(内山菊敏君) 起立多数であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5 議案第9号 九十九里町地域産業活性化基金条例の制定について

○議長(内山菊敏君) 日程第5、議案第9号 九十九里町地域産業活性化基金条例の制定についてを議題といたします。

議案第9号について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長、篠崎英行君。

(提案理由説明)

○議長(内山菊敏君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第9号 九十九里町地域産業活性化基金条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第10号 九十九里町森林環境整備基金条例の制定について

○議長（内山菊敏君） 日程第6、議案第10号 九十九里町森林環境整備基金条例の制定についてを議題といたします。

議案第10号について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長、篠崎英行君。

（提案理由説明）

○議長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

議案第10号 九十九里町森林環境整備基金条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（内山菊敏君） 起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 議案第11号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（内山菊敏君） 日程第7、議案第11号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第11号について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、秋原充君。

（提案理由説明）

○議長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

8条の表、別表第1の2につきましてちょっとお聞かせください。

年間当たりの報酬、また手当等は、それぞれの役職によって変わるのとはわかるんですけども、普通の1日当たりの、例えば委員長と委員の差というのは、どういう理由でできているのかお教えてください。

○議長（内山菊敏君） 総務課長、秋原充君。

○総務課長（秋原 充君） それでは、第8条関係でございます。委員会の委員報酬ですとか、別表がついているところでございますけれども、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例ということで、審議会、委員会等で委員長、会長の報酬額と委員の報酬額の差、それから日給の関係でございますけれども、まず非常勤職員の報酬に係る法規定がございまして、地方自治法第203条の2第2項の規定では、非常勤の委員会職員の報酬、これは行政委員会も含めてですけれども、報酬については、まず原則勤務日数に応じて支給する日額制度とされております。

ただ、先ほども議員さんがちょっとおっしゃられたその勤務の体系とかという話がございましたとおり、昭和31年度の地方自治法改正によりまして、これの日給制にただし書きが加わりまして、条例で特別の定めをした場合はこの限りでないという規定が加えられております。これにより、月給制も行えることができるということになっておりまして、まず、基本は原則日給制ということでございます。

それから、その報酬額の決定についてでございますが、これは各種の判例から受けて決めることではございますけれども、その職務の性質、権限の性質・内容、職責、選任されることにより受ける各種の制約など、その他の状況として、市町村の財政規模やそれぞれの諸般の事情を総合的に考慮し、条例で定めると。額については条例で定めるということにまたなっております。

それで、本町におきましても、従来から委員長の職務内容、職責等を考慮し、委員の報酬と差を設けて設定をしておるところでございます。御理解をお願いいたします。

○議長（内山菊敏君） 7番、浅岡厚君。

○7番（浅岡 厚君） 7番、浅岡です。

任命されて、その場でもって委員長を決めるんですけれども、25%の差が適正かどうかというのはいま一度検討していただいて、同じ場で議論するわけですから、できればその辺をちょっと考慮していただければありがたいなと思います。議長と副議長、委員、議長と副議長は差があって、副議長と普通の委員は差がないと。例えば議長を代行してやった場合に、議長と同じだけそれを払うのかというようなことも出てきますので、この辺をいま一度検討する余地があるんじゃないかと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（内山菊敏君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第11号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（内山菊敏君） 起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第12号 九十九里町都市公園設置管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（内山菊敏君） 日程第8、議案第12号 九十九里町都市公園設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第12号について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長、古川富康君。

（提案理由説明）

○議 長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

私も一応委員なんですけれども、これを出されたときに私は反対したんです。今、課長の説明した、災害がどうのこうので、だから値上げしなきゃいけないという、その値上げの根拠がきちんとしていないということですよね。前回、フィットネスのつくも学遊館の運営協議会のとときの説明では、機械を新しくするとかという説明で、今回また別な理由づけになっているんですけれども、本当のところはどうなのでしょう。

○議 長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） お答えいたします。

フィットネスつくもトレーニングルームの使用料は、町内一般の使用料は現行220円で、施設を最大3時間30分まで使用可能です。近隣市町のスポーツ施設使用料は山武市で400円、東金市で310円、大網白里市でも310円で、最大2時間まで使用可能です。

また、フィットネスつくもの管理運営は、業者委託により運営をしており、平成12年の開館以来、人件費等の上昇により委託料も更新のたびに増額となっております。

さらには、近年の異常気象に伴い、2年ぐらい前から、夏場になりますとフィットネスつくものエアコンが冷えないとの苦情が寄せられております。業者から見積もりをとりましたところ、入れかえには約610万円の費用が必要となります。このまま現状の使用料を据え置きますと、税金による負担が増え、施設利用者と利用していない方との間で不公平が生じます。

町としましても、負担の公平性を考慮した結果、受益者負担の原則に基づき、施設利用者に応分の負担をいただき、今後のフィットネスつくも存続のため、並びに施設利用者へのサービスの維持、向上のために使用料の改正をお願いするものでございます。御理解をお願いいたします。

○議 長（内山菊敏君） 13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

今、要は予防を中心にやると。別に近隣自治体から比べたら安いから、比較的安価だと、そして20年も上げていないという話で、それは、でも、大変住民にとってはいいことだと思うんですよね。あれはもともと税金で建てたものであって、住民にその税金で返すというこ

とは町の責務だと思うんです。ですから、上げずに、予防という観点でみんなが来やすいような状況というのはどうなんでしょうか。

○議長（内山菊敏君） まちづくり課長、古川富康君。

○まちづくり課長（古川富康君） 先ほどの答弁と同じになってしまいますけれども、現状の使用料を据え置きますと、税金による負担が増え、施設の利用者と利用しない方の間の不公平が生じてしまいます。町としましても、負担の公平性を考慮した結果、利用者の方に、今後も気持ちよく利用していただき、さらには、サービスの向上のために改正をお願いするものですので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（内山菊敏君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第12号 九十九里町都市公園設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（内山菊敏君） 起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 議案第13号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

○議長（内山菊敏君） 日程第9、議案第13号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

議案第13号について、提案理由の説明を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町 長（大矢吉明君） 議案第13号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについての提案理由でございますが、教育委員会委員の作田光代氏が令和元年12月21日を持って任期満了となりますので、新たに石田米子氏を教育委員会委員として任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

石田氏は、昭和46年4月から平成19年3月までの36年の長きにわたり、教諭として児童教育に情熱を傾注され、学校教育に多大なる尽力をされました。また、平成28年4月から更生保護女性として、さらに平成30年4月から食生活改善協議会推進員として、現在も地域福祉の推進に積極的に取り組まれております。

氏は、人格が高潔で、学校教育及び社会教育に関する識見を有していることから、教育委員会委員として適任でありますので、任命するに当たり議会の同意をお願いするものでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議 長（内山菊敏君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第13号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議 長（内山菊敏君） 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

◎日程第10 議案第14号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意

を求めることについて

議案第15号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意

を求めることについて

○議長（内山菊敏君） 日程第10、議案第14号及び議案15号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを一括議題といたします。

議案第14号及び15号について、提案理由の説明を求めます。

町長、大矢吉明君。

（町長 大矢吉明君 登壇）

○町長（大矢吉明君） 議案第14号及び議案第15号の固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、提案理由を一括して申し上げます。

本案は、2名の固定資産評価審査委員会委員が令和2年1月30日をもって任期満了となることから、固定資産評価審査委員会委員を選任するため、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

議案第14号は齊藤重晴氏、議案第15号は大池久男氏でございます。

齊藤氏、大池氏とも委員としての経験が豊富で、地域住民からの人望も厚い人格者でございます。また、固定資産税に関する知識も豊富で、地域の状況にも詳しく、固定資産評価審査委員会委員として適任でありますので、引き続き選任するに当たり議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、令和2年1月31日から3年間でございます。よろしく申し上げます。

○議長（内山菊敏君） これより、議案第14号及び議案第15号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。議案第14号の採決をいたします。



議案第14号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、  
原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第15号の採決をいたします。

議案第15号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、  
原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎日程第11 議案第16号 山武郡市広域行政組合格約の変更に関する協議について

○議長(内山菊敏君) 日程第11、議案第16号 山武郡市広域行政組合格約の変更に関する  
協議についてを議題といたします。

議案第16号について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、秋原充君。

(提案理由説明)

○議長(内山菊敏君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありますか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第16号 山武郡市広域行政組合格約の変更に関する協議についてを原案のとおり決す

ることに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(内山菊敏君) 起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議長(内山菊敏君) 日程第12、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題といたします。

本諮問について、提案者の説明を求めます。

町長、大矢吉明君。

(町長 大矢吉明君 登壇)

○町長(大矢吉明君) 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてでございますが、令和2年3月31日付で任期満了となります鈴木知恵子氏を引き続き人権擁護委員に推薦するものでございます。

鈴木氏は、35年にわたり高等学校教諭として生徒の教育に尽力した経験から、平成26年4月に人権擁護委員に着任以降、特に子供の人権問題について積極的に活動されております。また、町民生委員・児童委員としても活躍されていることから、地域住民からの人望も厚く、信頼されております。

氏は人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解があることから、人権擁護委員として適任でありますので、推薦するに当たり議会の意見を求めるものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長(内山菊敏君) 暫時休憩します。

(答申書配付)

(午後 1時53分)

---

○議長(内山菊敏君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時54分)

---

○議長（内山菊敏君） 本件は、ただいまお手元に配付した意見書のとおり答申したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 異議なしと認め、お手元に配付した意見書のとおり答申することに決定いたしました。

---

◎日程第13 陳情第3号 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」の採択を求める陳情書

○議長（内山菊敏君） 日程第13、陳情第3号 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」の採択を求める陳情書についてを議題といたします。

総務経済常任委員会の審査の結果について、総務経済常任委員会委員長より報告を求めます。

総務経済常任委員長、善塔道代君。

（総務経済常任委員長 善塔道代君 登壇）

○総務経済常任委員長（善塔道代君） 10番、善塔です。

報告いたします。総務経済常任委員会に付託されました「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」の採択を求める陳情書について、陳情の趣旨及び内容について本委員会で慎重審議した結果、不採択と決定いたしましたので、会議規則第95条の規定により報告いたします。

○議長（内山菊敏君） 総務経済常任委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の討論を許します。ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（内山菊敏君） ないようですので、次に、原案に賛成の討論を許します。

13番、谷川優子君。

○13番（谷川優子君） 13番、谷川です。

「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」の採択を求める陳情書について賛成の討論を行います。

74年前、アメリカによる原子爆弾の投下で、広島約14万人、長崎で7万人の命が奪われましたが、その犠牲になった圧倒的な多数は罪のない一般市民でした。

今は、被爆者の方々は速やかな核兵器廃絶を願い、核兵器の廃止・廃絶をする条約を結ぶことを、全ての国に求める核兵器廃絶署名を現在集めています。世界でこれまで1,050万筆を超えています。これは2発の原子爆弾より数十万の人々を殺傷し、生き延びた人も後遺障害にさいなまれ、子や孫への不安の中、生き抜いてきた、そして再び被爆者をつくるなどという願いです。心からの叫びです。

しかし、地球上には今なお1万4,000発の核兵器があり、その破壊力は広島、長崎に落とされた2発の数万倍にも及んでいます。

平均年齢82歳を超えた被爆者が、後世の人々が同じ苦しみを味わわないように、生きている間に何としても核兵器のない世界を実現したいと切望しています。

一昨年7月、国連で核兵器禁止条約が加盟国の6割の賛成で採択されました。現在、署名した国は80カ国、批准した国は34カ国になりました。発効は時間の問題です。これからは核兵器に悪の烙印が押され、核保有国は条約への調印や批准を拒否しても、政治的道義的責任を問われることとなります。

条約の前文には「被爆者や核実験の被害者の苦難に留意し」といった文言が入り、開発、生産、製造、取得、所有、貯蔵が禁止されます。また、管理を移転すること、使用すること、実験爆発、配備、配置、展開することも禁止する内容です。

採択したときの議長は、その目標は核保有国も将来に参加するという、20世紀の安全保障の思考を乗り越えて、核兵器の廃絶へ進むことを望む大多数の国や諸国民の意思を政治的に表明するものになっていると指摘しました。また、被爆者の訴えには破滅的な人道的影響を思い起こさせた、よい交渉結果を出すために努力をするべきだということを再確認したと述べました。

これまで、核保有国の核兵器は安全保障に役立つ必要悪だという考え方が前提でしたが、米国は、核保有国であっても9.11テロ事件を防ぐことはできませんでした。核抑止力の考えは崩れました。生物化学兵器や対人地雷・クラスター弾は、非人道的な兵器として禁止条約

が発効しています。核兵器だけ特別扱いにする理由はありません。

そして、各首長も参加されている平和首長会議は、内閣総理大臣宛てに核兵器禁止条約の早期実現に向けた取り組みの推進についての要請をしています。その中で、核兵器禁止条約の交渉会議を心から歓迎し、日本政府がこの決議に反対したことは、被爆者の切実な思いに背くもので、極めて遺憾です。戦争被爆国として強いリーダーシップを発揮し、建設的な議論が行われるよう努力を尽くしていただくことを強く要請するとしています。まさに、これが国民の思いです。

憲法9条で、戦力を持たない、武力による威嚇や武力の行使は永久に放棄するとうたう平和憲法を持ち、世界で唯一の惨禍を経験した日本として、殺りく兵器の最たるものである核兵器を禁止する条約に署名し批准することは、思想、信条、党派を超えて、今生きる私たちの責務だと考えます。

国内で意見書を上げた自治体は424になりました。九十九里町では、かつて米軍の基地により戦争の悲惨さを嫌というほど経験しました。子や孫たちに核兵器のない平和で公正な世界を引き継ぎましょう。

町議会は非核平和宣言を議決しています。この立場で日本政府に対して核兵器禁止条約に署名、批准、地球上から核兵器をなくす先頭に立つよう求めましょう。

「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」の採択を求める陳情書に対して賛成の討論を終わります。

○議長（内山菊敏君） これより採決いたします。

総務経済常任委員会委員長の報告は不採択です。

陳情第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（内山菊敏君） 起立少数であります。

よって、陳情第3号は不採択とすることに決定いたしました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（内山菊敏君） 以上で今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、これをもって今期定例会を閉会といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(内山菊敏君) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日で閉会とすることに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもって令和元年第4回九十九里町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午後 2時06分

この会議録は、会議の顛末を録したものでその真正なるを証するためここに署名する。

九十九里町議会議長            内    山    菊    敏

署 名 人            小    川    浩    安

署 名 人            善    塔    道    代